

公益社団法人 日本社会福祉士会
第38回通常総会

議案資料集



2026年6月20日（土）
（13：00～16：00）

東京都中央区日本橋茅場町
鉄鋼会館

JACSW
公益社団法人 日本社会福祉士会

第38回通常総会

議案資料集目次

I 議案

第1号議案	2025年度決算報告	1
-------	------------	---

II 理事会報告

第1号報告	2025年度事業報告	13
第2号報告	2027年度予算・制度に関する提案書	65
第3号報告	2025年度声明及び関係行政機関等への意見・要望等の状況	79

III 事務連絡

第1号事務連絡	規程類改正	81
第2号事務連絡	第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（青森大会）	
第3号事務連絡	第35回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（奈良大会）	
第4号事務連絡	2025年度事務局代表者会議開催報告	
第5号事務連絡	その他	

※第2、3号事務連絡につきましては、総会当日に口頭報告します。

※第4、5号事務連絡につきましては、総会当日に資料配付します。

IV 参考資料

①	2025年度 補助金・助成金事業一覧（実績）	87
②	2026年度 補助金・助成金事業一覧（申請予定含む）	88
③	都道府県社会福祉士会 会員数増減一覧	89
④	都道府県社会福祉士会 入会状況一覧（2025年度末現在）	90
⑤	役員一覧	91
⑥	都道府県社会福祉士会 会長・事務局長一覧（2025年度）	92
⑦	委員会委員一覧（2025年度）	93
⑧	アドバイザーリスト	97
⑨	賛助会員一覧（2025年度）	99
⑩	主要行事予定表（2026年度）	100

公益社団法人 日本社会福祉士会

第38回通常総会

第1号議案

2025年度決算報告

JACSW

貸借対照表
令和8年3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	122,838,995	136,021,212	△ 13,182,217
未収会費	3,832,750	4,728,300	△ 895,550
未収金	1,390,464	3,185,418	△ 1,794,954
前払金	2,094,483	1,224,500	869,983
貯蔵品	6,164,194	4,833,707	1,330,487
徴収不能引当金	△ 811,300	△ 1,157,500	346,200
流動資産合計	135,509,586	148,835,637	△ 13,326,051
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	2,500,000	2,500,000	0
基本財産合計	2,500,000	2,500,000	0
(2)特定資産			
成年後見事業被害者救済制度積立預金	37,163,358	37,086,872	76,486
財政調整特定預金	42,642,077	42,583,784	58,293
災害活動支援預金	5,113,744	7,109,526	△ 1,995,782
ホームページ改修準備資金	4,000,000	4,000,000	0
電話機・椅子購入準備資金	2,096,000	2,096,000	0
調査研究事業費準備資金	29,399,226	30,394,365	△ 995,139
全国大会特別対応準備資金	9,132,581	9,132,581	0
e-ラーニング講座費用準備資金	10,917,512	6,488,102	4,429,410
研修管理システム新規導入積立金	0	5,200,000	△ 5,200,000
災害復旧準備資金	11,500,000	11,500,000	0
特定資産合計	151,964,498	155,591,230	△ 3,626,732
(3)その他固定資産			
建物附属設備	107,300	128,788	△ 21,488
什器備品	6,424,650	5,879,402	545,248
リース資産	0	432,438	△ 432,438
ソフトウェア	5,431,031	7,912,777	△ 2,481,746
電話加入権	74,984	74,984	0
敷金	5,372,285	5,372,285	0
長期貸付金	5,000,000	5,000,000	0
その他固定資産合計	22,410,250	24,800,674	△ 2,390,424
固定資産合計	176,874,748	182,891,904	△ 6,017,156
資産合計	312,384,334	331,727,541	△ 19,343,207
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	23,492,572	40,652,490	△ 17,159,918
前受金	1,310	5,445	△ 4,135
預り金	1,927,459	2,612,217	△ 684,758
リース債務	0	466,342	△ 466,342
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払消費税等	1,272,100	1,468,200	△ 196,100
流動負債合計	26,763,441	45,274,694	△ 18,511,253
負債合計	26,763,441	45,274,694	△ 18,511,253
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	5,113,744	7,109,526	△ 1,995,782
指定正味財産合計	5,113,744	7,109,526	△ 1,995,782
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(5,113,744)	(7,109,526)	(1,995,782)
2. 一般正味財産	280,507,149	279,343,321	1,163,828
(うち基本財産への充当額)	(2,500,000)	(2,500,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(146,850,754)	(148,481,704)	(1,630,950)
正味財産合計	285,620,893	286,452,847	△ 831,954
負債及び正味財産合計	312,384,334	331,727,541	△ 19,343,207

令和7年度 正味財産増減計算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	6,875	935	5,940
基本財産受取利息	6,875	935	5,940
特定資産運用益	260,301	61,780	198,521
特定資産受取利息	260,301	61,780	198,521
受取会費	236,199,000	232,480,000	3,719,000
正会員受取会費	235,259,000	231,650,000	3,609,000
賛助会員受取会費	940,000	830,000	110,000
事業収益	32,760,990	36,304,410	△ 3,543,420
研修収入	10,714,350	12,998,090	△ 2,283,740
修了証等発行収入	15,000	44,000	△ 29,000
出版物販売等収入	1,663,894	1,962,738	△ 298,844
印税収入	1,500,313	2,537,361	△ 1,037,048
後見登録料徴収代行手数料	460,042	396,880	63,162
名簿登録料収入	838,000	827,000	11,000
認定登録料収入	1,778,000	1,996,000	△ 218,000
会費管理手数料収入	4,343,459	4,531,473	△ 188,014
業務受託収入	11,447,932	11,010,868	437,064
受取負担金	24,077,000	23,193,550	883,450
受取負担金	24,077,000	23,193,550	883,450
受取補助金等	17,110,000	21,607,000	△ 4,497,000
受取国庫補助金	15,610,000	19,607,000	△ 3,997,000
受取民間助成金	1,500,000	2,000,000	△ 500,000
受取寄附金	2,159,036	2,005,000	154,036
受取寄附金	159,036	5,000	154,036
受取寄附金振替額	2,000,000	2,000,000	0
雑収益	16,079,190	15,341,182	738,008
受取利息	312,363	80,140	232,223
広告料収入	453,200	249,700	203,500
資料販売収入	14,690,532	14,363,227	327,305
雑収益	623,095	648,115	△ 25,020
経常収益計	328,652,392	330,993,857	△ 2,341,465
(2) 経常費用			
事業費	279,081,777	282,076,094	△ 2,994,317
給料手当	87,156,219	79,032,711	8,123,508
臨時雇賃金	1,814,780	1,765,300	49,480
法定福利費	14,573,527	14,066,274	507,253
福利厚生費	2,120,880	2,027,000	93,880
通勤費	2,494,942	2,695,071	△ 200,129
修繕費	0	6,849	△ 6,849
光熱水料費	676,875	890,625	△ 213,750
賃借料	11,747,340	12,426,843	△ 679,503
リース料	965,000	872,418	92,582
会員管理費	2,340,217	2,093,476	246,741
租税公課	2,781,980	2,923,095	△ 141,115
減価償却費	7,279,460	6,457,189	822,271
徴収不能額	0	200,000	△ 200,000
支払寄付金	2,107,990	2,208,550	△ 100,560
システム管理費	16,783,228	16,000,869	782,359
大会費	500,000	1,367,419	△ 867,419
業務委託費	20,989,044	24,304,012	△ 3,314,968
旅費交通費	13,547,244	12,532,551	1,014,693
諸謝金	9,537,264	12,074,336	△ 2,537,072
会場費	2,045,486	3,652,533	△ 1,607,047
会議費	3,394	0	3,394
通信運搬費	29,977,934	29,160,539	817,395
事務消耗品費	1,670,433	1,605,033	65,400
印刷製本費	27,207,618	29,380,231	△ 2,172,613
諸会費	4,591,133	4,446,863	144,270

令和7年度 正味財産増減計算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
保険料	7,686,626	7,494,675	191,951
支払助成金	5,115,412	8,876,140	△ 3,760,728
雑費	3,367,751	3,515,492	△ 147,741
管理費	48,336,787	52,478,569	△ 4,141,782
役員報酬	190,000	190,000	0
給料手当	17,490,839	18,564,005	△ 1,073,166
臨時雇賃金	166,650	252,500	△ 85,850
法定福利費	2,884,258	3,304,025	△ 419,767
福利厚生費	938,398	841,237	97,161
通勤費	547,638	606,259	△ 58,621
渉外費	83,057	113,917	△ 30,860
修繕費	0	1,401	△ 1,401
光熱水料費	119,449	182,418	△ 62,969
賃借料	2,073,060	2,545,257	△ 472,197
リース料	155,152	161,116	△ 5,964
租税公課	25,222	18,875	6,347
減価償却費	1,301,654	1,132,707	168,947
諸報酬	3,375,849	3,382,911	△ 7,062
徴収不能引当金繰入	382,800	1,094,200	△ 711,400
徴収不能額	410,000	455,000	△ 45,000
システム管理費	724,815	692,194	32,621
業務委託費	1,725,697	2,329,379	△ 603,682
旅費交通費	10,004,791	10,780,363	△ 775,572
諸謝金	127,798	89,094	38,704
会場費	1,088,042	1,088,527	△ 485
会議費	65,618	49,960	15,658
通信運搬費	1,080,606	1,079,831	775
事務消耗品費	263,244	299,539	△ 36,295
印刷製本費	1,332,096	953,633	378,463
諸会費	557,175	567,175	△ 10,000
保険料	335,760	364,603	△ 28,843
新聞図書費	406,237	409,337	△ 3,100
支払利息	5,008	45,379	△ 40,371
雑費	475,874	883,727	△ 407,853
経常費用計	327,418,564	334,554,663	△ 7,136,099
当期経常増減額	1,233,828	△ 3,560,806	4,794,634
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,233,828	△ 3,560,806	4,794,634
法人税等	70,000	70,000	0
税引後当期一般正味財産増減額	1,163,828	△ 3,630,806	4,794,634
一般正味財産期首残高	279,343,321	282,974,127	△ 3,630,806
一般正味財産期末残高	280,507,149	279,343,321	1,163,828
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	4,218	1,235,061	△ 1,230,843
一般正味財産への振替額	△ 2,000,000	△ 2,000,000	0
当期指定正味財産増減額	△ 1,995,782	△ 764,939	△ 1,230,843
指定正味財産期首残高	7,109,526	7,874,465	△ 764,939
指定正味財産期末残高	5,113,744	7,109,526	△ 1,995,782
III 正味財産期末残高	285,620,893	286,452,847	△ 831,954

令和7年度 正味財産増減計算書内訳表
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	他1	小計		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	6,875	6,875
基本財産受取利息			0			0	6,875	6,875
特定資産運用益	117,328	0	117,328	0	76,486	76,486	66,487	260,301
特定資産受取利息	117,328		117,328		76,486	76,486	66,487	260,301
受取会費	0	118,099,500	118,099,500	0	0	0	118,099,500	236,199,000
正会員受取会費		117,629,500	117,629,500			0	117,629,500	235,259,000
賛助会員受取会費		470,000	470,000			0	470,000	940,000
事業収益	10,456,000	0	10,456,000	3,164,207	19,140,783	22,304,990	0	32,760,990
研修収入	9,341,000		9,341,000		1,373,350	1,373,350		10,714,350
修了証等発行収入	15,000		15,000		0	0		15,000
出版物販売等収入			0	1,663,894		1,663,894		1,663,894
印税収入			0	1,500,313		1,500,313		1,500,313
後見登録料徴収代行手数料			0		460,042	460,042		460,042
名簿登録料収入			0		838,000	838,000		838,000
認定登録料収入			0		1,778,000	1,778,000		1,778,000
会費管理手数料収入			0		4,343,459	4,343,459		4,343,459
業務受託収入	1,100,000		1,100,000		10,347,932	10,347,932		11,447,932
受取負担金	17,298,300	0	17,298,300	0	6,778,700	6,778,700	0	24,077,000
受取負担金	17,298,300		17,298,300		6,778,700	6,778,700	0	24,077,000
受取補助金等	17,110,000	0	17,110,000	0	0	0	0	17,110,000
受取国庫補助金	15,610,000		15,610,000			0		15,610,000
受取民間助成金	1,500,000		1,500,000		0	0		1,500,000
受取寄附金	2,159,036	0	2,159,036	0	0	0	0	2,159,036
受取寄附金	159,036		159,036			0		159,036
受取寄附金振替額	2,000,000		2,000,000			0		2,000,000
雑収益	15,143,751	0	15,143,751	7,990	496,000	503,990	431,449	16,079,190
受取利息			0			0	312,363	312,363
広告料収入	453,200		453,200			0		453,200
資料販売収入	14,690,532		14,690,532		0	0		14,690,532
雑収益	19		19	7,990	496,000	503,990	119,086	623,095
経常収益計	62,284,415	118,099,500	180,383,915	3,172,197	26,491,969	29,664,166	118,604,311	328,652,392
(2) 経常費用								
事業費	215,435,382	0	215,435,382	1,309,375	62,337,020	63,646,395		279,081,777
給料手当	68,787,185		68,787,185	602,798	17,766,236	18,369,034		87,156,219
臨時雇賃金	1,781,450		1,781,450	0	33,330	33,330		1,814,780
法定福利費	11,500,335		11,500,335	108,887	2,964,305	3,073,192		14,573,527
福利厚生費	1,604,880		1,604,880	16,800	499,200	516,000		2,120,880
通勤費	1,856,312		1,856,312	24,762	613,868	638,630		2,494,942
光熱水料費	533,537		533,537	7,963	135,375	143,338		676,875
賃借料	9,259,668		9,259,668	138,204	2,349,468	2,487,672		11,747,340
リース料	693,016		693,016	10,344	261,640	271,984		965,000
会員管理費	0		0	0	2,340,217	2,340,217		2,340,217
租税公課	1,711,740		1,711,740	146,191	924,049	1,070,240		2,781,980
減価償却費	5,990,554		5,990,554	56,594	1,232,312	1,288,906		7,279,460
支払寄付金	2,107,990		2,107,990	0	0	0		2,107,990
システム管理費	14,206,446		14,206,446	35,752	2,541,030	2,576,782		16,783,228
大会費	500,000		500,000	0	0	0		500,000
業務委託費	13,396,027		13,396,027	0	7,593,017	7,593,017		20,989,044
旅費交通費	12,132,597		12,132,597	0	1,414,647	1,414,647		13,547,244

令和7年度 正味財産増減計算書内訳表
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	他1	小計		
諸謝金	8,806,991		8,806,991	0	730,273	730,273		9,537,264
会場費	1,984,106		1,984,106	0	61,380	61,380		2,045,486
会議費	3,394		3,394	0	0	0		3,394
通信運搬費	24,116,661		24,116,661	67,844	5,793,429	5,861,273		29,977,934
事務消耗品費	1,272,382		1,272,382	16,994	381,057	398,051		1,670,433
印刷製本費	25,774,037		25,774,037	47,659	1,385,922	1,433,581		27,207,618
諸会費	4,591,133		4,591,133	0	0	0		4,591,133
保険料	830,718		830,718	4,173	6,851,735	6,855,908		7,686,626
支払助成金	0		0	0	5,115,412	5,115,412		5,115,412
雑費	1,994,223		1,994,223	24,410	1,349,118	1,373,528		3,367,751
管理費							48,336,787	48,336,787
役員報酬							190,000	190,000
給料手当							17,490,839	17,490,839
臨時雇賃金							166,650	166,650
法定福利費							2,884,258	2,884,258
福利厚生費							938,398	938,398
通勤費							547,638	547,638
渉外費							83,057	83,057
光熱水料費							119,449	119,449
賃借料							2,073,060	2,073,060
リース料							155,152	155,152
租税公課							25,222	25,222
減価償却費							1,301,654	1,301,654
諸報酬							3,375,849	3,375,849
徴収不能引当金繰入							382,800	382,800
徴収不能額							410,000	410,000
システム管理費							724,815	724,815
業務委託費							1,725,697	1,725,697
旅費交通費							10,004,791	10,004,791
諸謝金							127,798	127,798
会場費							1,088,042	1,088,042
会議費							65,618	65,618
通信運搬費							1,080,606	1,080,606
事務消耗品費							263,244	263,244
印刷製本費							1,332,096	1,332,096
諸会費							557,175	557,175
保険料							335,760	335,760
新聞図書費							406,237	406,237
支払利息							5,008	5,008
雑費							475,874	475,874
経常費用計	215,435,382	0	215,435,382	1,309,375	62,337,020	63,646,395	48,336,787	327,418,564
当期経常増減額	△ 153,150,967	118,099,500	△ 35,051,467	1,862,822	△ 35,845,051	△ 33,982,229	70,267,524	1,233,828

令和7年度 正味財産増減計算書内訳表
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	他1	小計		
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 153,150,967	118,099,500	△ 35,051,467	1,862,822	△ 35,845,051	△ 33,982,229	70,267,524	1,233,828
他会計振替額		818,020	818,020	△ 818,020		△ 818,020		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 153,150,967	118,917,520	△ 34,233,447	1,044,802	△ 35,845,051	△ 34,800,249	70,267,524	1,233,828
法人税等			0			0	70,000	70,000
税引後当期一般正味財産増減額	△ 153,150,967	118,917,520	△ 34,233,447	1,044,802	△ 35,845,051	△ 34,800,249	70,197,524	1,163,828
一般正味財産期首残高								279,343,321
一般正味財産期末残高								280,507,149
II 指定正味財産増減の部								
受取寄附金	4,218		4,218			0		4,218
一般正味財産への振替額	△ 2,000,000		△ 2,000,000			0		△ 2,000,000
当期指定正味財産増減額	△ 1,995,782		△ 1,995,782			0		△ 1,995,782
指定正味財産期首残高								7,109,526
指定正味財産期末残高								5,113,744
III 正味財産期末残高								285,620,893

公益法人三基準	
中期的収支均衡	△32,467,718(マイナスになること)
公益目的事業比率	213,669,653 ÷ 325,652,835 = 65.61%
使途不特定財産保有制限	196,051,580円(208,458,448円以下なので適合)

財産目録
令和8年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金預金			
現金		手許資金として保管している。	118,683
普通預金	三菱UFJ銀行 麹町中央支店	運転資金として使用している。	3,964,835
	三菱UFJ銀行 麹町中央支店	運転資金として使用している。	37,642,403
	三菱UFJ銀行 麹町中央支店	運転資金として使用している。	1,061,141
	三菱UFJ銀行 麹町中央支店	運転資金として使用している。	827,619
	三菱UFJ銀行 麹町中央支店	運転資金として使用している。	1,186,988
	三菱UFJ銀行 麹町中央支店	運転資金として使用している。	3,167,707
	三菱UFJ銀行 麹町中央支店	運転資金として使用している。	785,308
	みずほ銀行 麹町支店	運転資金として使用している。	16,560,178
	三井住友銀行 麹町支店	運転資金として使用している。	11,527,930
通常貯金	ゆうちょ銀行	運転資金として使用している。	449,377
	ゆうちょ銀行	運転資金として使用している。	172,833
郵便振替	ゆうちょ銀行(19件)	運転資金として使用している。	45,373,993
未収会費		会費の未収	3,832,750
未収金		受託収入未収他	1,390,464
前払金		賃借料他	2,094,483
貯蔵品		研修テキスト・バッチ等	6,164,194
徴収不能引当金		会費等に係る徴収不能引当	△ 811,300
流動資産合計			135,509,586
(固定資産)			
基本財産			
定期預金	三菱UFJ銀行 麹町中央支店	運用益を法人運営の財源としている。	2,500,000
特定資産			
成年後見事業被害者救済制度積立預金	三菱UFJ銀行 麹町中央支店 普通預金	被後見人等の救済に備えて積み立てている。	37,163,358
財政調整特定預金	三菱UFJ銀行 麹町中央支店 定期預金	財政基盤の安定化のために積み立てている。	42,642,077
災害活動支援預金	ゆうちょ銀行 郵便振替	災害発生時の活動支援のために積み立てている。	5,113,744
ホームページ改修準備資金	三菱UFJ銀行 麹町中央支店 定期預金	ホームページ改修のために公益充実資金として積み立てている(公益)。	4,000,000
電話機・椅子購入準備資金	みずほ銀行 麹町支店 普通預金	電話機・椅子購入のために公益充実資金及び特定費用準備資金として積み立てている(公益62%、収益事業等15%、法人会計23%)。	2,096,000
調査研究事業費準備資金	三菱UFJ銀行 麹町中央支店 普通預金	調査研究事業のための公益充実資金として積み立てている(公益)。	29,399,226
全国大会特別対応準備資金	三菱UFJ銀行 麹町中央支店 普通預金	全国大会における感染対策のための公益充実資金として積み立てている(公益)。	9,132,581
e-ラーニング講座費用準備資金	三菱UFJ銀行 麹町中央支店 普通預金	e-ラーニング講座のコンテンツ作成のための公益充実資金として積み立てている(公益)。	5,717,512
	三菱UFJ銀行 麹町中央支店 普通預金	e-ラーニング講座のコンテンツ作成のための公益充実資金として積み立てている(公益)。	5,200,000
災害復旧準備資金	三菱UFJ銀行 麹町中央支店 定期預金	災害時の事務所の復旧、事業継続のための準備資金として積み立てている(公益目的事業に必要な活動の用に供する財産)(法人会計)。	11,500,000
その他固定資産			
建物附属設備	新宿区四谷1丁目13番地 間仕切り工事・電気工事	共用財産(公益62%、収益事業等15%、法人会計23%)として保有している。	107,300
什器備品	新宿区四谷1丁目13番地 複合機・サーバー・パソコン等	共用財産(公益62%、収益事業等15%、法人会計23%)として保有している。	6,424,650
ソフトウェア	新宿区四谷1丁目13番地 会員管理システム等 ぱあとなあ活動報告システム等	共益事業の用に供している。 公益目的事業の用に供している。	564,667 4,866,364
電話加入権	新宿区四谷1丁目13番地	共用財産(公益62%、収益事業等15%、法人会計23%)として保有している。	74,984
敷金	新宿区四谷1丁目13番地 事務所敷金	共用財産(公益62%、収益事業等15%、法人会計23%)として保有している。	5,372,285
長期貸付金		一般財団法人日本ソーシャルワークセンター	5,000,000
固定資産合計			176,874,748
資産合計			312,384,334
(流動負債)			
未払金		通信運搬費他	23,492,572
前受金		テキスト代金	1,310
預り金		源泉所得税・社会保険料・住民税等	1,927,459
未払法人税等		未払法人税等	70,000
未払消費税等		未払消費税等	1,272,100
流動負債合計			26,763,441
負債合計			26,763,441
正味財産			285,620,893

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- 1) 減価償却方法は、建物附属設備及び什器備品は定率法、リース資産及びソフトウェアは定額法によっている。
- 2) 棚卸資産は、最終仕入原価法による原価法で評価している。
- 3) 徴収不能引当金は、未収会費等の徴収不能に備えるため、徴収不能実績率等により徴収不能見込額を計上している。
- 4) 消費税は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	2,500,000			2,500,000
小計	2,500,000	0	0	2,500,000
特定資産				
成年後見事業被害者救済制度積立預金	37,086,872	76,486		37,163,358
財政調整特定預金	42,583,784	58,293		42,642,077
災害活動支援預金	7,109,526	4,218	2,000,000	5,113,744
ホームページリニューアル準備資金	4,000,000			4,000,000
電話機・椅子購入準備資金	2,096,000			2,096,000
調査研究事業費準備資金	30,394,365		995,139	29,399,226
全国大会特別対応準備資金	9,132,581			9,132,581
e-ラーニング講座費用準備資金	6,488,102	5,200,000	770,590	10,917,512
研修管理システム新規導入積立金	5,200,000		5,200,000	0
災害復旧準備資金	11,500,000			11,500,000
小計	155,591,230	5,338,997	8,965,729	151,964,498
合計	158,091,230	5,338,997	8,965,729	154,464,498

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	2,500,000	0	(2,500,000)	0
小計	2,500,000	0	(2,500,000)	0
特定資産				
成年後見事業被害者救済制度積立預金	37,163,358	0	(37,163,358)	0
財政調整特定預金	42,642,077	0	(42,642,077)	0
災害活動支援預金	5,113,744	(5,113,744)	0	0
ホームページリニューアル準備資金	4,000,000	0	(4,000,000)	0
電話機・椅子購入準備資金	2,096,000	0	(2,096,000)	0
調査研究事業費準備資金	29,399,226	0	(29,399,226)	0
全国大会特別対応準備資金	9,132,581	0	(9,132,581)	0
e-ラーニング講座費用準備資金	10,917,512	0	(10,917,512)	0
災害復旧準備資金	11,500,000	0	(11,500,000)	0
小計	151,964,498	(5,113,744)	(146,850,754)	0
合計	154,464,498	(5,113,744)	(149,350,754)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	8,849,375	8,742,075	107,300
什器備品	18,698,164	12,273,514	6,424,650
ソフトウェア	14,975,400	9,544,369	5,431,031
合計	42,522,939	30,559,958	11,962,981

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)	厚生労働省	0	8,000,000	8,000,000	0	—
令和7年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)	同上	0	7,610,000	7,610,000	0	—
助成金						
令和7年度社会福祉士リーダー養成研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター	0	1,500,000	1,500,000	0	—
合計		0	17,110,000	17,110,000	0	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除額	2,000,000
合 計	2,000,000

7. 資産除去債務に関する注記

当法人は、主たる事務所の不動産賃借契約に基づき、当該事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができない。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表に対する注記2「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、記載を省略している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
徴収不能引当金	1,157,500	811,300	729,000	428,500	811,300


1. 当期減少額「その他」は洗替処理による減少額である。

監査報告書

令和8年5月9日

公益社団法人 日本社会福祉士会
会長 山下 康 殿

監事 笠田 朋宏 

監事 竹内 剛夫 

私たち監事は、当法人の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法によって、当該年度に係る事業報告を監査しました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について監査しました。

2 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

公益社団法人 日本社会福祉士会

第38回通常総会

第1号報告

2025年度事業報告

JACSW

2025年度 事業報告

1 組織の状況

<会員数>

2025年3月31日現在	47都道府県社会福祉士会（連合体会員）
	都道府県社会福祉士会会員 44,961名
2026年3月31日現在	47都道府県社会福祉士会（連合体会員）
	都道府県社会福祉士会会員 45,675名
	（増加 714名）

2 規程類の改正

2025年度に改正した規程類は以下のとおり。

○組織運営に関する規程類

（規程）

- ・委員会の設置及び運営に関する規程（改正）
- ・参事選任規程（改正）

（ガイドライン）

- ・論文等の投稿に関するガイドライン（改正）

○財務会計に関する規程類

（規程）

- ・公益充実資金等取扱規程（改正）

○権利擁護センターぱあとなあに関する規程類

（ガイドライン）

- ・活動報告書（業務監査）ガイドライン（改正）
- ・成年後見人等候補者養成研修運営ガイドライン（改正）

3 活動

（1）総会・理事会活動

- ・第37回通常総会（6/21）
- ・2025年度臨時総会（3/20）
- ・理事会 15回開催（4/19、5/17、6/21、6/21（臨時第1回）、6/21（臨時第2回）7/19、8/23、9/6、10/18、11/15、12/20、1/17、2/7、3/11（臨時第3回）、3/20）
- ・業務執行理事打合せ 15回開催（4/19、5/17、6/21、7/5、7/19、8/23、9/6、10/18、11/15、12/20、12/27、1/17、2/7、3/8、3/20）

（2）都道府県社会福祉士会会長会議

- ・都道府県社会福祉士会会長会議（9/6、7）

（3）全国大会

- ・2025年度全国大会（島根大会）（7/5、6）は集合・オンデマンドで開催

- (4) 事務局代表者会議 (1/14) (Zoom)
 - ・「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」に基づき、「事務局代表者会議」及び「業務遂行上の具体的な困難について相談できる機会」の提供を目的として3つのテーマ(①業務の効率化について、②事務局体制の構築について、③ 災害対策について)で開催
- (5) 正会員事務局職員向け研修 (2/24)
 - ・「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」に基づき正会員事務局職員を対象とし、業務効率化を目的に「AI 導入による業務の効率化」を開催
- (6) 都道府県社会福祉士会災害担当者会議 (3/8) (Zoom)
 - ・「災害福祉に関する現状と今後の動向」に関する厚労省講演と令和7年8月豪雨に関する取り組み(熊本)、東海北陸ブロックの連携協定(石川)についての情報共有等
- (7) 委員会事業(補助金・委託事業を除く)
 - ・15委員会、1室、6プロジェクトが活動
- (8) 広報
 - ・年4回会報を発行
- (9) 監査の実施
 - ・事業監査・会計監査の実施 (5/11)

4 助成事業、等

補助金事業(2件)及び助成金事業(1件)を実施

5 トピック事項

- (1) 「予算・制度に関する提案書」の提出
 - ソーシャルアクションの一環として、昨年度に引き続き、関係省庁の予算策定時期をふまえて「2026年度予算・制度に関する提案書」を提出
- (2) 令和6年能登半島地震への対応
 - 2024年度に継続して、石川県社会福祉士会の支援を実施した(2025年度で終了)。
- (3) 正会員に対する活動助成
 - 「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」に基づき、正会員の活動助成を実施。対象となる組織率向上に関する助成、事務局機能の強化に関する助成に10社会福祉士会から申請があり、8社会福祉士会を採択

6 事務局体制

2025年4月1日から2026年3月31日までの入退職

1名入職(常勤職・正職員1名)

2名退職(常勤職・正職員1名、常勤・有期雇用1名)

2026年4月1日現在
職員数 16名
パート 1名（常勤）

7 運営体制の充実をはかる取り組み

本会役職員の法令等に違反する行為等の早期発見と是正を図り、法令等を遵守した運営を実践することを目的とする内部通報に関する規程を設け、外部窓口を弁護士としている。また、事務局職員のみならず、役員・契約職員等の非正規職員、派遣労働者等その身分や雇用形態に関わりなく本会業務に従事する者の働きやすい環境の実現を目的にハラスメント防止規程を設けている。

2025年度事業の実施状況

1 事業推進の基本方針

2 運営方針 ★：補助金・助成金事業（補助金・助成金事業の詳細は「参考資料」を参照）

2025年度事業計画	2025年度事業報告
(1) ソーシャルワークの推進	
<p>①情報収集力、政策提言等発信力の強化</p> <p>ア ソーシャルワーク実践の見える化に向けた調査・研究を実施する。</p> <p>イ シンクタンク機能の機能充実に向けた検討を行う。</p> <p>ウ 広報活動を強化し、戦略的な取り組みを推進する。</p> <p>エ 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への働きかけを強化する。</p> <p>オ 子ども家庭福祉分野の国及び地方公共団体の施策動向についての情報収集を行う。</p> <p>カ 国連の障害者権利条約に関する委員会の総括所見に関する政策提言に向けた準備を行う。</p>	<p>1) 行政機関等への要望・提言及び声明の提出等のためのアドバイザーの登録</p> <p>2) 国等の施策動向への政策提言 (声明、要望等の内容については80ページを参照)</p> <p>3) 調査研究事業（補助事業）の中で必要な事業について、倫理審査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業（★） ・災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究（★） <p>4) 広報戦略グランドデザインを指針とし、社会福祉士の役割等の理解促進に向けた広報を一貫的かつ持続的に行うため次の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報戦略の検討及び都道府県社会福祉士会会長会議での協議 ・都道府県社会福祉士会の魅力ある活動発信の手法に関する検討 ・広報媒体の活用及び試行的取組（社会福祉士国家試験の合格発表時期に合わせたGoogle広告） <p>5) ソーシャルケアサービス研究協議会が支援団体となっている社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の3福祉専門職を支援する「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への協力強化の検討</p> <p>6) 子どもの権利擁護支援プロジェクトチームにおいて次の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見表明等支援事業オープンセミナー（第1部）都道府県社会福祉士会事業担当者等連絡協議会（第2部）の開催（1月25日（オンライン会議室）(Zoom)） ・都道府県社会福祉士会を対象とした「子どもの意見表明等支援事業に関するアンケート調査」 ・法務省民事局委託調査研究事業の「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究」に係るヒアリング調査への協力

2025年度事業計画	2025年度事業報告
	<p>7) 国・他団体の会議への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省いじめ防止対策協議会への出席（後藤久美氏） ・ こども家庭庁「こどもまんなか 児童福祉週間」の協力団体として登録 ・ 法務省民事局の委託調査研究事業「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」に係るヒアリング調査への協力 <p>8) 他団体との連携による政策提言活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本精神保健福祉士協会とのこども家庭に関する情報交換会 ・ こども家庭庁いじめ調査アドバイザー（中田雅章氏） <p>9) 地域包括ケア推進委員会における国連の障害者権利条約に関する委員会の総括所見に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府から独立した人権機関に関する意見交換 ・ 障害者権利条約の総括所見に関する意見交換
<p>②権利擁護活動の強化</p> <p>ア 意思決定支援の普遍化に向けて、国研修への関与、及び都道府県社会福祉士会が行う研修の支援を行う。</p> <p>イ 都道府県社会福祉士会が実施する成年後見等にかかる研修を支援する。</p> <p>ウ 成年後見制度利用促進に関する情報提供や都道府県社会福祉士会の取り組みを支援する。</p> <p>エ 都道府県社会福祉士会が実施する虐待防止に関わる取り組みを支援する。</p> <p>オ 未成年後見人への支援を行う。</p> <p>カ 都道府県社会福祉士会における虐待防止をはじめとした権利擁護支援の取り組み事例を収集する。</p>	<p>1) 成年後見、未成年後見に関する政策動向への対応、関係団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の成年後見制度利用促進専門家会議への対応 ・ 法制審議会民法（成年後見等関係）部会への対応 ・ 専門職後見人の選任と後見事務の在り方に関する最高裁判所と三士会の打合せへの対応 <p>2) 都道府県社会福祉士会の成年後見、未成年後見事業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見人材育成研修の実施（委託研修）（26会場） ・ 成年後見人材育成研修の教材提供及び実施に係る支援 ・ 社会福祉士賠償責任保険（Cプラン・Eプラン）に関する団体契約（被保険者名簿の作成） ・ ぱあとなあ活動報告システムの改修、説明会の実施 ・ 名簿登録料徴収事務受託 ・ 成年後見被害者救済金・見舞金制度に関する対応 ・ ガイドライン・書式類の改正 ・ 都道府県ぱあとなあ概況調査の実施 ・ 保険事故報告会の開催 ・ 都道府県社会福祉士会からの後見に関する相談事項の協議と対応 <p>3) 都道府県体制整備支援プロジェクトチームにおいて次の事業を実施</p>

2025年度事業計画	2025年度事業報告
	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 連続勉強会（民法（成年後見等関係）改正における中間試案のポイント説明会）（7月23日（オンライン会議室）（Zoom）） ・第2回 連続勉強会「地域の権利擁護体制を進めるための社会福祉士の役割を考える」（1月27日（オンライン会議室）（Zoom）） <p>4) 成年後見人材育成研修のカリキュラムの見直しプロジェクトチームにおいて次の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉士会担当者向け説明会（11月18日（オンライン会議室）（Zoom）） ・事例説明、演習担当者向け研修（2月23日オンライン会議室）（Zoom）） ・視聴覚教材・eラーニングコンテンツの作成 <p>5) 成年後見制度利用促進に関する関係団体との協議会（3回）</p> <p>6) 委員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務省法制審議会民法（成年後見等関係）部会委員（星野参事） ・厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員（星野参事） ・全国社会福祉協議会「任意後見・補助・保佐等に関する相談体制強化事業」にかかるアドバイザー（星野参事、谷川ひとみ氏） ・読売広告社 成年後見制度利用促進任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業企画委員会委員（猿渡真吾氏） ・成年後見センターリーガルサポート外部理事（安藤副会長） ・コスモス成年後見サポートセンター外部理事（直木理事） ・日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会委員（熊倉千雅氏） <p>7) 都道府県権利擁護センターの支援等に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県ぱあとなあ連絡協議会の開催（11月23日（東京）） <p>8) 本会の虐待対応関連研修の管理と実施における都道府県社会福祉士会への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉士会における虐待対応現任者標準研修のプログラム及び教材の提供

2025年度事業計画	2025年度事業報告
	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉士会における虐待対応現任者標準研修の講師養成についての検討 ・都道府県社会福祉士会における虐待対応現任者標準研修等に関する実績の取りまとめ及び公表 9) 「虐待対応専門職チーム」の実態把握と支援 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉士会における「虐待対応専門職チーム」の活動状況の取りまとめ及び公表 ・専門職チームに関する説明資料等の検討 10) 「高齢者虐待対応の手引き」に関する内容と今後の取り扱い等についての検討 11) 他団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護研究・研修仙台センター「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」に関する委員会委員（安藤副会長） ・日本電気株式会社「自治体による高齢者虐待対応の効果検証の在り方等に関する調査研究事業」に関する委員（安藤副会長） ・高齢者虐待防止学会等に関する情報収集、学会誌への書評執筆（石川和徳氏）
<p>③地域共生社会の実現に資する体制構築の推進</p> <p>ア 市町村における包括的な相談支援体制（重層的支援体制整備事業等）推進に向けた取り組みを推進する。</p> <p>イ 貧困問題の解決に向けて、生活困窮状態にある者の生存権保障の実現とその権利擁護に関わる情報収集活動や国等への政策提言活動を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 国等の施策動向への政策提言 （声明、要望等の内容については80ページを参照） 2) 障がい者の就労支援に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ・e-ラーニングコンテンツ作成の検討 ・障がい者の就労支援に関する調査研究の検討 3) 地域包括ケア推進委員会における国連の障害者権利条約に関する委員会の総括所見に関する検討【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・政府から独立した人権機関に関する意見交換 ・障害者権利条約の総括所見に関する意見交換 4) 生活困窮者支援に関する都道府県社会福祉士会の実態把握とニーズ調査 5) 生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会の開催（2月28日（兵庫）） 6) 国等の施策動向に関する情報収集及び都道府県社会福祉士会への情報提供、関連団体等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」（会員登録）における関連情報の収集、都道府県社会福祉士会への情報提供・ポスター配付、孤独・孤立対策強化月間を実施する取組の登録、総会及びオンラインイベ

2025年度事業計画	2025年度事業報告
	<p>ントに出席（神内理事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 自殺対策推進室の自殺予防週間、自殺対策強化月間に実施する取組の登録、広報周知、ポスター配付等を実施 ・生活困窮者自立支援全国ネットワーク（社員登録）、社員総会に出席（神内理事） ・「生活困窮者自立支援全国研究交流大会」への参加・情報収集（菊地英人氏） ・自殺総合対策東京会議 計画・評価部会委員（小高真美氏） ・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会委員（安藤副会長） <p>7) 多文化ソーシャルワークプロジェクトにおいて次の事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉士会を対象に「滞日外国人ソーシャルワークに関するアンケート調査」を実施 ・滞日外国人支援ソーシャルワーク研修の開発及び外国人支援における人材育成のためのeラーニングを作成
<p>④世界に向けた発信力強化</p> <p>ア 日本ソーシャルワーカー連盟における国際プロジェクト事業を継続する。</p> <p>イ 国際ソーシャルワーカー連盟総会及び世界会議へ参画する。</p>	<p>1) 国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）アジア太平洋地域（IFAP）におけるアジア・太平洋ソーシャルワーク会議「気候変動およびその他の環境課題に対するソーシャルワークの対応：人権と社会正義の促進」（11月18日～21日（スリランカ））に参加（伊東理事）</p> <p>2) 国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）臨時総会（2月18日（オンライン））に参加（山下会長、岡本副会長）</p> <p>3) 世界ソーシャルワークデー2025 記念イベント「多文化共生の地域づくり～先進地の取り組みに学び、ソーシャルワークの地域実践を考える～」に参加（岡本副会長）</p>
（2）活動基盤の強化	
<p>①日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会の組織目標・指向性の共有</p> <p>ア 改定した倫理綱領及び行動規範の周知に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>1) 都道府県社会福祉士会会長会議の開催（9月6日～7日（東京））</p> <p>2) 事務局代表者会議の開催（1月14日（オンライン会議室）（Zoom））</p> <p>3) 倫理綱領・行動規範講師養成研修の開催（11月23日（オンライン会議室）（Zoom））</p>
<p>②財政の健全化、安定化の確立及び都道</p>	<p>1) 社会福祉振興・試験センターの合格通知に本会案内チラシ</p>

2025年度事業計画	2025年度事業報告
<p>府県社会福祉士会の組織強化支援</p> <p>ア 「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」に基づく取り組みを推進する。</p> <p>イ 入会促進キャンペーンの継続及び入会促進・退会抑制を検討する。</p> <p>ウ 資料のペーパーレス化及び会議等のオンライン化を推進する。</p> <p>エ 正会員に対する活動助成により都道府県社会福祉士会を支援する。</p>	<p>シを同封</p> <p>2) 都道府県社会福祉士会事務局職員を対象とし、業務効率化を目的に「AI導入による業務の効率化」を開催（2月24日（オンライン会議室）（Zoom））</p> <p>3) 入会促進キャンペーン（30歳以下の新入会員の入会金及び初年度会費の免除）の実施 ・入会促進キャンペーンは、2027年度まで継続</p> <p>4) 社会福祉士全国統一模擬試験の実施支援</p> <p>5) 会議・研修資料のペーパーレス化の推進</p> <p>6) 正会員に対する活動助成の実施</p>
<p>③実質的な業務独占の獲得</p> <p>ア 包括的な相談支援体制構築における社会福祉士の配置拡大に向けた検討を行う。</p> <p>イ 市町村において中核機関の機能を果たす部門への社会福祉士の配置を促進する。</p> <p>ウ スクールソーシャルワーカーや司法分野で実践する社会福祉士への支援を進める。</p> <p>エ 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への働きかけを強化する。【再掲】</p> <p>オ ソーシャルワーカー関連団体、養成団体と協力して、子ども家庭福祉分野の資格の講習の認定、登録等を行う組織の運営に協力する。</p>	<p>1) 介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業（★）【再掲】 ・プレ・ヒアリング調査 ・介護老人福祉施設に対する調査（量的調査） ・特定施設入居者生活介護に対する調査（量的調査）</p> <p>2) 災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究（★）【再掲】 ・被災者支援における社会福祉士等の活動に関するヒアリング調査及び事例集の作成 ・災害派遣福祉チーム（DWAT）の事務局及び登録者における福祉専門職の役割に関するアンケート調査</p> <p>3) 都道府県体制整備支援プロジェクトチームにおいて次の事業の実施【再掲】 ・第1回 連続勉強会（民法（成年後見等関係）改正における中間試案のポイント説明会）（7月23日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】 ・第2回 連続勉強会「地域の権利擁護体制を進めるための社会福祉士の役割を考える」（1月27日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】</p> <p>4) 児童家庭支援ソーシャルワーク研修の開催（8月30日、31日（東京））</p> <p>5) スクールソーシャルワーク実践アドバイザー研究交流集会の開催（2月1日（オンライン会議室）（Zoom））</p> <p>6) スクールソーシャルワーク全国実践研究集会の開催（2月15日（オンライン会議室）（Zoom））</p> <p>7) 子どもの権利擁護支援プロジェクトチームにおいて次の事業を実施【再掲】 ・子どもの意見表明等支援事業オープンセミナー（第1</p>

2025年度事業計画	2025年度事業報告
	<p>部) 都道府県社会福祉士会事業担当者等連絡協議会 (第2部) の開催(1月25日(オンライン会議室)(Zoom))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉士会を対象に「子どもの意見表明等支援事業に関するアンケート調査」を実施 ・法務省民事局委託調査研究事業の「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究」に係るヒアリング調査への参加 <p>8) 国・他団体の会議への参画【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省いじめ防止対策協議会への出席(後藤久美氏) ・こども家庭庁「こどもまんなか 児童福祉週間」の協力団体として登録 ・法務省民事局の委託調査研究事業「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」に係るヒアリング調査の会議参加 <p>9) 他団体との連携による政策提言活動等【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本精神保健福祉士協会とのこども家庭に関する情報交換会 ・こども家庭庁いじめ調査アドバイザー(中田雅章氏) <p>10) 司法福祉全国研究集会の開催(12月13日(オンライン)(Zoom))</p> <p>11) 都道府県社会福祉士会司法福祉担当者会議の開催(12月14日(オンライン会議室)(Zoom))</p> <p>12) 国・他団体の会議への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士会受託 地域生活定着支援センター研究協議会への参加 ・法務省「社会を明るくする運動」への協力 ・日本弁護士連合会との「罪に問われた障がい者の刑事弁護に関する連絡会議」を実施 <p>13) 更生支援計画に関する検討</p> <p>14) 独立型社会福祉士名簿登録制度の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立型社会福祉士名簿登録者数 406名(3月末) ・独立型社会福祉士名簿登録の在り方に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> - 規程類の改正(経過措置の廃止を含む名簿登録の要件、各種様式の改訂、等) - 都道府県社会福祉士会との意見交換会の企画に関する検討 - 独立型社会福祉士名簿登録にかかる各種手続きの

2025年度事業計画	2025年度事業報告
	<p style="text-align: center;">オンライン化の検討</p> <p>15) 独立型社会福祉士研修の開催 (e-ラーニング及び12月7日(オンライン会議室) (Zoom))</p> <p>16) 第22回 独立型社会福祉士全国実践研究集会の開催 (1月12日(オンライン会議室) (Zoom))</p> <p>17) ソーシャルケアサービス研究協議会が支援団体となっている社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の3福祉専門職を支援する「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への協力強化の検討【再掲】</p> <p>18) こども家庭福祉分野の資格の研修の認定、登録等を行う日本ソーシャルワークセンターの運営に、ソーシャルワーカー団体(日本医療ソーシャルワーカー協会、日本精神保健福祉士協会)、養成団体(日本ソーシャルワーク教育学校連盟)とともに参画</p>
<p>④関係団体との連携強化</p> <p>ア ソーシャルワーカー関係団体との連携強化・統合に向けた活動を継続し推進する。</p> <p>イ 日本医療ソーシャルワーカー協会と事務所移転についての検討を進める。</p>	<p>1) ソーシャルワーカー関係団体、養成団体との連携のあり方の検討</p> <p>2) こども家庭福祉分野の資格の研修の認定、登録等を行う日本ソーシャルワークセンターの運営にソーシャルワーカー関連団体、養成団体とともに参画【再掲】</p> <p>3) 外部機関等への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉振興・試験センター評議員(山下会長) ・成年後見センター・リーガルサポート理事(安藤副会長) ・公益信託成年後見助成基金運営委員(星野参事) ・福利厚生センター評議員(角山副会長) ・日本介護支援専門員協会理事(山下会長) ・日本社会事業大学評議員(西島善久氏) ・ソーシャルケアサービス研究協議会(山下会長、岡本副会長、牧野事務局長) ・日本ソーシャルワーカー連盟(山下会長、岡本副会長、丸山理事) ・日本ソーシャルワーカー連盟国際委員会委員(伊東理事、岡本副会長、森恭子氏) ・日本ソーシャルワーカー連盟ハート相談センター運営委員会委員(岡本副会長) ・認定社会福祉士認証・認定機構理事(山下会長、角山副会長、中村理事) ・認定社会福祉士認証・認定機構認定社会福祉士認定委

2025年度事業計画	2025年度事業報告
	<p>員会委員（角山副会長、鹿嶋隆志氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定社会福祉士認証・認定機構スーパービジョン実施に係る企画運営委員会委員（前嶋弘氏） ・認定社会福祉士認証・認定機構苦情対応委員会委員（神谷真人氏、中西一郎氏） ・認定社会福祉士認証・認定機構研修審査員（任期中は氏名非公開） ・日本ソーシャルワークセンター理事（山下会長） ・日本ソーシャルワークセンター研修委員会委員（栗原直樹氏） ・日本ソーシャルワークセンターこども家庭ソーシャルワーカー認定資格事業運営委員会委員（田村満子氏） ・日本社会福祉学会・関東部会（山本繁樹氏） ・日本障害者協議会協議員（山下会長、安藤副会長） ・日本障害者協議会理事（山下会長） ・全国社会福祉協議会評議員（山下会長） ・全国社会福祉協議会地域福祉権利擁護に関する検討委員会委員（安藤副会長） ・全国社会福祉協議会中央福祉人材センター運営委員会委員（安藤副会長） ・全国社会福祉協議会「任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報事業」アドバイザー（星野参事、谷川ひとみ氏）【再掲】 ・全国社会福祉協議会災害福祉支援ネットワーク中央センター運営協議会（岡本副会長） ・法務省「社会を明るくする運動」中央推進委員会委員（米田理事） ・法務省法制審議会民法（成年後見等関係）部会臨時委員（星野参事）【再掲】 ・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会委員（安藤副会長）【再掲】 ・消費者庁消費者教育推進会議委員（角山副会長） ・文部科学省いじめ防止対策協議会委員（後藤久美氏）【再掲】 ・こども家庭庁いじめ調査アドバイザー（中田雅章氏）【再掲】 ・西日本こども研修センターあかし運営委員会委員（栗原直樹氏） ・日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会委員（熊

2025年度事業計画	2025年度事業報告
	<p>倉千雅氏)【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援全国ネットワーク社員 (神内理事) ・日本障害者リハビリテーション協会総合リハビリテーション研究大会常任委員 (伊東理事、米田理事) ・アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク幹事 (伊東理事、神内理事) ・全国空き家対策推進協議会協力会員 (事務局対応) ・厚生労働省社会保障審議会福祉部会委員 (山下会長) ・厚生労働省福祉人材確保専門委員会委員 (山下会長) ・厚生労働省身体障害者補助犬の専門職の関わりに関する検討会委員 (森戸崇行氏) ・内閣府災害ケースマネジメント全国協議会 (山下会長) ・日本認知症官民協議会参加団体 (事務局対応) ・成年後見制度利用促進専門家会議構成員 (星野参事) ・日本地域包括ケア学会評議員 (米田理事) ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム参加団体 (神内理事) ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会2 きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政 (国、地方)・民間・NPO等の役割のあり方構成員 (神内理事) ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会3 相談支援に係る実務的な相互連携のあり方構成員 (千野慎一郎氏) ・コスモス成年後見サポートセンター法人後見運営委員会委員 (星野参事、大川浩平氏) ・コスモス成年後見サポートセンター理事 (星野参事から直木理事) ・日本司法センター (法テラス) 靈感商法等対応ダイヤルアドバイザー (星野参事) ・日本福祉大学 FUKUSHI ACADEMY 運営協議会委員 (中田雅章氏) ・認知症介護研究・研修仙台センター「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」に関する委員会委員 (安藤副会長) ・読売広告社 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業の制作物における企画委員会委員 (猿渡真吾氏)【再掲】 ・日本精神保健福祉士協会「3 依存症 (アルコール・薬

2025年度事業計画	2025年度事業報告
	<p>物・ギャンブル等) 回復支援研修」企画・運営・実施 業務委員 (安藤副会長、公文理賀氏)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本電気株式会社「自治体による高齢者虐待対応の標準化及び業務効率化に資する記録・データの活用に関する調査研究事業」に関する委員会委員 (安藤副会長) <p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社「こども家庭ソーシャルワーカー認定資格創設による効果の把握方法及び資格取得者の継続的な学びの場の在り方の検討に関する調査研究事業」の「有識者・実務者検討会」委員 (田村満子氏) ・日本総合研究所「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」成年後見制度利用支援事業に関する対応の検討(作業部会によるグループ討議)委員 (星野参事) ・自殺総合対策東京会議 計画・評価部会委員 (小高真美氏) 【再掲】 ・静岡県防災会議委員 (安藤副会長) ・野村総合研究所 リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業補助金委員会委員 (中島康晴氏) ・全国自治体病院協議会福祉部会構成員 (竹内嘉伸氏、古家英敬氏、佐藤守氏) ・埼玉県社会福祉協議会「埼玉県運営適正化委員会」委員 (栗原直樹氏)
<p>⑤不測の事態における対応の強化</p> <p>ア 都道府県社会福祉士会の災害担当者による全国会議を行う。</p> <p>イ 本会の事業継続計画 (BCP) のブラッシュアップを行う。</p>	<p>1) 令和6年能登半島地震への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況と対応について情報収集をはかり、石川県社会福祉士会が実施する支援への協力 <p>2) 災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究 (★) 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援における社会福祉士等の活動に関するヒアリング調査及び事例集の作成 ・災害派遣福祉チーム (DWAT) の事務局及び登録者における福祉専門職の役割に関するアンケート調査 <p>3) 都道府県社会福祉士会災害担当者会議の開催 (3月8日 (オンライン会議室) (Zoom))</p>
<p>⑥全国大会・社会福祉士学会の開催に向けた支援</p>	<p>1) 全国大会・社会福祉士学会開催地の社会福祉士会へ大会準備金を支給</p>

2025年度事業計画	2025年度事業報告
	2)全国大会・社会福祉士学会（島根大会）の興業保険加入
(3) 専門性の向上	
<p>①実践能力の向上</p> <p>ア 改定された倫理綱領・行動規範に関する講師養成研修等、都道府県社会福祉士会での実施に向けた体制整備を行う。</p> <p>イ 社会福祉士養成カリキュラムの改正を踏まえた実習指導者講習会に関する養成校との連携の推進や講師養成研修を行う。</p> <p>ウ 各専門領域の研修会、全国実践研究集会等を実施する。</p>	<p>1)倫理綱領・行動規範講師養成研修の開催（11月23日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】</p> <p>2)実習指導者講習会講師養成研修の開催（3月22日（オンライン会議室）（Zoom））</p> <p>3)都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議の開催（11月30日（オンライン会議室）（Zoom））</p> <p>4)研修会の開催</p> <p>○認定社会福祉士認証・認定機構に認証された研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修Ⅰ（都道府県社会福祉士会に委託して実施） ・基礎研修Ⅱ（都道府県社会福祉士会に委託して実施） ・基礎研修Ⅲ（都道府県社会福祉士会に委託して実施） ・成年後見人材育成研修（委託研修）（26会場）【再掲】 ・児童家庭支援ソーシャルワーク研修（8月30日、31日（東京））【再掲】 <p>○生涯研修制度独自の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイザー養成研修（9月14日、15日（東京）） ・倫理綱領・行動規範講師養成研修（11月23日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】 ・独立型社会福祉士研修（e-ラーニング及び12月7日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】 ・司法福祉全国研究集会（12月13日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】 ・第22回 独立型社会福祉士全国実践研究集会（1月12日（オンライン会議室）（Zoom）） ・子どもの意見表明等支援事業オープンセミナー（第1部）都道府県社会福祉士会事業担当者等連絡協議会（第2部）（1月25日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】 ・基礎研修講師養成研修（1月31日、2月1日（オンライン会議室）（Zoom）） ・スーパーバイザースキルアップ研修（2月11日（大阪）） ・スクールソーシャルワーク全国実践研究集会（2月15日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】 ・生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会（2月28日（兵庫）） ・実習指導者講習会講師養成研修（3月22日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】 <p>○その他</p>

2025年度事業計画	2025年度事業報告
	<ul style="list-style-type: none"> ・認定社会福祉士更新研修（6月28日、29日（オンライン会議室）（Zoom）・2月7日、8日（オンライン会議室）（Zoom）） ・第33回全国大会プレ企画「実践研究入門講座」（7月5日（松江）） ・スクールソーシャルワーク実践アドバイザー研究交流集会（2月1日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】 ・成年後見人材育成研修 演習担当者向け研修（2月23日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】 ・認定社会福祉士認定研修（3月14日、15日（オンライン会議室）（Zoom））
<p>②生涯研修制度の充実</p> <p>ア 研修のオンライン化を進める。</p> <p>イ 全国生涯研修委員会議や生涯研修センター協議会等を通して、都道府県社会福祉士会と情報や課題の共有、課題解決に向けた意見交換を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1)e-ラーニングコンテンツ及び視聴覚教材の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・「実践研究の意義と方法」（e-ラーニング） ・「相互作用理論とBPS理論」（e-ラーニング） 2)全国生涯研修委員会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回（5月11日（オンライン会議室）（Zoom）） ・第2回（9月27日（東京）） 3)生涯研修センター協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回（6月15日（オンライン会議室）（Zoom）） ・第2回（11月3日（オンライン会議室）（Zoom）） 4)基礎研修プログラム見直し及び見直し内容の教材への反映 <ul style="list-style-type: none"> ・研修認証の新しい基準(オンラインの活用等)との一致を図り、認定社会福祉士認証・認定機構の変更届提出 ・ワークブック改訂 ・旧倫理綱領で説明された e-ラーニング講座(「実践研究の意義と方法」【再掲】)及びテスト問題(3科目)についてアップデート 5)基礎研修講師養成研修において以下を説明、周知 <ul style="list-style-type: none"> ・新プログラム ・運営マニュアルの変更箇所 6)基礎研修講師養成研修（1月31日、2月1日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】
<p>③専門的力量の形成</p> <p>ア 認定社会福祉士 7,000 人に向けて、新規登録者や更新者の増大に向けた取り組みを推進する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1)認定社会福祉士の登録に関する広報活動（制度説明、研修情報の提供） <ul style="list-style-type: none"> ・認定社会福祉士登録者宛てに、更新方法及び要件について通知を送付

2025年度事業計画	2025年度事業報告
<p>イ 地域共生社会の実現に資するためのスーパーバイザー養成研修やフォローアップ等のための研修を行う。</p> <p>ウ 社会福祉士学会での発表や研究誌への論文投稿を促し、社会福祉士の実践研究力の向上を図る。</p>	<p>2) 認定社会福祉士の新規登録及び更新登録の推進</p> <p>3) 認定社会福祉士登録に係る事務 ・新規、更新登録申請書類の受付及び申請内容の確認を行い、登録証を交付（新規 49 名、更新 78 名）</p> <p>4) 認定社会福祉士登録者の情報管理</p> <p>5) 認定社会福祉士の公表（本会ホームページへの掲載）</p> <p>6) 認定社会福祉士認定研修の受託・開催（3月14日、15日（オンライン会議室）（Zoom））【再掲】</p> <p>7) 理論・アプローチ等に関する e-ラーニングの作成 ・「相互作用理論と BPS 理論」</p> <p>8) 認定社会福祉士の外部評価を高める方法についての検討</p> <p>9) 第 33 回全国大会プレ企画「実践研究入門講座」（7月5日（松江））【再掲】</p> <p>10) 第 33 回社会福祉士学会（島根大会）の開催（7月5日（島根県松江市）） ・応募総数 52 件（個人発表 29 件、自主企画シンポジウム 6 件、ポスター発表 17 件）うち、採択総数 22 件（個人発表 14 件、自主企画シンポジウム 1 件、ポスター発表 7 件）</p> <p>11) 研究誌『社会福祉士』第 33 号の発行 ・応募総数 25 編を受け付け、研究ノート 2 編、実践研究 2 編及び第 33 回社会福祉士学会の抄録 4 編を掲載</p>
<p>（4）令和6年能登半島地震に対する支援</p>	
	<p>1) 令和6年能登半島地震への対応 ・被災状況と対応について情報収集をはかり、石川県社会福祉士会が実施する支援への協力【再掲】</p>

3 活動

各委員会活動の実績については、「委員会活動報告書」を参照。

以 上

2025年度 公益社団法人日本社会福祉士会 総会議事報告

第37回通常総会

2025年6月21日（土）

鉄鋼会館 811+813会議室（東京都中央区日本橋茅場町）

議 事

- 1 出席者数の確認
- 2 議長団選出
- 3 議事録署名人
- 4 定足数確認及び開会宣言
- 5 会長挨拶
- 6 審 議
 - 第1号議案 2024年度決算報告
 - 第2号議案 役員選任案
- 7 理事会報告
 - 第1号報告 2024年度事業報告
 - 第2号報告 2026年度予算・制度に関する提案書
 - 第3号報告 2024年度声明及び関係行政機関等への意見・要望等の状況
- 8 事務連絡
 - 第1号事務連絡 規程類改正
 - 第2号事務連絡 第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（島根大会）
 - 第3号事務連絡 第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（青森大会）
 - 第4号事務連絡 2024年度事務局代表者会議開催報告
 - 第5号事務連絡 その他

2025年度臨時総会

2026年3月20日（金）

ビジョンセンター東京八重洲 9F 906室（東京都中央区日本橋）

- 1 出席者数の確認
- 2 議長団選出
- 3 議事録署名人
- 4 定足数確認及び開会宣言
- 5 会長挨拶
- 6 審 議
 - 第1号議案 役員選任について
- 7 理事会報告
 - 第1号報告 2026年度事業計画
 - 第2号報告 2026年度収支予算
 - 第3号報告 役員 の 辞任について
 - 特別報告 民法改正について
- 8 事務連絡
 - 第1号事務連絡 規程類改正
 - 第2号事務連絡 第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（青森大会）
 - 第3号事務連絡 第35回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（奈良大会）
 - 第4号事務連絡 その他

2025年度 公益社団法人日本社会福祉士会 理事会議事報告

第1回理事会 2025年4月19日（土）本会事務局会議室及びZoom会議室（Web会議）

○承認事項

- 第1号承認 独立型社会福祉士名簿登録
- 第2号承認 自然災害発生時の研修運営について
- 第3号承認 認定社会福祉士更新研修の開催について
- 第4号承認 アドバイザー業務の派遣継続について（法テラス）
- 第5号承認 委員会委員について
- 第6号承認 国際協力員の推薦について
- 第7号承認 2025年度夏期・冬期事業スケジュールについて

○協議事項

- 第1号協議 2026年度予算・制度に関する提案書について
- 第2号協議 第37回通常総会の開催について
- 第3号協議 研究誌『社会福祉士』第32号への二重投稿の疑いについて

○報告事項

- 第1号報告 代表理事及び業務執行理事活動報告（3月度）
- 第2号報告 都道府県社会福祉士会入会者・退会者・賛助会員退会
- 第3号報告 第33回社会福祉士学会審査結果及び研究誌（第33号）論文等募集期間、応募方法について
- 第4号報告 社会保障審議会 福祉部会・福祉人材確保専門委員会について
- 第5号報告 生活支援共創プラットフォームについて
- 第6号報告 日本ソーシャルワークセンターに関する報告
- 第7号報告 独立型社会福祉士等へのアンケート調査結果について

第2回理事会 2025年5月17日（土）本会事務局会議室及びZoom会議室（Web会議）

○議案

- 第1号議案 2024年度決算報告（事業及び会計監査報告）
- 第2号議案 役員選任案

○承認事項

- 第1号承認 2024年度事業報告
- 第2号承認 参事の選任について
- 第3号承認 アドバイザー登録について
- 第4号承認 委員会委員について
- 第5号承認 関係団体への理事・委員派遣

○協議事項

- 第1号協議 2026年度予算・制度に関する提案書について
- 第2号協議 第37回通常総会の開催について
- 第3号協議 正会員に対する活動助成について
- 第4号協議 LINE アンケート調査について

○報告事項

- 第1号報告 代表理事及び業務執行理事活動報告（4月度）
- 第2号報告 都道府県社会福祉士会入会者・退会者
- 第3号報告 成年後見に関する事項について
- 第4号報告 全国大会（島根大会）の協賛金御礼について
- 第5号報告 2024年度事務局代表者会議報告
- 第6号報告 独立型社会福祉士名簿登録（抹消）
- 第7号報告 日本ソーシャルワーク連盟の関連事項
- 第8号報告 その他

第3回理事会 2025年6月21日（土）鉄鋼会館 704会議室

○承認事項

- 第1号承認 賛助会員入会・退会
- 第2号承認 独立型社会福祉士名簿登録
- 第3号承認 委員会委員について
- 第4号承認 他団体への委員派遣について
- 第5号承認 アジア太平洋ソーシャルワーク地域会議2025（スリランカ）への派遣について

○協議事項

- 第1号協議 「高齢者虐待対応の手引き」の記載内容に関する本会の見解について
- 第2号協議 介護報酬化に向けた社会福祉士の効果検証及び調査研究プロジェクトにおける業務委託について
- 第3号協議 「強化ルート研修」について
- 第4号協議 第37回通常総会の進め方について

○報告事項

- 第1号報告 代表理事及び業務執行理事活動報告（5月・6月度）
- 第2号報告 都道府県社会福祉士会入会者・退会者
- 第3号報告 綱紀委員会について
- 第4号報告 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」中間まとめを踏まえた論点について（意見）（福祉人材確保専門委員会）
- 第5号報告 2026年度予算制度に関する提案書について
- 第6号報告 独立型社会福祉士の名簿登録に関する経過措置の廃止に向けた検討状況
- 第7号報告 滞日外国人ソーシャルワークに関するアンケート調査実施について
- 第8号報告 日本医療ソーシャルワーカーとの覚書の変更について
- 第9号報告 2025年度委員長人事等（案）について

2025年度 臨時理事会（第1回） 2025年6月21日（土）鉄鋼会館 704会議室

○会長の選任

○承認事項

- 第1号承認 副会長の選任

○協議事項

- 第1号協議 2025年度委員長人事等について
- 第2号協議 都道府県社会福祉士会会長会議について

第4回理事会 2025年7月19日（土）本会事務局会議室及びZoom会議室（Web会議）

○承認事項

- 第1号承認 独立型社会福祉士名簿登録
- 第2号承認 全国大会（青森大会）の基調講演について
- 第3号承認 研究誌『社会福祉士』第32号の二重投稿の疑いに対する調査等について
- 第4号承認 委員会委員について
- 第5号承認 他機関への委員派遣について

○協議事項

- 第1号協議 綱紀案件
- 第2号協議 都道府県社会福祉士会会長会議プログラムについて
- 第3号協議 2026年度事業計画について
- 第4号協議 「強化ルート研修（仮称）」のテキスト出版について

○報告事項

- 第1号報告 代表理事及び業務執行理事活動報告（6月度）
- 第2号報告 都道府県社会福祉士会入会者・退会者
- 第3号報告 意見書・要望書
- 第4号報告 日本ソーシャルワークセンター報告
- 第5号報告 災害ケースマネジメント実践者募集説明会
- 第6号報告 認定社会福祉士アンケート調査結果について
- 第7号報告 基礎研修プログラム検討PTのリーダーについて
- 第8号報告 生活困窮者支援に関する県士会アンケート

第5回理事会 2025年8月23日（土）本会事務局会議室及びZoom会議室（Web会議）

○承認事項

- 第1号承認 法制審議会中間試案へのパブリックコメントについて
- 第2号承認 任意後見の住所の変更登記の事由を証する書面について
- 第3号承認 活動報告書（業務監査）ガイドラインの改正について
- 第4号承認 独立型社会福祉士名簿登録
- 第5号承認 委員会委員について
- 第6号承認 他機関への委員等の派遣について

○協議事項

- 第1号協議 綱紀案件について
- 第2号協議 都道府県社会福祉士会会長会議プログラムについて
- 第3号協議 JFSWにおける平和委員会等の進め方について
- 第4号協議 BPO（放送倫理・番組向上機構）への意見書について（薬物依存関係）
- 第5号協議 社会保障審議会（福祉部会）への意見について

○報告事項

- 第1号報告 代表理事及び業務執行理事活動報告（7月度）
- 第2号報告 都道府県社会福祉士会入会者・退会者
- 第3号報告 綱紀案件
- 第4号報告 日本医療ソーシャルワーカー協会（倫理委員会）への委員推薦
- 第5号報告 司法福祉全国研究集会における学生料金の設定について
- 第6号報告 虐待対応専門職チーム経験交流会報告書
- 第7号報告 LINE アンケート報告
- 第8号報告 社会福祉法人経営実務検定試験について

第6回理事会 2025年9月6日（土）ビジョンセンター東京日本橋201

○承認事項

- 第1号承認 成年後見人材育成研修（委託研修）について
- 第2号承認 滞日外国人支援ソーシャルワーク研修について
- 第3号承認 委員会委員について
- 第4号承認 他機関への委員等の派遣について

○協議事項

- 第1号協議 都道府県社会福祉士会会長会議プログラムについて
- 第2号協議 クレームについて

○報告事項

- 第1号報告 代表理事及び業務執行理事活動報告（8月度）
- 第2号報告 都道府県社会福祉士会入会者・退会者
- 第3号報告 意見書・要望書の提出
- 第4号報告 「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめを踏まえた論点について（意見）
（第29回福祉部会）
- 第5号報告 認定社会福祉士認証・認定機構に関する報告
- 第6号報告 高齢者等終身サポート事業者協会設立フォーラムについて
- 第7号報告 その他

第7回理事会 2025年10月18日（土）本会事務局会議室及びZoom会議室（Web会議）

○承認事項

- 第1号承認 IFSW 世界会議への派遣者について
- 第2号承認 生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会について
- 第3号承認 事務局職員向け研修及び事務局代表者会議事前アンケートについて
- 第4号承認 委員会委員について

○協議事項

- 第1号協議 2026年度事業計画・予算について
- 第2号協議 子どもの権利擁護に関する連絡協議会の開催について
- 第3号協議 特定費用準備資金及び特定資産取得・改良資金取扱規程の一部改正について
- 第4号協議 JFSWに関する事項について

○報告事項

- 第1号報告 代表理事及び業務執行理事活動報告（9月度）

- 第2号報告 都道府県社会福祉士会入会者・退会者
- 第3号報告 東海4県士会・北陸3県士会の災害協定について
- 第4号報告 特別委員の選任について
- 第5号報告 生活困窮者支援に関するアンケート集計結果
- 第6号報告 独立型社会福祉士名簿登録の抹消申請
- 第7号報告 社会保障審議会（福祉部会・人材確保専門委員会）について
- 第8号報告 その他

第8回理事会 2025年11月15日（土）本会事務局会議室及びZoom会議室（Web会議）

○承認事項

- 第1号承認 賛助会員の入会について
- 第2号承認 全国大会（青森）について
- 第3号承認 成年後見人等候補者養成研修運営ガイドラインの改正について
- 第4号承認 活動報告書（業務監査）ガイドラインの改正について
- 第5号承認 生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会について
- 第6号承認 2025年度スーパーバイザースキルアップ研修の開催について
- 第7号承認 認定社会福祉士更新研修の開催について
- 第8号承認 委員会委員について
- 第9号承認 他機関への委員派遣について
- 第10号承認 2026年度役員会等スケジュール（案）
- 第11号承認 障害者への意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究のヒアリング調査依頼
- 第12号承認 事務局代表者会議について

○協議事項

- 第1号協議 2025年度上期決算について
- 第2号協議 2027年度予算・制度に関する提案書について
- 第3号協議 実習指導者の要件の経過措置について
- 第4号協議 研究誌『社会福祉士』第32号の本会正会員に所属する会員に対する研究不正についての調査報告
- 第5号協議 社会福祉士会のプロモーション戦略について

○報告事項

- 第1号報告 代表理事及び業務執行理事（10月度）
- 第2号報告 都道府県社会福祉士会入会者・退会者
- 第3号報告 特定費用準備資金から公益充実資金への区分変更
- 第4号報告 投稿論文審査結果
- 第5号報告 青森大会分科会・ポスター発表募集要項、プレ企画
- 第6号報告 福祉人材確保専門委員会における議論の整理
- 第7号報告 医療ソーシャルワーカー業務指針改訂案についての意見
- 第8号報告 第3期アルコール健康障害対策推進基本計画に関する要望（アル法ネット）
- 第9号報告 独立型社会福祉士名簿登録の削除
- 第10号報告 地域共生に関する研修について
- 第11号報告 スクールソーシャルワーク全国実践研究集会における学生料金の導入について
- 第12号報告 日本ソーシャルワークセンターに関する事項

第9回理事会 2025年12月20日（土）本会事務局会議室及びZoom会議室（Web会議）

○承認事項

- 承認1号 独立型社会福祉士名簿登録
- 承認2号 全国大会（島根）の決算報告
- 承認3号 事務局職員向け研修について
- 承認4号 活動報告書（業務監査）ガイドラインの改正について
- 承認5号 認定社会福祉士制度における『強化ルート研修』のe-ラーニング講座制作費について

○協議事項

- 第1号協議 綱紀案件
- 第2号協議 2026年度事業計画及び予算について
- 第3号協議 社会福祉士リーダー養成研修事業（試験センター）について
- 第4号協議 成年後見に関する事項について

○報告事項

- 第1号報告 代表理事及び業務執行理事活動報告（11月度）
- 第2号報告 都道府県社会福祉士会入会者・退会者
- 第3号報告 第38回全国大会（2030年度開催）について（福井）
- 第4号報告 法務省民事局ヒアリング調査について
- 第5号報告 社会保障審議会福祉部会報告書について
- 第6号報告 日本ソーシャルワークセンターに関する事項
- 第7号報告 賀詞交換会について
- 第8号報告 支援者向け防災ハンドブックについて

第10回理事会 2026年1月17日（土）本会事務局会議室及びZoom会議室（Web会議）

○承認事項

- 第1号承認 賛助会員の入会について
- 第2号承認 独立型社会福祉士の名簿登録について
- 第3号承認 生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会の定員割れに伴う対応について

○協議事項

- 第1号協議 クレーム案件
- 第2号協議 2026年度事業計画及び予算について
- 第3号協議 2027年度予算・制度に関する提案書について
- 第4号協議 「東京都高齢者虐待対応マニュアル」改訂に係る原稿執筆に係る専門有識者の推薦について
- 第5号協議 依存症回復支援研修の幹事団体について
- 第6号協議 正会員に対する活動助成制度について
- 第7号協議 日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（奈良大会）について
- 第8号協議 2025年度臨時総会の開催について

○報告事項

- 第1号報告 代表理事及び業務執行理事活動報告（12月度）

- 第2号報告 都道府県社会福祉士会入会者・退会者
- 第3号報告 日本ソーシャルワークセンターに関する事項
- 第4号報告 医療ソーシャルワーカー業務指針改訂案について
- 第5号報告 賀詞交歓会について

第11回理事会 2026年2月7日（土）本会事務局会議室及びZoom会議室（Web会議）

○議案

- 第1号議案 役員について

○承認事項

- 第1号承認 2026年度事業計画案について
- 第2号承認 2026年度事業予算案について
- 第3号承認 公益充実資金等取り崩し等について
- 第4号承認 全国大会（青森大会）プログラムについて
- 第5号承認 独立型社会福祉士名簿登録
- 第6号承認 アドバイザー派遣について（法テラス）

○協議事項

- 第1号協議 2025年度臨時総会の開催について
- 第2号協議 全国大会（奈良大会）テーマ等について

○報告事項

- 第1号報告 代表理事及び業務執行理事活動報告（1月度）
- 第2号報告 都道府県社会福祉士会入会者・退会者
- 第3号報告 2025年度委員長人事等について
- 第4号報告 JFSW代表者会議報告
- 第5号報告 障がい当事者の就労支援について

2025年度 臨時理事会（第3回） 2026年3月11日（水）本会事務局会議室及びZoom会議室（Web会議）

○承認事項

- 第1号承認 全国大会開催地（福井）について
- 第2号承認 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会委員の推薦について
- 第3号承認 いじめ調査アドバイザーの推薦について
- 第4号承認 こども家庭ソーシャルワーカー資格認定事業運営委員の推薦について
- 第5号承認 令和8年度社会福祉推進事業について
- 第6号承認 事業計画の変更について

○協議事項

- 第1号協議 委員の任期等について
- 第2号協議 第21回高齢者・障がい者の権利擁護セミナーの講師について
- 第3号協議 業務改善について
- 第4号協議 2027年度予算・制度に関する提案書について

○承認事項

- 第1号承認 学会関係規程類の改正について
- 第2号承認 成年後見人等候補者養成研修運営ガイドラインの改正について
- 第3号承認 認定社会福祉士登録者について

○協議事項

- 第1号協議 臨時総会の進行及び当日配付資料について
- 第2号協議 全国自治体病院協議会・病院福祉部会の部会役員について
- 第3号協議 2027年度予算・制度に関する提案書について
- 第4号協議 組織改善について

○報告事項

- 第1号報告 都道府県社会福祉士会入会者・退会者
- 第2号報告 強化ルートについて
- 第3号報告 「2025年度事務局職員向け研修」開催報告
- 第4号報告 2026年度事務局職員体制について
- 第5号報告 その他

2025年度 委員会活動 報告書

- 1 組織委員会
- 2 プロモーション委員会
- 3 綱紀委員会
- 4 学会運営委員会
- 5 倫理委員会
- 6 権利擁護推進部合同委員会
- 7 後見委員会
 - (1) 都道府県体制整備支援プロジェクトチーム
 - (2) 成年後見人材育成研修カリキュラム見直しプロジェクトチーム
- 8 権利擁護推進あり方検討委員会
- 9 地域包括ケア推進委員会
 - (1) 介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業委員会
- 10 災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究事業委員会
- 11 子ども家庭支援委員会
 - (1) 子どもの権利擁護支援プロジェクトチーム
- 12 生活困窮者支援委員会
 - (1) 多文化ソーシャルワークプロジェクト
- 13 リーガル・ソーシャルワーク研究委員会
- 14 独立型社会福祉士委員会
- 15 生涯研修センター企画・運営委員会
 - (1) 実習指導者講習会検討プロジェクトチーム
 - (2) 基礎研修プログラム検討プロジェクトチーム
- 16 認定社会福祉士登録推進委員会

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:組織委員会

○委員長名:宮崎 靖

委員数:9名(委員長を除く)

委員会の設置目的	公益社団法人かつ連合体である本会の組織強化、組織運営に関する課題について理事会から諮問された事項の検討を行う。
事業概要	<p>「公益社団法人、連合体組織の運営に関する課題について、理事会から諮問された事項の検討」の一環として、「財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた提案書」で示された次の事項について検討及び企画・運営した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入会促進キャンペーンについての検討 2 事務局代表者会議の企画及び運営 3 正会員事務局職員を対象とした研修の企画及び運営
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 入会促進キャンペーン(30歳以下の入会金及び初年度会費の減免)の効果検証方法についての検討 これまで実施してきた入会促進キャンペーンの効果を検証するにあたり、その検証方法について検討した。 2 事務局代表者会議の企画及び運営 事務局業務を実質的に中心となって担っている者を対象に、県士会事務局の取り組みを共有することを目的に、テーマ選択制で情報交換を行う内容とした。 (1) 開催日:2026年1月14日(水) (2) 方法:Zoom ミーティング (3) 参加者数:43名(※運営スタッフ含む) 3 正会員事務局職員向け研修の企画及び運営 (1) 研修名:2025年度事務局職員向け研修『AI導入による業務の効率化』 近年急速に普及が進むAI技術に着目し、AIの活用による業務負担の軽減や質の向上を目的として、基礎知識の講義から具体的な活用事例の紹介、講師への質疑応答や職員同士の交流会を設けた。 (2) 開催日:2026年2月24日(火) (3) 方法:Zoom ミーティング (4) 参加者数:65名(都道府県士会参加者 ※運営スタッフ除く)
今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 財政基盤の確保・事務局体制の強化に向けた提案書について、組織委員会にて検証を要する事項の検討
委員会開催状況	主な協議内容
第1回委員会(10月9日(木))	第1回委員会 ・事務局代表者会議、事務局職員向け研修について
第2回委員会(11月12日(水))	第2回委員会 ・事務局代表者会議、事務局職員向け研修の内容検討 ・入会促進キャンペーンの効果検証について 他
第3回委員会(12月11日(木))	第3回委員会 ・事務局代表者会議の運営、事務局職員向け研修の講師検討
第4回委員会(1月29日(木))	第4回委員会 ・事務局代表者会議の振り返り、事務局職員向け研修の運営について
第5回委員会(3月12日(木))	第5回委員会 ・事務局職員向け研修の振り返り ・入会促進キャンペーンの効果検証方法について

公益社団法人日本社会福祉士会
2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:プロモーション委員会

○委員長名:中山 貴之

委員数:3名(委員長を除く)

委員会の設置目的	本会の目標である「社会福祉士の役割等の理解の促進」に必要な積極的な情報提供、すなわち「広報」を、一貫的、かつ、持続的に実施するため活動を行う。
事業概要	広報戦略グランドデザインを指針とし、社会福祉士の役割等の理解促進に向けた広報を一貫的かつ持続的に実施する。2025年度は「入会促進」を最重点課題に据え、本会と都道府県社会福祉士会（以下「県士会」という）が一体となったブランディング戦略の検討を行うとともに、デジタル広報を含むコア PR 媒体の整備・最適化を推進した。また、全国的な連携を通じて、入会に至る動線を整理し、より入会しやすい仕組みの構築に向けた検討を行った。
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報戦略の検討および県士会会長会議での協議の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 入会促進をターゲットとしたプロモーションの方向性について検討を行った。 (2) 県士会会長会議において、入会促進のためのプロモーションに関するグループ協議を実施し、県士会が行う魅力ある取組の方向性について意見交換を行った。 2 県士会の活動発信に関する検討 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長会議での協議内容を踏まえ、県士会の魅力ある活動を効果的に発信する手法について、委員会において検討を行った。 (2) 入会促進につながる情報発信のあり方として、実践事例の見せ方や発信内容の方向性について、委員会において検討を行った。 3 広報媒体の活用および試行的取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 従来の紙媒体による案内の限界から若年層へダイレクトに訴求する手法として、社会福祉士国家試験の合格発表時期に合わせた Google 広告を試行的に実施した。
今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 県士会において地域特性を活かした主体的な取組がなされている一方、効果検証や価値訴求のあり方に共通の課題が見られる。今後は、本会と県士会が一体となった統一的なプロモーション方針を策定し、共通のデジタル発信基盤を整備することで、独自性を尊重しつつ、全体としてのブランド力と発信力を最大化させていく必要がある。 2 Google 広告の試行により、デジタル広報の有効性が確認された。今後は、継続的な運用を通じてデータの蓄積と最適化を図り、広報精度のさらなる向上を進めるとともに、その知見を都道府県士会へ共有し、全国的な入会促進を加速させたい。
委員会開催状況	主な協議内容
第1回委員会（2025年4月6日（日））	第1回委員会 1. 会長会議の協議方法・進め方
第2回委員会（2025年8月8日（金））	第2回委員会 1. 会長会議の協議方法・進め方
第3回委員会（2025年10月30日（木））	第3回委員会 1. 県士会会長会議を踏まえたプロモーション戦略について 2. 2026年度の事業計画・予算並びに第四期中期計画の2026年度の事業項目
第4回委員会（2026年2月5日（木））	第4回委員会 1. 2026年度事業における補正予算の獲得に向けて 2. WEB 広告の進め方

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:綱紀委員会

○委員長名:宮崎 正行

委員数:9名(委員長を除く)

委員会の設置目的	定款第6条第5号に基づき、正会員に所属する社会福祉士の倫理及び資質の向上に資するために設置している。	
事業概要	本委員会は、本会の組織において独立した立場で正会員に所属する社会福祉士に対する苦情申立があった時の対処に関することを中心に活動を行っている。会が定める規程類に則り、事案の調査、審議を行うとともに再発防止の提案を行う。	
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 (2024-2) 案件の処分案を審議し、理事会に被申立人の処分案を提案した。 2 (2025-1) 案件を受理し、申立人及び被申立人に対する事情聴取を行った。 3 (2025-2) 案件を受理し、申立人及び被申立人に対する事情聴取を行った。 4 「厳重注意」「戒告」「除名」以外の懲戒処分の種類について協議を行ったが、処分の効力、本会、都道府県社会福祉士会は別法人であることを考えると、現在段階では、現行の懲戒処分以外の処分を設定することは難しいため、検討を継続することとした。 	
今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 「厳重注意」「戒告」「除名」以外の懲戒処分の検討 2 連絡がとれない被申立人に対する対応 	
委員会開催状況	主な協議内容	
第1回委員会（6月8日）	第1回委員会 <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長、副委員長の選任 2 苦情案件（2024-2）処分案の検討 3 苦情案件（2025-1）調査委員の選任等 4 「厳重注意」「戒告」「除名」以外の懲戒の種類について 	

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:学会運営委員会

○委員長名:中山 貴之

委員数:9名(委員長を除く)

委員会の設置目的	社会福祉士及び社会福祉に関する学術研究等に関する事業として日本社会福祉士会・社会福祉士学会の企画、運営と個人会員の社会福祉実践と理論の向上に向けた研究誌『社会福祉士』の編集・発行を主目的とする。	
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉士の共通基盤としての6領域を基礎として構成する社会福祉士学会を開催した。 2 第33回全国大会プレ企画「実践研究入門講座」を開催した。 3 研究誌『社会福祉士』第33号の企画・編集・発行を行った。 4 投稿論文および学会発表の応募方法を変更した。 	
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 第33回社会福祉士学会（島根大会）の開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) 開催日：7月6日(日) (2) 申込総数 52 件（個人発表 29 件、自主企画シンポジウム 6 件、ポスター発表 17 件）のうち、22 件（個人発表 14 件、自主企画シンポジウム 1 件、ポスター発表 7 件）を採択した。 2 第33回全国大会プレ企画『実践研究入門講座』の開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) 開催日：7月5日(土) 9:15～11:45 (2) 受講者数：48名 3 研究誌『社会福祉士』第33号の発行 25編の投稿論文等の応募を受け、学会運営委員会及び審査協力員にて審査を行い、研究ノート2編と実践研究2編を掲載。投稿論文等の他に第33回社会福祉士学会の抄録を4編掲載した。 4 学会発表、投稿論文等における応募方法のデジタル化 従来、学会発表及び投稿論文の応募に際しては郵送で受付を行っていたが、応募のしやすさを目的として、研究誌『社会福祉士』第33号よりメールでの受付に変更した。 	
今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 投稿論文や学会発表水準の平準化を図る方法や継続的な指導体制の検討 2 委員会体制の見直し（学会・研究誌の担当分離含む） 3 上記見直しに伴う関係規程類の改正 	
委員会開催状況		主な協議内容
第1回委員会（4月5日（土））		第1回委員会 ・第33回 日本社会福祉士学会審査 ・学会運営について 他
第2回委員会（7月6日（日））		第2回委員会 ・第33回社会福祉士学会（島根大会）の振り返り 他
第3回委員会（7月27日（日））		第3回委員会 ・研究誌『社会福祉士』第33号について ・島根大会の振り返り及び青森大会について 他
第4回委員会（11月8日（土））		第4回委員会 ・研究誌『社会福祉士』第33号投稿論文等 審査 ・第34回社会福祉士学会（青森大会）について 他
第5回委員会（1月25日（日））		第5回委員会 ・第34回社会福祉士学会（青森大会）について ・投稿チェックリストの改正について 他
第6回委員会（3月29日（日））		第6回委員会 ・第34回 日本社会福祉士学会審査 ・学会運営について 他

公益社団法人日本社会福祉士会
2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:倫理委員会

○委員長名:山下 康

委員数:4名(委員長を除く)

委員会の 設置目的	日本社会福祉士会が実施する調査研究事業(補助・委託事業等)のうち、必要な事業について、個人の尊厳及び人権の尊重その他の倫理的配慮が適切に図られるよう倫理審査を実施する。
事業概要	日本社会福祉士会が実施する調査研究事業(補助・委託事業等)のうち必要な事業について、倫理審査委員会を開催し、倫理審査を実施した。
具体的活動内容	<p>倫理委員会に申請のあった調査研究事業について、倫理審査委員会を開催し、倫理審査を実施した(2件、持ち回りにて実施)。なお、審査は、倫理委員会規程に定めた審査基準に則り実施した。</p> <p>倫理審査実施事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業 (令和7年度老人保健健康増進等事業) 2 災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究(令和7年度社会福祉推進事業)
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理的配慮が適切に図られるような倫理審査の実施と、調査研究事業の円滑な遂行が両立できるよう、スケジュール管理の改善に向けた取組が必要と考えられる。 ・これまでの審査にて指摘された調査研究事業における倫理上留意すべき事項について、調査研究担当者に周知するための取組が必要である。
委員会開催状況	主な協議内容
<p>第1回委員会(11月7日(金))</p> <p>第2回委員会(12月11日(木))</p>	<p>第1回委員会(書面審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究事業に関する審査の実施(1件) <p>第2回委員会(書面審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究事業に関する審査の実施(1件)

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:権利擁護推進部合同委員会 ○委員長名:安藤 千晶 委員数:16名(委員長を除く)

委員会の設置目的	日本社会福祉士会権利擁護センターぱあととなあとして、成年後見、虐待対応等、権利擁護に関する総合的な検討を行い、事業を実施する。	
事業概要	<p>1 都道府県ぱあとなあ連絡協議会の開催 権利擁護関連施策の動向を適確に把握し、都道府県社会福祉士会権利擁護センターが、後見活動(成年・未成年)や虐待対応等広く市民の権利を擁護する活動の拠点となる機能を果たせるよう、都道府県ぱあとなあ連絡協議会を参集型により1回開催した。</p> <p>2 合同委員会の開催 権利擁護推進部全体に関する協議及び都道府県ぱあとなあ連絡協議会に関する企画・運営を、後見委員会及び権利擁護推進あり方検討委員会委員による合同委員会にて実施した。 (1) 委員:17名(委員長(理事)3名、両委員会より14名) (2) 開催回数:4回(7月13日、8月25日、10月29日、3月9日)</p>	
具体的活動内容	<p>1 委員会・プロジェクト事業(※後見委員会・権利擁護推進あり方検討委員会及び関係プロジェクトの詳細は、各委員会活動報告書参照)</p> <p>2 都道府県権利擁護センターの支援等に関する事業 都道府県ぱあとなあ連絡協議会の開催 (11月23日、参集型(会場:ビジョンセンター浜松町にて開催、42県士会、72名参加) グループ協議1「県士会における実務について」、星野美子参事による基調講演「民法改正および総合的な権利擁護支援の充実に向けた動向と社会福祉士(会)への期待」、グループ協議2「民法改正および総合的な権利擁護支援の充実に向けた社会福祉士(会)の取り組みに向けて」を実施した。</p>	
今後の課題	民法や社会福祉法等が改正され、権利擁護に関わる制度・政策が変化する中、総合的な権利擁護センターとしての機能発揮に向け、中長期的な視野に立ち、都道府県の権利擁護センターぱあととなあ現状や課題を把握するとともに、機能発揮に向けた体制、仕組み、人材養成に向けた支援方策の展開を、関係委員会との連携により推進していくことが求められる。	
委員会開催状況		主な協議内容
<p>■権利擁護センターぱあとなあ合同委員会 第1回:7月13日(日) 第2回:8月25日(月) 第3回:10月29日(水) 第4回:3月9日(月)</p>		<p>■権利擁護センターぱあとなあ合同委員会 第1回 都道府県ぱあとなあ連絡協議会について 第2回 都道府県ぱあとなあ連絡協議会について 社会保障審議会福祉部会における検討について 第3回 都道府県ぱあとなあ連絡協議会について 2026年度事業計画について 第4回 都道府県ぱあとなあ連絡協議会について (名称、企画の検討)</p>

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:後見委員会

○委員長名:直木 慎吾

委員数:8名(委員長を除く)

委員会の設置目的	権利擁護センターばあとなあにて、成年後見、未成年後見にかかる実務に関する協議・検討を行う。	
事業概要	1 成年後見(利用促進含む)、未成年後見に関する政策動向への対応、関係団体との連携	2 都道府県社会福祉士会の成年後見、未成年後見事業の支援
	3 都道府県体制整備支援プロジェクトチームおよび成年後見人材育成研修カリキュラム見直しプロジェクトチームの課題・判断事項に関する対応	
具体的活動内容	<p>1 成年後見、未成年後見に関する政策動向への対応、関係団体との連携</p> <p>(1) 国の成年後見制度利用促進専門家会議への対応</p> <p>(2) 法制審議会民法(成年後見等関係)部会への対応</p> <p>(3) 専門職後見人の選任と後見事務の在り方に関する三士会の打合せへの対応</p> <p>2 都道府県社会福祉士会の成年後見、未成年後見事業の支援</p> <p>(1) 「成年後見人材育成研修」(委託事業)の実施</p> <p>①成年後見人材育成研修(委託研修):26会場、修了者数595名(期間延長者含む)</p> <p>②成年後見人材育成研修の教材提供および実施にかかる支援</p> <p>(2) 社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・Eプラン)関係</p> <p>Cプラン・Eプラン保険に関する団体契約(被保険者名簿の作成)(4月)</p> <p>(3) ばあとなあ活動報告システムの改修、説明会の実施</p> <p>(4) 名簿登録料徴収事務受託(4月)</p> <p>(5) 成年後見被害者救済金・見舞金制度に関する対応</p> <p>(6) 規程・書式類の改正</p> <p>成年後見人等候補者養成研修運営ガイドライン、活動報告書(業務監査)ガイドライン</p> <p>(7) 都道府県ばあとなあ概況調査の実施</p> <p>(8) 保険事故報告会の開催</p> <p>(9) その他、都道府県社会福祉士会からの後見に関する相談事項の協議と対応</p> <p>3 都道府県体制整備支援プロジェクトチームおよび成年後見人材育成研修カリキュラム見直しプロジェクトチームの課題・判断事項に関する対応</p> <p>4 関係団体との連携に関する事業</p> <p>(1) 成年後見制度利用促進に関する関係団体との協議会(3回)</p> <p>(2) 委員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制審議会民法(成年後見等関係)部会 委員派遣(星野参事) ・厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議 委員派遣(星野参事) ・全国社会福祉協議会「任意後見・補助・保佐等に関する相談体制強化事業」にかかるアドバイザーの派遣(星野参事、谷川委員) ・株式会社 読売広告社「成年後見制度利用促進任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業」企画委員会委員(猿渡委員) ・一般財団法人長寿社会開発センター「成年後見制度利用促進体制整備研修」研修企画委員会委員(星野参事) ・成年後見センターリーガルサポート外部理事派遣(安藤統括) ・コスモス成年後見サポートセンター外部理事派遣(直木委員長) ・日本精神保健福祉士協会クローバー運営委員会委員派遣(熊倉委員) 	
今後の課題	1 第二期成年後見制度利用促進基本計画と連動した、専門職団体の役割と取組の推進	2 中核機関の職員向け研修の開発等、中核機関で活躍する社会福祉士の資質向上
	2 成年後見人材育成研修のテキスト等見直し	3 地域連携ネットワークに根ざした権利擁護体制整備に向け、都道府県士会の取組と人材育成支援
	4 都道府県事務負担の軽減に向けたばあとなあ活動報告システムの運用改善	
委員会開催状況		主な協議内容
【委員会】 第1回委員会(5月21日(水)) 第2回委員会(8月5日(火)) 第3回委員会(10月30日(木)) 第4回委員会(2月5日(木)) 【臨時委員会】 第1回臨時委員会(9月25日(木)) 第2回臨時委員会(1月22日(木))		【委員会】 第1回:名簿登録・保険、活動報告システム等 第2回:パブリックコメント、活動報告システム等 第3回:実践成年後見の寄稿、2026年度事業計画等 第4回:成年後見人材育成研修、国への予算制度提案等 【臨時委員会】 第1回:成年後見人材育成研修 認証申請について 第2回:成年後見人材育成研修 受講要件の確認について

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:都道府県体制整備支援プロジェクトチーム

○リーダー名:直木 慎吾 メンバー数: 6名(リーダーを除く)

委員会の設置目的	各都道府県における権利擁護体制整備を支援するとともに、都道府県や中核機関の要請を受けてその役割を担うことができる人材の育成に向け、都道府県士会における人材育成を支援するための検討を行う。	
事業概要	1. 都道府県士会における体制整備や自治体支援に向けた取組を検討する勉強会の開催 2. 他団体、行政・中核機関を対象としたセミナーの企画・開催	
具体的活動内容	2025年度 都道府県・自治体支援に向けた連続勉強会の開催 (1) 第1回 連続勉強会(民法(成年後見等関係)改正における中間試案のポイント説明会) ① 開催日: 2025年7月23日(水) 19:00~21:00 ② 会場: オンライン会議室(Zoom ウェビナー) ③ 参加者: 582名 (2) 第2回 連続勉強会「地域の権利擁護体制を進めるための社会福祉士の役割を考える」 ① 開催日: 2026年1月27日(火) 19:00~21:00 ② 会場: オンライン会議室(Zoom ミーティング) ③ 参加者: 112名	
今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体への提案書や雛形など、現場がそのまま使える具体的ツールの整備。 ・県士会の理事会や意思決定層を巻き込んだ、組織の事業計画に組み込みやすくする働きかけ。 ・各県士会の進捗に合わせた個別相談や、他県の成功プロセスを共有し合う継続的なフォローアップ体制の構築。 	
委員会開催状況		主な協議内容
【PT会議】 第1回PT会議(5月21日) 第2回PT会議(10月9日) 第3回PT会議(11月10日) 第4回PT会議(2月16日)		【PT会議】 第1回PT会議 ・中間試案のポイント説明会について 第2回PT会議 ・第2回連続勉強会について 第3回PT会議 ・第2回連続勉強会の運営について 第4回PT会議 ・第2回連続勉強会のふりかえり

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:成年後見人材育成研修カリキュラム見直しプロジェクトチーム

○リーダー名:直木 慎吾 メンバー数: 7名 (リーダーを除く)

委員会の 設置目的	2026年5月31日に成年後見人材育成研修(委託研修)が認証研修としての有効期限を迎えるため、2025年10月までに認証申請を行う必要がある。 また、2026年の民法改正を見据え、成年後見制度に関連する制度変更も予想される。これらの変化に対応するため、最新の動向を反映させたカリキュラムの見直しを実施する。
事業概要	1. 成年後見人材育成研修のカリキュラムの見直し 2. 視聴覚教材、e-ラーニング等の作成
具体的活動内容	1. 研修・説明会の開催 (1) 県士会担当者向け説明会 ① 開催日: 2025年11月18日(火) 18:30~21:00 ② 会場: オンライン会議室 (Zoom ミーティング) ③ 参加者: 31 県士会・154名参加 (2) 事例説明、演習担当者向け研修開催日: 2026年2月23日(月・祝) 14:00~16:30 ① 会場: オンライン会議室 (Zoom ミーティング) ② 参加者: 31 県士会・133名参加 2. 視聴覚教材、e-ラーニングの作成 ●視聴覚教材 課目1「成年後見制度の解説」 講師: 永田 祐 (同志社大学社会学部教授) 課目4「成年後見制度における家庭裁判所の理解」 講師: 清水 俊貴 (最高裁判所事務総局家庭局付) 課目5「中核機関の役割と機能」 講師: 星野 美子 (日本社会福祉士会参事) ●e-ラーニング ①「家族法の基礎」 講師: 漆川 雄一郎 (茨城県弁護士会、学園の森法律事務所代表弁護士) ②「障害特性の理解」 講師: 五十嵐 禎人 (千葉大学社会精神保健教育研究センター副センター長)
今後の課題	・指定テキスト(権利擁護と成年後見実践)の見直し ・民法等改正を踏まえた視聴覚教材の内容等見直し
委員会開催状況	主な協議内容
【PT会議】 第1回PT会議 (5月14日) 第2回PT会議 (6月9日) 第3回PT会議 (8月18日) 第4回PT会議 (10月12日) 第5回PT会議 (2月12日)	【PT会議】 第1回PT会議 ・カリキュラム見直しの全体像について 第2回PT会議 ・各課目の見直しについて 第3回PT会議 ・認証申請書類について 第4回PT会議 ・講義、演習要領、県士会への説明会について 第5回PT会議 ・事例説明、演習担当者向け研修について

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名: 権利擁護推進あり方検討委員会 ○委員長名: 直木 慎吾 委員数: 7名(委員長を除く)

委員会の設置目的	<p>本会及び都道府県社会福祉士会は、虐待の解消と高齢者、障がい者が安心して安全な生活を送ることを目的とした生活の再構築のために適切な虐待対応がなされるよう、虐待対応の責任主体である自治体支援を行っている。高齢者及び障がい者の虐待対応にあたる自治体の対応力の向上は喫緊の課題といわれており、引き続き自治体支援が必要な状況にあるため、委員会を設置する。</p>	
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 虐待防止を中心とした権利擁護関連施策の動向を的確に把握し、本会及び都道府県社会福祉士会の果たす役割を明確にするための情報収集、分析、発信を行う。 2 都道府県社会福祉士会の活動実態を把握し、虐待対応にかかる課題の検討を経年的に行う。把握したエビデンスをもとに、調査研究・政策提言・研修プログラムの検討を行う。 	
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 本会の虐待対応関連研修の管理と実施における都道府県社会福祉士会への支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都道府県社会福祉士会における虐待対応現任者標準研修のプログラム及び教材の提供 (2) 都道府県社会福祉士会における虐待対応現任者標準研修の講師養成についての検討 (3) 都道府県社会福祉士会における虐待対応現任者標準研修等に関する実績の取りまとめ、公表 2 「虐待対応専門職チーム」の実態把握と支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都道府県社会福祉士会における「虐待対応専門職チーム」の活動状況の取りまとめ、公表 (2) 専門職チームに関する説明資料等の検討 3 「高齢者虐待対応の手引き」に関する内容と今後の取り扱い等についての検討 4 他団体との連携 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症介護研究・研修仙台センター「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」への委員派遣(安藤副会長) (2) 日本電気株式会社「自治体による高齢者虐待対応の効果検証の在り方等に関する調査研究事業」への委員派遣(安藤副会長) (3) 高齢者虐待防止学会等に関する情報収集、学会誌への書評執筆 	
今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 「高齢者虐待対応現任者標準研修」の講師養成 2 「高齢者虐待対応現任者標準研修」及び「虐待対応専門研修～アドバイザーコース」のカリキュラム・教材等の定期的な見直しと検討体制の整備 3 本会編集『養護者による高齢者虐待対応の手引き』(中央法規)改訂に向けた検討 4 高齢者・障がい者虐待対応をめぐる課題や職能団体としての権利擁護推進のあり方についての検討と対応 	
委員会開催状況	主な協議内容	
○第1回委員会(5月22日(木))	<ul style="list-style-type: none"> ・標準研修の教材に係る一部修正等について ・標準研修に関する講師養成について 	
○第2回委員会(7月30日(水))	<ul style="list-style-type: none"> ・標準研修及び専門職チームに関する実績報告の依頼、取りまとめ、分析・フィードバック等について 	
○第3回委員会(9月8日(月))	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待対応の手引きにおける「面会制限」に関する法の解説と今後の取り扱い、対応等について 	
○第4回委員会(11月4日(火))	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県ばあとなあ連絡協議会の企画内容について ・都道府県社会福祉士会会長会議におけるグループ討議について 	
○第5回委員会(1月13日(火))	<ul style="list-style-type: none"> ・第四期中期計画の達成状況、2026年度委員会活動事業計画・予算について ・今後の課題と対応等について(第四期中期計画、標準研修に関する現状と課題、アドバイザー研修の開催と教材の見直し、経験交流会、専門職チームに関する説明資料など) 	

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:地域包括ケア推進委員会 ○委員長名:米田 順哉 委員数:6名(委員長を除く)

委員会の設置目的	地域共生社会の実現に向け、特に高齢者や障害者を対象とした分野において実践する社会福祉士の支援等を行うため設置する。	
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者の就労支援に関する検討 2 障害者権利条約の総括所見に関する検討 	
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者の就労支援に関する検討 <ol style="list-style-type: none"> (1) e-ラーニングコンテンツ作成の検討 (2) 障がい者の就労支援に関する調査研究の検討 2 障害者権利条約の総括所見に関する検討 <ol style="list-style-type: none"> (1) 政府から独立した人権機関に関する意見交換 (2) 障害者権利条約の総括所見に関する意見交換 	
今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者権利条約の理解と障がい分野における調査研究の検討 2 市町村における包括的な支援体制のあり方の検討 3 ケアマネジメント実践記録様式の活用に関する検討 4 障がい分野に関する委員会設置の検討 	
委員会開催状況		主な協議内容
第1回委員会 (5月6日 (土))		第1回委員会 ・障がい者の就労支援について ・障がい者権利条約の総括所見について 第2回委員会 ・2025年度の委員会活動について 第3回委員会 ・障がい者の就労支援に関する取り組みについて ・政府から独立した人権機関について 第4回委員会 ・2026年度の地域包括ケア推進委員会について ・障がい分野における取り組みについて
第2回委員会 (9月28日 (日))		
第3回委員会 (11月5日 (水))		
第4回委員会 (2月11日 (日))		

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業委員会
 ○委員長名:委員会 角山信司、作業委員会 竹田匡 委員数(委員長除く):委員会 12名、作業委員会7名

委員会の設置目的	令和7年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」にて、医療的ニーズの高い高齢者に対する社会福祉士による相談援助の活動実態や、その有効性等を明らかにするための基礎調査として、介護保険施設における社会福祉士の活用状況に関する実態把握をし、有効性を明らかにするために設置した。
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 プレ・ヒアリング調査 2 介護老人福祉施設に対する調査(量的調査) 3 特定施設入居者生活介護に対する調査(量的調査)
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 プレ・ヒアリング調査 令和6年度の介護老人福祉施設への調査において、社会福祉士の配置状況と看取り介護加算の算定率に有意差が認められた。この要因を探るため生活相談員(社会福祉士)へヒアリングを実施したところ、ソーシャルワーク機能を通じた信頼関係構築の実態が判明した。これに基づき、「社会福祉士の専門的介入が本人・家族との信頼醸成を促し、結果として加算算定の促進に寄与する」との仮説を構築した。 2 介護老人福祉施設に対する調査(量的調査) 令和6年度に実施した量的調査等の結果を踏まえ、介護老人福祉施設の生活相談員の「看取り介護の取組状況」「人生の最終段階における意思決定支援の実施状況」「入居者本人・家族等との信頼構築についての自己評価」等について、介護老人福祉施設(11,039施設)の生活相談員に対する悉皆調査を実施した。 3 特定施設入居者生活介護に対する調査(量的調査) 特定施設入居者生活介護においても生活相談員が配置されているため、介護老人福祉施設と同様に特定施設入居者生活介護(5,926施設)の生活相談員に対する悉皆調査を実施した。
今後の課題	<p>本調査の結果を踏まえ、事業報告書にて以下のとおり介護老人福祉施設における看取り介護加算(Ⅲ)の創設について提言を行った。引き続き国等へ創設にむけた検討をしていただけるよう働きかけを継続していく必要がある。また、介護保険施設における社会福祉士の職能評価と有効性の実証については、地域共生社会の実現に向けた次なる重要課題として、今後も継続的な調査・研究を進めていく必要がある。</p> <p>[看取り介護加算(Ⅲ)算定要件]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 看取り介護加算(Ⅱ)の届出を行っている施設であること。 2 社会福祉士の資格を有する生活相談員を1名以上配置していること。 3 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を遵守し、多職種連携による意思決定支援及び本人・家族等との合意形成に向けた対話のプロセスを継続的に記録し、適切に保存していること。
委員会開催状況	主な協議内容
<p>【委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回委員会(2025年9月30日(火)) ・第2回委員会(2026年2月25日(水)) <p>【作業委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回委員会(2025年9月8日(月)) ・第2回委員会(2025年9月18日(木)) ・第3回委員会(2025年9月19日(金)) ・第4回委員会(2025年10月24日(金)) ・第5回委員会(2026年2月3日(火)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目の検討 ・調査結果の検討 ・事業報告書の取りまとめについて ・調査試案について ・調査試案について ・調査試案について ・調査項目の検討 ・調査結果のまとめ方について

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名: 災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究事業委員会

○委員長名: 本委員会 岡本 達也、作業委員会 岡本 達也

委員数(委員長を除く): 本委員会7名、作業委員会5名

委員会の設置目的	被災地が主体となる災害時ソーシャルワーク支援活動を展開してきた社会福祉専門職団体である本会の取り組み経験を活かしつつ、災害時福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーとしての役割を担う社会福祉士等の専門職の活動について、実態の把握と課題の整理を行う。																											
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者支援における社会福祉士等の活動に関するヒアリング調査および事例集の作成 2 災害派遣福祉チーム (DWAT) の事務局および登録者における福祉専門職の役割に関するアンケート調査 																											
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者支援における社会福祉士等の活動に関するヒアリング調査および事例集の作成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調査目的 これまでに発生した災害時における被災者支援の取り組みについて、ソーシャルワーク専門職がどのような機能を発揮して活動をしてきたかを把握するとともに、ソーシャルワーク専門職が担ったコーディネーターやスーパーバイザー等の役割について把握する。また、ヒアリング調査から聞き取った内容を踏まえて、被災者支援における社会福祉士等の活動に関する事例集を作成する。 (2) 調査先 全国の社会福祉士会等の職能団体、DWAT事務局、地域支え合いセンター関係者、災害ボランティアセンター関係者等の被災者支援を実施した実績のある団体から、災害の規模や被災した地域を考慮の上、9つの被災者支援活動を選定した。さらに、ひとつの被災者支援活動につき、①福祉専門職の派遣や調整を行った担当者、②支援を受け入れた行政や機関の担当者、③現地にて支援活動を行った活動者、の3者に対し、ヒアリング調査を行った。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 30%;">災害名</th> <th style="width: 65%;">団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>東日本大震災</td> <td>岩手県社会福祉士会、日本社会福祉士会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>熊本地震</td> <td>熊本県社会福祉士会、日本社会福祉士会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平成30年7月豪雨</td> <td>総社市社会福祉協議会 (災害ボランティアセンター)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>令和2年7月豪雨</td> <td>熊本県社会福祉士会、日本社会福祉士会</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td rowspan="4">令和6年能登半島地震</td> <td>石川県社会福祉士会、日本社会福祉士会</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>石川県医療ソーシャルワーカー協会、日本医療ソーシャルワーカー協会</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>石川県精神保健福祉士協会、日本精神保健福祉士協会</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>石川県DWAT、全国社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>大船渡市山林火災</td> <td>岩手県DWAT、岩手県社会福祉士会</td> </tr> </tbody> </table> 2 災害派遣福祉チーム (DWAT) の事務局および登録者における福祉専門職の役割に関するアンケート調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調査目的 災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーとしての役割を担う社会福祉士等の専門職の活動について、実際把握と課題の整理を行う。 (2) 調査先 DWAT事務局: 47箇所 (全数調査) DWAT登録者: (2025年10月1日を基準とした全数調査) 	No.	災害名	団体	1	東日本大震災	岩手県社会福祉士会、日本社会福祉士会	2	熊本地震	熊本県社会福祉士会、日本社会福祉士会	3	平成30年7月豪雨	総社市社会福祉協議会 (災害ボランティアセンター)	4	令和2年7月豪雨	熊本県社会福祉士会、日本社会福祉士会	5	令和6年能登半島地震	石川県社会福祉士会、日本社会福祉士会	6	石川県医療ソーシャルワーカー協会、日本医療ソーシャルワーカー協会	7	石川県精神保健福祉士協会、日本精神保健福祉士協会	8	石川県DWAT、全国社会福祉協議会	9	大船渡市山林火災	岩手県DWAT、岩手県社会福祉士会
No.	災害名	団体																										
1	東日本大震災	岩手県社会福祉士会、日本社会福祉士会																										
2	熊本地震	熊本県社会福祉士会、日本社会福祉士会																										
3	平成30年7月豪雨	総社市社会福祉協議会 (災害ボランティアセンター)																										
4	令和2年7月豪雨	熊本県社会福祉士会、日本社会福祉士会																										
5	令和6年能登半島地震	石川県社会福祉士会、日本社会福祉士会																										
6		石川県医療ソーシャルワーカー協会、日本医療ソーシャルワーカー協会																										
7		石川県精神保健福祉士協会、日本精神保健福祉士協会																										
8		石川県DWAT、全国社会福祉協議会																										
9	大船渡市山林火災	岩手県DWAT、岩手県社会福祉士会																										
今後の課題	<p>本事業の各調査を通じて、①人材育成(刻々と変化する被災地域の状況に応じて、資源や仕組み等の調整を行い、活動を最適化し続けることができるソーシャルワーク専門職の育成等)、②職能団体による災害支援活動の役割の明確化(法的根拠に基づき緊急対応を担うDWATと、その活動後に地域の行政・福祉機関と連携し、中長期的な生活再建を担う職能団体等との、円滑な「役割分担」と「引き継ぎスキーム」の構築が急務であること等)、③平時からの備え(平時から「顔の見える関係」を構築しておくこと等)、の3つの課題が明らかとなった。</p> <p>一方で、明らかとなった課題は、災害支援活動に限られた内容ではなく、ソーシャルワーク専門職に求められるもの、ソーシャルワークの専門性が発揮されることで解決や対応が可能なものであるともいえる。今後は、これらの成果と課題を踏まえ、より質の高い災害支援活動を提供するためにも、平時からの多職種・多機関連携を基盤とした災害時における福祉支援体制の構築を目指すとともに、質の高い災害支援活動を担うことができるソーシャルワーク専門職を継続的に輩出するための研修等を実施していくことが求められる。</p>																											

委員会開催状況	主 な 協 議 内 容
<p>●本委員会 第1回委員会 (8月13日(火)) 第2回委員会 (10月22日(水)) 第3回委員会 (3月13日(金))</p> <p>●作業委員会 第1回委員会 (6月16日(月)) 第2回委員会 (8月4日(月)) 第3回委員会 (9月7日(日)) 第4回委員会 (10月8日(水)) 第5回委員会 (2月8日(水)) 第6回委員会 (2月17日(火)) 第7回委員会 (3月1日(日))</p>	<p>●本委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の進め方について ・ ヒアリング調査およびアンケート調査の内容について ・ 報告書のまとめ方について <p>●作業委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング調査およびアンケート調査の内容について ・ 事例集の作成について ・ 事例集のまとめ方について ・ 報告書のまとめ方について

公益社団法人日本社会福祉士会
2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:子ども家庭支援委員会

○委員長名:丸山 晃 委員数:8名(委員長を除く)

委員会の設置目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利擁護を推し進めるための地域を基盤としたソーシャルワーク展開の検討を行うとともに、地域の実情に応じた人材育成方法の検討と人材養成のための研修会の実施等を行う。 2 子どもの権利擁護に関する諸問題や、子ども家庭分野における人材育成に関することについても、本会における他の委員会や、外部の関係団体等と連携をしながら、検討を進めていく。
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修会の開催 2 子どもの権利擁護支援プロジェクトの新設 3 地域を基盤とした子どもの権利擁護を推し進めるための人材育成のあり方の検討 4 国・他団体の会議等への参画 5 他団体との連携による政策提言活動
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修会等の開催 <ul style="list-style-type: none"> (1) 2025年度児童家庭支援ソーシャルワーク研修 日 程：2025年8月30日(土)、31日(日) 会 場：タイム24ビル 131研修室/134研修室(〒135-0064 東京都江東区青海2丁目4-3 2) 修了者数：64名 (2) 2025年度スクールソーシャルワーク実践アドバイザー研究交流集会 日 程：2026年2月1日(日) 実施方法：Zoom ミーティングによるオンライン研修 修了者数：33名(21県士会) (3) 2025年度スクールソーシャルワーク全国実践研究集会 日 程：2026年2月15日(日) 実施方法：Zoom ウェビナーによるオンライン研修 修了者数：127名 2 子どもの権利擁護支援プロジェクトの新設 2025年度より、子どもの権利擁護のための様々な取組は、子ども家庭分野に留まらずソーシャルワーカー全体の共通課題としての認識の醸成を図るとともに、各地の自治体における取組への支援に取り組む必要があるとして、子どもの権利擁護支援プロジェクトを新設した。 3 国・他団体の会議への参画 <ul style="list-style-type: none"> (1) 文部科学省：いじめ防止対策協議会 →後藤久美委員が出席 (2) こども家庭庁：「こどもまんなか 児童福祉週間」の協力団体として登録 (3) 法務省民事局の委託調査研究事業「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」に係るヒアリング調査への参加。 4 他団体との連携による政策提言活動等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 日本精神保健福祉士協会との情報交換会 2026年3月4日(水)：両団体内委員会、PTメンバーによる情報交換会(第5回) (2) 「いじめ調査アドバイザー」の任命・活用(こども家庭庁) 2026年3月13日(金)：安藤副会長の推薦、委嘱手続き(2026年度)
今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修実施に関する今後の在り方の検討 2 子どもの意見表明支援等、新たな社会的課題への対応 3 今後の子どもの権利擁護支援プロジェクトの活動についての検討
委員会開催状況	主 な 協 議 内 容
第1回委員会(4月17日(木))	第1回委員会：2025年度の事業計画・予算 他
第2回委員会(5月26日(月))	第2回委員会：子どもの権利擁護支援PTについて 他
第3回委員会(7月25日(金))	第3回委員会：2025年度児童家庭支援SW研修について 他
第4回委員会(9月16日(火))	第4回委員会：2026年度事業計画・予算案について 他
第5回委員会(11月7日(金))	第5回委員会：SSW実践アドバイザー研究交流会について 他
第6回委員会(1月26日(月))	第6回委員会：SSW全国実践研究集会について 他

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:子どもの権利擁護支援プロジェクトチーム ○委員長名:丸山 晃 委員数:7名(委員長を除く)

委員会の設置目的	児童虐待、社会的養護、子どもの貧困、いじめ対策など、子どもの権利擁護のための様々な取組は、子ども家庭分野に留まらず、ソーシャルワーカー全体の共通課題であるという認識の醸成を図るとともに、各地の自治体における取組への支援を検討する。
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利擁護支援 PT 会議の開催 (年 4 回) 2 子どもの意見表明等支援事業、都道府県社会福祉士会事業担当者等連絡協議会の企画・実施 3 2026 年度以降の調査研究事業実施に向けた検討
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修会等の開催 2025 年度子どもの意見表明等支援事業オープンセミナー (第 1 部) 都道府県社会福祉士会事業担当者等連絡協議会 (第 2 部) 日 程: 2026 年 1 月 25 日(日) 会 場: Zoom ウェビナーによるオンライン研修 修了者数: 200 名 (子どもの意見表明等支援事業オープンセミナー) 参加者数: 68 名/32 県士会 (都道府県社会福祉士会事業担当者等連絡協議会) 2 「子どもの意見表明等支援事業に関するアンケート調査」の実施 都道府県社会福祉士会の「子どもの意見表明等支援事業」に関する取り組みの現状と課題の把握を目的にアンケート調査を実施した。 3 法務省民事局委託調査研究事業ヒアリング調査への参加 法務省民事局の委託調査研究事業 (商事法務研究会実施) の「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究」に係るヒアリング調査へ参加した。
今後の課題	2025 年度実施のセミナー、連絡協議会での意見を踏まえ、各地域の実情に応じた子どもの権利擁護のための取り組みについて検討と県士会支援のあり方について検討する。
委員会開催状況	主 な 協 議 内 容
第 1 回PT会議 (8月8日(金))	第 1 回: 2025 年度の事業計画・予算について 他
第 2 回PT会議 (10月14日(火))	第 2 回: 子どもの意見表明等支援事業オープンセミナー/連絡協議会について 他
第 3 回PT会議 (12月9日(火))	第 3 回: 子どもの意見表明等支援事業オープンセミナー/連絡協議会について 他
第 4 回PT会議 (2月17日(火))	第 4 回: 2026 年度子どもの権利擁護支援プロジェクトについて 他

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:生活困窮者支援委員会

○委員長名:神内秀之介

委員数:6名(委員長を除く)

委員会の設置目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 貧困問題の解決に向けた、全ての生活困窮状態にある方の生存権保障の実現とその権利擁護に関わる情報収集活動 2 生活困窮問題に関する国等への政策提言活動 3 生活困窮問題の支援活動を担う社会福祉士の資質向上に向けた研修会の企画・開催 4 関係団体との連携促進、実践現場の社会福祉士の待遇改善を含めた諸活動
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者支援委員会の開催(委員7名、回数5回) 2 生活困窮者支援に関する都道府県社会福祉士会の実態把握とニーズ調査 3 生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会の企画・開催(参集型) 4 国等の施策動向に関する情報収集及び都道府県社会福祉士会への情報提供 5 国等の施策動向への要望・政策提言
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者支援委員会の開催:5回 2 生活困窮者支援に関する都道府県社会福祉士会の実態把握とニーズ調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施方法:Web アンケート (Google フォーム) (2) 回答期間:7月22日(火)~8月31日(月)まで (3) 回答数:41都道府県社会福祉士会 3 生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会の開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) テーマ「つながる支援の再構築・困窮予防と共生のソーシャルワーク ~居住・孤立・若者・いのちをめぐる支援の実践と連携~」 (2) 開催日:2026年2月28日(土)11:00~17:00 (3) 会場:兵庫県福祉センター (4) 参加者:67名 4 国等の施策動向に関する情報収集及び都道府県社会福祉士会への情報提供、関連団体等との連携 <ol style="list-style-type: none"> (1) 内閣府「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」(会員登録) <ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の収集及び都道府県社会福祉士会への情報提供・ポスター配付等 ・孤独・孤立対策強化月間に実施する本会及び都道府県社会福祉士会の取組の登録 ・総会、オンラインイベントへの出席(神内理事) (2) 厚生労働省 自殺対策推進室関係 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間、自殺対策強化月間に実施する取組の登録、広報周知、ポスター配付等 (3) (一社)生活困窮者自立支援全国ネットワーク(社員登録) <ul style="list-style-type: none"> ・社員総会への出席(神内理事)、 ・「生活困窮者自立支援全国研究交流大会」への参加・情報収集(菊地委員) (4) 東京都「自殺総合対策 東京会議 計画評価部会」への委員派遣 (5) 消費者庁・全国消費者見守りネットワーク連絡協議会への委員派遣 5 国等の施策動向への要望・政策提言
今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者支援に関連する国の動向等の情報収集を積極的に行い、国等への政策提言、都道府県社会福祉士会、個人会員への情報発信を引き続き行う。 2 生活困窮者支援に関する都道府県社会福祉士会への継続的な支援体制構築に向けた検討を行う。
委員会開催状況	主な協議内容
第1回委員会(7月14日(月)) 第2回委員会(9月14日(日)) 第3回委員会(11月11日(火)) 第4回委員会(1月12日(月)) 第5回委員会(2月3日(火))	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援に関する県士会ニーズ調査について ・生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会について ・自殺対策関連 e-ラーニング更新版の制作について ・居住支援、住まい相談支援員に関する本会の活動について ・内閣府孤独・孤立対策推進室からの協力依頼について ・第4期中期計画の達成状況、2026年度委員会活動計画、予算について ・国の制度・予算に関する提案について ・ニュース3月号(自殺対策強化月間)記事掲載について

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○プロジェクト名:多文化ソーシャルワークプロジェクト ○リーダー名:伊東 良輔 メンバー数:4名(リーダーを除く)

委員会の設置目的	<p>国として、外国人材の受入れや、共生のための総合的対応策によって、必要な福祉的支援を受けている外国人もいるが、一方で、在留資格がないために必要な福祉的支援を受けられない外国人も一定数存在している。この状況を踏まえ、外国人支援を行っている機関等への実態調査を行い、支援状況や課題等を調査・分析し、広く公表することで課題解決につなげていくことを目的として、本プロジェクトを設置する。</p> <p>また、今後の外国人支援における福祉専門職の人材養成についても検討を行う。</p>
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人支援に関する人材育成を目的とした研修会開催に向けた、都道府県社会福祉士会へのニーズ調査、課題分析 2 外国人支援における人材育成のためのe-ラーニングを含めた研修プログラムの開発についての検討
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 「滞日外国人ソーシャルワークに関するアンケート調査」の実施 都道府県社会福祉士会の外国人支援に関する現状とニーズを把握し、今後の外国人支援の質の向上を図るための研修の在り方や、各地域における外国人支援体制・ネットワークづくり等について検討することを目的に、アンケート調査を実施した。 2 外国人支援における人材養成のための研修プログラムの開発 滞日外国人ソーシャルワークに関するアンケート調査の結果をもとに「滞日外国人支援ソーシャルワーク研修」(認証研修)を開発した。併せて、外国人支援における人材育成のためのe-ラーニングの収録を行った。 3 国等への政策提言
今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 「滞日外国人支援ソーシャルワーク研修」の全国展開に向けて、都道府県社会福祉士会への研修移管について検討する。 2 外国人支援の制度施策についての情報収集を行い、これまでの調査研究事業における成果を踏まえ、具体的な政策提言について検討する。
委員会開催状況	主な協議内容
第1回PT会議(4月22日(火))	第1回PT会議
第2回PT会議(5月27日(火))	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉士会のニーズ調査について ・研修プログラムの開発について ・2026年度予算・制度に関する提案について
第3回PT会議(7月21日(月祝))	第2回PT会議
第4回PT会議(8月26日(火))	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉士会のニーズ調査について ・研修プログラムの開発について
第5回PT会議(11月5日(水))	第3回PT会議
第6回PT会議(1月14日(水))	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉士会のニーズ調査について ・研修プログラムの開発について
	第4回PT会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年度の委員会活動計画・予算について ・研修プログラムの開発について
	第5回PT会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年度の委員会活動計画・予算について
	第6回PT会議
	<ul style="list-style-type: none"> ・研修プログラムの開発について ・2026年度の委員会活動計画・予算について ・2027年度予算・制度に関する提案について

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:リーガル・ソーシャルワーク研究委員会 ○委員長名:米田 順哉 委員数:6名(委員長を除く)

委員会の設置目的	司法分野における社会福祉士の職域拡大と実践する社会福祉士がソーシャルワーク機能を発揮できるよう支援を行うことを目的とする。	
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 司法福祉全国実践研究集会の企画・実施 2 リーガル・ソーシャルワーク研修の企画・実施 3 国・他団体の会議への参加 4 更生支援計画に関する課題の検討 	
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 2025年度 司法福祉全国研究集会の企画・開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) テーマ:新たな制度展開における今後の刑事司法ソーシャルワークとは (2) 日 程:2025年12月13日(土) (3) 会 場:オンライン (Zoom ウェビナー) (4) 修了者:194名 2 2025年度 都道府県社会福祉士会司法福祉担当国会議の企画・開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) 日 程:2025年12月14日(日) (2) 会 場:オンライン (Zoom ミーティング) (3) 参加者:57名 3 国・他団体の会議への参加 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉士会受託 地域生活定着支援センター研究協議会への参加 (2) 法務省「社会を明るくする運動」への協力 (3) 日本弁護士連合会との「罪に問われた障がい者の刑事弁護に関する連絡会議」の実施 4 更生支援計画に関する検討 <ol style="list-style-type: none"> (1) 2026年度に向けた取り組みの検討 	
今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 司法分野に就労する社会福祉士への支援の検討。 2 司法分野における社会福祉士の職域拡大と地位の確立の検討。 3 日本弁護士連合会、精神保健福祉士協会を含む関係機関との連携の検討。 4 更生支援に関する課題の検討。 	
委員会開催状況	主 な 協 議 内 容	
第1回委員会 (5月10日 (土))	第1回委員会 ・2025年度予算・制度に関する提案書について ・更生支援計画について	
第2回委員会 (7月20日 (日))	第2回委員会 ・更生支援計画について ・司法福祉全国研究集会について	
第3回委員会 (9月14日 (土))	第3回委員会 ・司法福祉全国研究集会について ・日本弁護士連合会との意見交換について	
第4回委員会 (11月8日 (土))	第4回委員会 ・司法福祉全国研究集会について ・都道府県社会福祉士会司法福祉担当国会議について	
第5回委員会 (2月22日 (日))	第5回委員会 ・更生支援計画に関する取り組みについて	

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:独立型社会福祉士委員会 ○委員長名:中村 直樹 委員数:6名(委員長を除く)

委員会の設置目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 独立型社会福祉士の資質の向上を図り、独立型社会福祉士やその活動を広く社会に周知する。 2 独立型社会福祉士に関する活動基盤の強化と本会の支援体制の整備を行う。 3 都道府県社会福祉士会との連携および独立型社会福祉士相互の連携を図る。
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 独立型社会福祉士名簿登録制度の運営 2 独立型社会福祉士研修の企画・運営 3 独立型社会福祉士全国実践研究集会の企画・運営 4 独立型社会福祉士に関する都道府県社会福祉士会担当者による意見交換会の企画・運営 5 独立型社会福祉士へのサポート体制の検討
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 独立型社会福祉士名簿登録制度の運営 <ol style="list-style-type: none"> (1) 独立型社会福祉士名簿登録者数 406名(2026年3月31日時点) (2) 独立型社会福祉士名簿登録の在り方に関する具体的検討 <ul style="list-style-type: none"> ・規程類の改正(経過措置の廃止を含む名簿登録の要件、各種様式の改訂、等) ・都道府県社会福祉士会との意見交換会の企画に関する検討 ・独立型社会福祉士名簿登録にかかる各種手続きのオンライン化の検討 ・上記の検討にあたり、コアメンバーによる会議を実施 2 2025年度 独立型社会福祉士研修の企画・運営 <ol style="list-style-type: none"> (1) 開催日:2025年12月7日(日) (2) 会 場:オンライン会議室(e-ラーニングおよびZoom ミーティング) (3) 修了者:55名 3 第22回 独立型社会福祉士全国実践研究集会の企画・開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) テーマ:支援が“つながり”“続ける”ためのソーシャルワーク ～独立型社会福祉士の挑戦～ (2) 開催日:2026年1月12日(月祝) (3) 会 場:オンライン会議室(Zoom ウェビナー) (4) 修了者:90名
今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 本会与都道府県社会福祉士会との役割の整理と協力体制の構築に向けた検討 2 独立型社会福祉士の名簿登録に関する規程の改正にかかる検討(経過措置の廃止、名簿登録の要件、様式の改訂等) 3 独立型社会福祉士のリスクマネジメントに関する検討(社会福祉賠償責任保険[Bプラン]等) 4 独立型社会福祉士へのサポート体制の検討(独立型社会福祉士名簿登録者へのインセンティブ、認定社会福祉士の取得促進等) 5 独立型社会福祉士の名簿登録に関する手続きのオンライン化に関する検討
委員会開催状況	主 な 協 議 内 容
第1回委員会 (4月12日(土))	第1回委員会 ・2025年度独立型社会福祉士研修事業について ・独立型社会福祉士名簿登録に関する規程の改正について
第2回委員会 (6月1日(日))	第2回委員会 ・独立型社会福祉士名簿登録に関する規程の改正について ・独立型社会福祉士研修及び全国実践研究集会の企画について
第3回委員会 (8月31日(日))	第3回委員会 ・独立型社会福祉士名簿登録に関する規程の改正について ・独立型社会福祉士研修及び全国実践研究集会の企画について
第4回委員会 (11月29日(土))	第4回委員会 ・2026年度事業計画・予算について ・独立型社会福祉士名簿登録に関する規程の改正について
第1回コアメンバー会議 (2月26日(木))	第1回コアメンバー会議 ・独立型社会福祉士名簿登録に関する規程の改正について
第5回委員会 (3月15日(日))	第5回委員会 ・2026年度事業計画・予算について ・独立型社会福祉士名簿登録に関する規程の改正について ・独立型社会福祉士研修及び全国実践研究集会の振り返り

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:生涯研修センター企画・運営委員会 ○委員長名:中村 直樹 委員数:7名(委員長を除く)

委員会の設置目的	生涯研修制度が円滑に運営されるよう、研修プログラムの開発・実施、認定社会福祉士制度との関係調整、基礎研修のメンテナンス等を行う。	
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯研修制度における研修プログラムの開発・実施 2 認定社会福祉士制度との関係調整 3 移管研修のフォローアップ 4 研修関係の規程類の管理 5 生涯研修制度の説明・広報・モデルプラン等の作成 	
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯研修制度における研修プログラムの開発・実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) スーパーバイザー養成研修(ビジョンセンター西新宿)9月14日～15日 修了者:34名 (2) スーパーバイザースキルアップ研修(e-ラーニング、大阪府社会福祉会館)2月11日 修了者:18名 (3) 基礎研修のメンテナンスに関する事 ※詳細は基礎研修プログラム検討PT報告書を参照 (4) 社会福祉士の倫理綱領・行動規範講師養成研修 11月23日(Zoom開催)修了者:71名 (5) 実習指導者講習会検討PT ※詳細は実習指導者講習会検討PT報告書を参照 2 認定社会福祉士制度との関係調整 <ol style="list-style-type: none"> (1) スーパーバイザー登録説明会の開催(ビジョンセンター西新宿)9月15日 参加者:35名 (2) 認定社会福祉士更新研修の開催 第1回8月4日(Zoom開催)修了者:13名・第2回3月15日(Zoom開催)修了者:18名 3 移管研修のフォローアップ 4 研修関係の規程類の管理 5 生涯研修制度の説明・広報・モデルプラン等の作成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 全国生涯研修委員会議の開催 第1回5月11日(Zoom開催)参加者:73名・第2回9月27日(全理連ビル)参加者:58名 (2) 生涯研修センター協議会の開催(第1回6月15日、第2回11月3日(Zoom開催)) 	
今後の課題	1 生涯研修制度が、個人の会員の身近な制度となるよう、よりわかりやすい広報等が必要である。	
委員会開催状況		主な協議内容
第1回委員会(4月20日(日)) 第2回委員会(6月22日(日)) 第3回委員会(7月21日(月祝)) 第4回委員会(8月24日(日)) 第5回委員会(10月19日(日)) 第6回委員会(1月18日(日))		第1回委員会 ・2025年度 第1回生涯研修センター協議会 ・生涯研修制度の広報について 第2回委員会 ・2025年度 第2回全国生涯研修委員会議 第3回委員会 ・専門課程修了認定申請 第4回委員会 ・生涯研修制度の広報について 第5回委員会 ・スーパーバイザー養成研修の振り返り ・実習指導者の要件の経過措置について 第6回委員会 ・2026年度 第1回全国生涯研修委員会議 ・スーパーバイザー養成研修等について ・e-ラーニングについて

公益社団法人日本社会福祉士会
2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:実習指導者講習会検討プロジェクトチーム ○委員長名:田上 明 委員数:5名(委員長を除く)

委員会の 設置目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 新カリキュラムに対応した実習指導者講習会講師養成研修の実施 2 新カリキュラムに対応した実習指導者講習会（フォローアップ研修等を含む）を円滑に運営していくため、養成校と連携を図り、全国の県士会と意見交換を行う
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 実習指導者講習会講師養成研修の実施 2 都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議（オンライン） 3 上記事業を行うためのプロジェクト会議の開催
具体的活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 実習指導者講習会講師養成研修の実施 日時：2026年3月22日 会場：Zoom 開催 修了者：53名（Aコース：7名、Bコース：7名、両コース：39名） 2 都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議（オンライン） 日時：2025年11月30日 会場：Zoom 開催 参加者：42名
今後の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 新カリキュラムに対応した実習指導を円滑に実施するために、養成校との連携を検討する必要がある。 2 実習指導者講習会がより円滑に運営されるように、全国の実習担当者と意見交換等を実施する必要がある。
委員会開催状況	主な協議内容
第1回：2025年6月16日（月） 第2回：2025年8月7日（木） 第3回：2025年10月3日（金） 第4回：2026年2月8日（日）	第1回委員会 ・2025年度 都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議 ・2025年度 実習指導者講習会講師養成研修 第2回委員会 ・2025年度 都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議 ・2025年度 実習指導者講習会講師養成研修 第3回委員会 ・2025年度 都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議 ・2025年度 実習指導者講習会講師養成研修 第4回委員会 ・2025年度 実習指導者講習会講師養成研修 ・2026年度 都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議 ・2026年度事業計画について

公益社団法人日本社会福祉士会
2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:基礎研修プログラム検討プロジェクトチーム ○委員長名:中田 雅章 委員数:6名(委員長を除く)

委員会の 設置目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎研修プログラム内容の見直し・教材の作成を実施する。 2 基礎研修(認証研修)プログラムの見直しを継続し、認定社会福祉士認証・認定機構に認証研修変更の届出を行う。プログラム見直しに伴う教材の改訂、講義要綱・マニュアルの改定、都道府県社会福祉士会への周知を行う。 3 基礎研修の講師人材育成のため、講師養成研修を開催する。
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基礎研修プログラム見直し、見直し内容の教材への反映、講義要綱及び基礎研修運営マニュアルの改定(テキスト改訂作業、ワークブック改訂、eラーニング収録を実施) 2. 新プログラムの都道府県社会福祉士会への周知 3. 基礎研修講師養成研修の開催 4. 上記事業を行うためのプロジェクト会議及び作業プロジェクトの開催
具体的 活動 内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎研修(認証研修)プログラム見直し及び見直し内容の教材への反映 <ul style="list-style-type: none"> ・研修認証の新しい基準(オンラインの活用等)との一致を図り、認定社会福祉士認証・認定機構の変更届提出及び2026年度の更新申請に向けた検討を行った。 ・2026年度の仕様に向けた基礎研修テキスト改訂準備、ワークブック改訂を行った。 ・旧倫理綱領で説明されたeラーニング講座(「実践研究の意義と方法」)およびテスト問題(3科目)についてアップデートを行った。 2 新プログラムの都道府県社会福祉士会への周知 <ol style="list-style-type: none"> (1) 講師養成研修において変更について説明した。 (2) 改定事項を運営マニュアルへ反映するとともに、変更箇所についての説明を加えた。 3 基礎研修講師養成研修の開催 開催日:2026年1月31日~2月1日 方 法:オンライン(Zoom ミーティング) 科目別修了者数:ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ:62名、権利擁護・法学系科目Ⅰ:57名 地域開発・政策系科目Ⅰ:55名、人材育成系科目Ⅰ:64名 実践評価・実践研究系科目Ⅰ:52名、サービス管理・経営系科目Ⅰ:49名
今後の 課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. eラーニング講座のアップデート
委員会開催状況	主 な 協 議 内 容
第1回テキスト編集会議(4月26日(日)) 第1回PT(6月1日(日)) 第2回テキスト編集会議(8月3日(日)) 第2回PT(11月9日(日)) 第3回PT(12月14日(日))	第1回テキスト編集会議 ・『基礎研修テキスト』見直し原稿の確認 第1回PT ・2024年度基礎研修講師養成研修の振り返り ・基礎研修更新申請に向けた整備について 第2回テキスト編集会議 ・『基礎研修テキスト』初校原稿の確認 第2回PT ・『基礎研修テキスト』再校原稿の確認 ・2025年度基礎研修講師養成研修について ・2026年度事業計画について 第3回PT ・『基礎研修テキスト』三校原稿の確認 ・2025年度基礎研修講師養成研修について ・基礎研修更新申請に向けた整備について

公益社団法人日本社会福祉士会

2025年度 委員会活動 報告書

○委員会名:認定社会福祉士登録推進委員会 ○委員長名:角山 信司 委員数:4名(委員長を除く)

委員会の 設置目的	<p>1 認定社会福祉士の登録に係る事務および情報管理、ホームページ上での登録名簿の公開、広報等を行う。</p> <p>2 認定社会福祉士制度の普及・定着を目的とした活動の検討及び実施する。</p>
事業概要	<p>1 認定社会福祉士制度の広報活動（制度説明、研修情報等の提供）</p> <p>2 認定社会福祉士の新規登録および更新登録の推進に関すること</p> <p>3 認定社会福祉士登録に係る事務</p> <p>4 認定社会福祉士の登録者の情報管理</p> <p>5 認定社会福祉士の公表（本会ホームページへの掲載）</p> <p>6 認定社会福祉士認定研修の実施</p> <p>7 理論・アプローチ等に関するe-ラーニングの作成</p> <p>8 認定社会福祉士の外部評価を高める方法についての検討</p>
具体的活動内容	<p>1 認定社会福祉士の登録に関する広報活動（制度説明、研修情報の提供）</p> <p>（1）認定社会福祉士登録者宛てに、更新方法および要件について通知を送付した。</p> <p>（2）e-ラーニングの作成を検討。</p> <p>2 認定社会福祉士の新規登録および更新登録の推進に関すること</p> <p>3 認定社会福祉士登録に係る事務</p> <p>（1）新規、更新登録申請書類の受付及び申請内容の確認を行い、登録証を交付した。（新規49名、更新78名）</p> <p>4 認定社会福祉士登録者の情報管理</p> <p>（1）認定社会福祉士登録システムにて、情報管理をシステムで実施。</p> <p>5 認定社会福祉士の公表（本会ホームページへの掲載）</p> <p>（1）認定社会福祉士登録システム上において公表した。</p> <p>6 認定社会福祉士認定研修の受託</p> <p>（1）認定社会福祉士認定研修の受託・開催</p> <p style="padding-left: 20px;">日時：3月14日～15日</p> <p style="padding-left: 20px;">会場：オンライン（Zoom）</p> <p style="padding-left: 20px;">修了者：22名</p> <p>7 理論・アプローチ等に関するe-ラーニングの作成</p> <p>（1）「相互作用理論とBPS理論」</p> <p>8 認定社会福祉士の外部評価を高める方法についての検討</p>
今後の課題	<p>1 認定社会福祉士登録者に向けたアンケート調査結果を基に、認定社会福祉士制度の普及・定着を目的としたアクションプランを実行する。</p> <p>2 認定社会福祉士の新規登録者数の増加、更新者の定着を目指すため、認定社会福祉士登録機関が公開しているコンテンツや周知方法について検討し、ブラッシュアップしていくことが必要である。</p>
委員会開催状況	主な協議内容
<p>第1回委員会（5月18日（日））</p> <p>第2回委員会（9月9日（火））</p> <p>第3回委員会（11月12日（水））</p> <p>第4回委員会（3月8日（日））</p>	<p>第1回委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定社会福祉士制度に関するアンケート調査結果 ・2025年度アクションプランの作成 <p>第2回委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定社会福祉士7,000人達成に向けた2025年度の取り組みについて <p>第3回委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定社会福祉士登録者数増加のためのアクションプランへの取り組み <p>第4回委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定社会福祉士名簿登録申請について ・2026年度事業について

公益社団法人 日本社会福祉士会
第38回通常総会

第2号報告

2027年度予算・制度に関する提案書

JACSW

2027年度 予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 山下 康

公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日）では、「多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組」として、「社会福祉士の活用状況等、実態を把握するために行った調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う」ことが記載されています。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業における社会福祉士の配置促進

社会福祉法改正の議論において、介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等を分野横断的に実施する「小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業」が新設され、「①相談支援事業」、「②地域づくり事業」、「③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業」を、一体的に実施することとされています。

第33回社会保障審議会福祉部会（2026年4月23日）では、委員の発言として、「世代を超えた多様で幅広いニーズへの対応にはソーシャルワーカーとしての専門的な知見が不可欠」「社会福祉士の資格取得を推奨すべき」

「配置や報酬上の評価を検討すべき」等、当該事業において社会福祉士が果たす役割の重要性について意見が示されました。当該事業を進めるにあたっては、分野横断的、地域における幅広い相談対応や地域コーディネートを担う人材として、社会福祉士の配置を推進いただきますようお願いいたします。また、本事業の実効性を担保し、小規模市町村が円滑に事業実施できるよう、都道府県に福祉専門職のアドバイザーを配置することについて、ご検討いただきますようお願いいたします。

○「地域権利擁護相談支援センター（中核機関）」への社会福祉士の配置促進

2026年4月3日に閣議決定され、国会に提出された「社会福祉法等の一部を改正する法律案要綱」において、「市町村は、地域における成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、（中略）事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センターを設置することができるものとする。」とされました。これは従前の「中核機関」を法的根拠のある機関とすることになるものです。

2024年度に本会が実施した調査研究事業「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画で提示された「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」や「地域福祉と家庭裁判所との連携機能の強化」など、中核機関が役割を果たすために、ソーシャルワーク機能の発揮が必要であることを明らかとしました。

今後、法的根拠に基づく地域権利擁護相談支援センター（中核機関、以下支援センターとする）が求められる役割を担っていくためには、支援センターの組織的強化に加え、支援センターに配置される人材が、地域連携ネットワークを最大限に活用して、地域の多様なリソースを結集させるソーシャルワークの実践を担うことが不可欠です。ソーシャルワーク専門職である社会福祉士は、専門職後見人として身上保護の専門性をもって実務に携わることが今後ますます強く期待されます。これまでも裁判所から数多くの後見等受任の審判を受けているとともに、司法分野の専門職・機関と社会福祉機関の間の調整や、地域の関係機関とのネットワーク構築を担ってきています。今後、法定化された支援センターが機能を発揮するために、専門職後見人等としての知見と経験を有し、地域の各機関と連携してソーシャルワークを展開する社会福祉士を支援センターへ配置することがさらに促進されるよう、施策の検討をお願いします。

○頼れる身寄りがいない高齢者等に対する事業について

頼れる身寄りがいない高齢者等の日常生活支援や入院・入所手続き、死後事務などへの対応は、民間団体が実施しているいわゆる「高齢者等終身サポート事業」も対応策の1つとなりますが、一定程度の費用を拠出できる富裕層が主な対象となっているのが現状です。今回の法改正では、頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業を新設し、利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金で提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置づけるとされています（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。

しかし、上記2つの事業の対象にならない中間層の受け皿について体制整備が不十分であり、窓口の整理や支援、事業者への行政の関与、チェック体制の仕組みの整備について施策のさらなる検討をお願いします。

○災害時の切れ目のない支援体制の整備について

令和6年能登半島地震では、福祉支援に係る初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の必要性が指摘され、今回の法改正では平時からの災害福祉支援の体制整備を推進すること、DWAT（災害時福祉支援チーム）の法制化により、平時からの体制づくり・研修等を国が行うことが明記されています。

DWATの法制化は、「緊急期・応急期」の避難所や在宅等における災害福祉支援を推進するため必要不可欠となりますが、その一方で、避難所から仮設住宅へ移行し、被災者が生活を再構築していく「復旧期・復興期」における福祉的支援の枠組み（被災者見守り・相談支援等事業等による支援の枠組み）は、十分な検討がされているとはいえません。支援の継続性や、福祉的支援の専門性の担保、被災者を支えるため分野を超えた連携・コーディネートを担う人材の確保等の課題が未整理となっています。幅広い関係者との連携の推進を通じ、支援メニューがさらに充実するよう、「緊急期・応急期」のみならず、「復旧期、復興期」への切れ目のない支援体制の構築に向けて、人材の配置を含めた体制整備、予算措置の検討をお願いします。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。令和5年度、令和6年度の社会福祉推進事業で本会が実施した調査研究事業の福祉事務所に対する調査では「福祉事務所の業務に携わる社会福祉士は充足しているか」という問いに対し、回答した自治体の74.8%が「充足していない」という回答がなされるとともに、社会福祉士が「他の部署及び機関との連絡調整」「制度の理解」「社会資源開発」「自立支援」「スーパービジョン」「緊急性の判断」等において役割・機能を発揮していることが明らかになりました。

また、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」（令和5年12月27日）においても、「社会福祉士等といった専門性を有する人材を活用すること等、そのような地域で必要とされる支援を適切に実施できる人員体制等の確保が可能となる仕組みの構築や、適切な人員配置を行うための指標を示していくことが必要である」との記載があります。生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士の配置促進について検討していただきますようお願いいたします。特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、ソーシャルワークの専門性を有する社会福祉士の配置促進に向け、必要な措置の検討をお願いします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援体制の充実について

令和6年4月16日に議決された生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議では、「生活困窮者自立相談支援事業の機能を強化するため、社会福祉士等、専門性を持つ専任職員を配置するとともに、地域の実情に応じた適切な人員体制が確保されるよう、良質な人材確保を促す補助体系に見直すなど、相談支援員の処遇改善による人材確保及び定着促進を図ること」が明記され、実際に、半数近くの自立相談支援機関に社会福祉士が配置されてきています。

より一層アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員には社会福祉士等の配置を進め、また、相談体制を充実していくために、相談支援員についてもソーシャルワーク専門職である社会福祉士の正規雇用配置促進に向けた更なる措置の検討をお願いします。なお、各都道府県単位で自立相談支援機関の安定的な相談支援体制を構築していくにあたっては、福祉専門職団体と連携して進めていただきたくお願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等があり、且つ刑事収容施設所在地に居住し生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の「第2 実施責任」記載の厚生労働省社会・援護局長通知第2-12-「(5)」として改正する等、明示することについて検討をお願いします。

○女性相談支援センターにおける社会福祉士の積極的活用

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月1日に施行されたことにより、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援が求められています。しかし、女性相談支援センターの相談員の要件は社会福祉主事資格が努力義務として定められているのみです。国としても女性相談支援センターの機能強化のための事業（令和7年度：女性支援センター等地域連携推進モデル事業）や女性支援を担う者の専門性向上についての事業（令和8年度：女性支援を担う人材育成の強化）などに取り組んでいただいているところですが、女性相談支援センターが困難な問題を抱える女性に対して地域における包括的な支援を展開するためには女性相談支援員にソーシャルワーク専門職である社会福祉士資格を有する者の積極的配置が望ましいと考えます。そこで、そのための環境整備として女性相談支援員の処遇改善と専門性向上のために実施されている女性相談支援員活用強化事業における手当等の種類に福祉専門職加算を導入し、社会福祉士資格を有する場合に評価を行う加算制度の創設などの措置の検討をお願いします。

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は、厚生労働省が公開している令和6年度の労働災害発生状況によると、全労働者(2.3/千人)より高く(2.7/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023~2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について対応できるよう、各都道府県、市町村に、外国人の生活支援を行う社会福祉士を配置するようお願いします。

○孤独・孤立対策推進法による相談支援およびひきこもり支援事業への社会福祉士の配置

ひきこもり支援は、現在、都道府県・市町村等併せて年間約20万件的相談が行われており、統計調査を開始した平成30年度の10万件から令和5年度には約2.2倍に増加しています。また、R5年度のデータからは、都道府県、指定都市に設置されている「ひきこもり地域支援センター」等の関係機関は、福祉事務所以外の市町村窓口(11.0%)、保健所・保健センター(9.6%) NPO法人等の民間支援団体(8.9%)、自立相談支援機関(8.7%)、地域若者サポートステーション(8.4%)のほか、その他(警察署、訪問看護ステーション、法テラス、フリースペース等)(14.5%)等と多岐にわたっています。(「令和5年度ひきこもり地域支援センター、ひきこもり支援ステーション等相談実績及び推移」厚生労働省(令和6年3月))。

令和6年4月1日より施行された孤独・孤立対策推進法により社会福祉士の活用による相談支援を行うなど、ひきこもり支援コーディネーターは、ひきこもり当事者やその家族への相談支援を行い、医療や保健、就労、教育などが連携した個別支援の取組が必要であることに加え、個別支援を通じた社会資源開発、地域づくり・ソーシャルアクション等、ソーシャルワーク機能を発揮した専門性による支援の展開が不可欠であり、適

切な支援に結びつけることとされていることから、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の有資格者が積極的に配置されるよう必要な措置をお願いします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口

2025年6月11日付けで「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が交付されました。本会は、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定した、自殺リスクをアセスメントし関係機関へ適切につなぐためのアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を進めています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いいたします。

○こども家庭ソーシャルワーカー資格取得者を対象とした社会福祉士受験資格要件の緩和

令和4年の児童福祉法改正により創設されたこども家庭ソーシャルワーカーについては、制度開始から2年間で1300人を超える合格者が誕生しており、その中には、社会福祉士等の既存の資格を有しない実務経験者や保育士も含まれています。これらの資格取得者は、4年以上の児童福祉分野における相談援助業務の実務経験を有し、指定研修及びソーシャルワーク研修を修了したうえで認定試験に合格する等、こども家庭分野における相談援助に関する一定の知識及び実践経験を有しています。近年、こどもの貧困、ヤングケアラー、ダブルケアなど、複数分野にまたがる複雑化・多様化した課題への対応が求められる中、こうした実践者が社会福祉士資格を取得し、分野横断的な視点を身につけながら、より幅広い領域で専門性を発揮できるようにしていくことが必要です。そのため、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第12号に列挙されている実務経験にこども家庭ソーシャルワーカー資格を有する者を加え、短期養成施設等ルートの対象とするなど、社会福祉士国家試験の受験資格の緩和について検討をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されています（『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書、平成30年3月27日）。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられています。

一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと（以下、「相談援助」）を業とする者」とされています。

「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するものの、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることです（「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」）。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となります。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案します。

【老健局関係】

○介護保険施設における社会福祉士の評価について

令和7年度老人保健事業推進費等補助金「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」において、介護老人福祉施設では看取り介護実施割合が47.0%である一方、看取り介護加算の算定割合が34.3%であり、約13%もの乖離があることが明らかとなりました。

この結果は、現場が看取りの実践を行いながらも、複雑な意思決定支援や多職種間の合意形成及びそれらの文書化というプロセス管理の負担によって、適正な報酬評価に結びついていない実態を如実に示しています。

しかし、生活相談員（社会福祉士）を配置する介護老人福祉施設では看取り介護において、「多職種連携を基盤とした対話に基づく意思決定支援と本人・家族の合意形成のプロセス管理」が配置していない施設と比べ、有意に実施されています。これは、社会福祉士による「多職種連携を基盤とした対話に基づく意思決定支援と本人・家族の合意形成のプロセス管理」が実施されることにより、利用者と家族が納得して最期を迎えられるという質の高い看取りにつながっているためです。

社会福祉士がプロセス管理を担うことで、他職種が専門的ケアに専念できる環境が整う（タスク・シェアの推進）効果も見込まれるため、社会福祉士がプロセス管理により携われるよう、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における看取り介護加算について、新たに看取り介護加算Ⅲ（新設）として、以下の算定要件を介護給付費分科会において議論の俎上に載せていただきたく提案いたします。

[看取り介護加算Ⅲ 算定要件 (案)]

- 1 看取り介護加算（Ⅱ）の届出を行っている施設であること。
- 2 社会福祉士の資格を有する生活相談員を1名以上配置していること。
- 3 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を遵守し、多職種連携による意思決定支援及び本人・家族等との合意形成に向けた対話のプロセスを継続的に記録し、適切に保存していること。

【内閣府関係 政策統括官(防災担当)】

○災害時の切れ目のない支援体制の整備について

令和6年能登半島地震では、福祉支援に係る初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の必要性が指摘され、今回の法改正では平時からの災害福祉支援の体制整備を推進すること、DWAT（災害時福祉支援チーム）の法制化により、平時からの体制づくり・研修等を国が行うことが明記されています。

DWATの法制化は、「緊急期・応急期」の避難所や在宅等における災害福祉支援を推進するため必要不可欠となりますが、その一方で、避難所から仮設住宅へ移行し、被災者が生活を再構築していく「復旧期・復興期」における福祉的支援の枠組み（被災者見守り・相談支援等事業等による支援の枠組み）は、十分な検討がされていないといえます。支援の継続性や、福祉的支援の専門性の担保、被災者を支えるため分野を超えた連携・コーディネートを担う人材の確保等の課題が未整理となっています。幅広い関係者との連携の推進を通じ、支援メニューがさらに充実するよう、「緊急期・応急期」のみならず、「復旧期、復興期」への切れ目のない支援体制の構築に向けて、人材の配置を含めた体制整備、予算措置の検討をお願いします。

【内閣府関係 孤独・孤立対策推進室】

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は、厚生労働省が公開している令和6年度の労働災害発生状況によると、全労働者(2.3/千人)より高く(2.7/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いいたします。

【こども家庭庁関係】

○子どもの権利擁護のさらなる推進と社会福祉士の積極活用

平成28年の改正児童福祉法において「子どもの最善の利益」が明記され、令和4年にはこども基本法の制定、その後のこども大綱の制定（に向けた取組）など、国を挙げた子どもの権利擁護の取組が進められています。その中であって、社会的養護を必要とする子どもたちは、保護者による不適切な養育による傷つきに加え、一時保護、施設入所や里親委託などにより家族や地域とのつながりが途切れ、生活や行動が制限されるなど、その権利が大きく侵害されています。

今後も親権制限や未成年後見制度、児童相談所長等による親権代行等が適切に運用されるとともに、令和4年成立の児童福祉改正法による子どもの意見聴取と子どもの意見を踏まえた支援の展開、「子ども意見表明支援員（子どもアドボケート）」の養成・確保を早急に進めるほか、子どもアドボケートとして社会福祉士の位置づけと活用促進および財源措置をお願いします。

○こども家庭ソーシャルワーカーの養成推進について

令和4年の児童福祉法改正により創設されたこども家庭ソーシャルワーカーについては、制度開始から2年間で1300人を超える合格者が誕生しました。こども家庭福祉の現場における問題は、多様化・複合化してきていることから、今後も引き続き、社会福祉士等を基礎資格とし、実務経験の積み重ねと専門性の高い研修等を受講することにより、児童虐待やその他こども家庭福祉分野における相談や支援を実施できる専門職を養成していくことが必要です。社会福祉士等の有資格者が実務経験の分野に関わらずに研修を受講できるよう、こども家庭ソーシャルワーカー指定研修等について、さらなる周知を図り、国が研修機関に対する運営費補助を行うことにより、受講料金の低価格化を図るなど、受験者の地域や所属等を問わずに受験しやすい環境の整備をお願いします。また、こども家庭ソーシャルワーカーの配置については、令和8年3月からは児童養護施設等の長や児童自立支援専門員等の任用要件に加えられたところですが、児童相談所や市区町村こども家庭センターなどの専門相談機関については有資格者を必置とするものの検討をお願いします。

○「児童虐待の防止等に関する法律」の児童虐待の定義に「経済的虐待」を加えること

昨今、就学支援に関する各種支援金やアルバイトによる収入など、こども自身の収入や給付金等を保護者が費消してしまい、修学や進学など子どもの生活に支障を来している事例等が散見されます。

こういった事例は、表面的には子どもの貧困問題として捉えられておりますが、衣食住や医療・教育に係る養育が不適切である「ネグレクト」と同様に、意図してこどもの財産等を保護者が自らの遊興等に費消してしまうことは、こどもの権利の搾取であり、経済的虐待です。

児童の権利条約第32条に「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利」を示しています。保護者からの経済的な搾取において、子どもは、自ら助けを求めることが弱く、また周囲の大人も経済的な搾取の概念がないことから、見過ごされる状況にあります。児童の権利条約の精神に則り、社会全体で子どもの権利侵害を防止するため、全国の実態を把握するとともに、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）の児童虐待の定義に「経済的虐待」を加えることを提案いたします。

○共同親権制度の実施に伴う支援体制への社会福祉士の活用について

共同親権制度は、令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律により、離婚後も父母双方が子どもの最善の利益を中心に協働し、安定した養育環境を確保することを目的として創設されたものであり、制度の円滑な運用に向けた準備が求められています。

令和6年の法制審議会家族法制部会における附帯決議では、改正内容の正確な周知、子の意見尊重と安全確保を含む子の利益の徹底、DV・虐待防止や離婚に伴う不利益の回避のための行政・福祉等の支援の充実が求められています。これらの論点は、制度の運用にあたり専門的知見を要する判断や多機関連携が必要となる領域であり、適切な支援体制の構築が不可欠であることを示しています。

また、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「離婚前後の家族への支援についての実態把握等に関する調査研究」では、親子交流支援事業や離婚前後親支援事業、養育費等支援事業の実施状況に大きなばらつきがあること、支援体制の構築やニーズ把握が難しく事業開始のハードルが高いこと、情報提供が不足しており支援が必要な家庭に十分届いていないこと等が明らかになりました。さらに、離婚前の早期段階での支援、講座後の継続的なフォローアップ、家庭裁判所や公証役場等との連携強化の必要性が示されています。

これらの支援を適切に実施するためには、家族の状況を多面的に把握するアセスメント機能、関係機関との連絡調整機能、子どもの権利擁護機能、リスク評価機能等を有する専門職の関与が不可欠です。社会福祉士には、ミクロ・メゾ・マクロレベルの多岐にわたるソーシャルワーク機能を発揮することが期待されており、共同親権制度の実効性を確保するうえでも重要な役割を担うことができます。

共同親権制度の施行に向け、支援計画の策定、面会交流支援、リスク評価、子どもの意見表明支援等の支援体制において、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が活用されるよう、必要な措置の検討をお願いします。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカー任用における社会福祉士の配置と勤務条件の改善

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の業務は児童生徒やその家族、そして教職員と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などがあります。学校及び教育委員会に常勤のSSWを配置するとされているほか、第3期教育振興基本計画においては、SSW配置の推進により福祉部門と教育委員会・学校との連携体制の構築が求められました。（『児童生徒の教育相談の充実について』教育相談等に関する調査研究協力者会議、2017年1月）。

しかし、現在、SSWの配置が徐々に進められているものの、自治体により任用要件にばらつきがあるほか、勤務時間や日数等の制約があるため、こどもや家庭のニーズに合わせた面接や家庭訪問の実施など、専門的なソーシャルワーク支援が十分に展開できているとはいいがたく、総務省の勧告においても、SSWの理解促進や活用事例の共有等が必要と指摘されています（『学校における専門スタッフ等の活用に関する調査』総務省、令和2年5月15日付）。子どもの貧困、児童虐待やヤングケアラーなど児童生徒やその家庭が抱える課題の解決に向けて、「チームとしての学校」の推進は不可欠であることから、重要な担い手であるSSWとして、社会福祉士の配置と勤務条件（正規職員や週30時間勤務等）の改善をお願いします。

【法務省大臣官房秘書課】
【法務省司法法制部関係】
【法務省刑事局関係】
【法務省矯正局関係】
【法務省保護局関係】

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間(接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める)の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。また、矯正施設に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるよう関係部局への働きかけをお願いします。

○地域支援ネットワークづくりへの社会福祉士の参加促進

逮捕・勾留、起訴・裁判段階にある人、満期釈放者などが“地域とつながり続ける”ことができるよう、地域において支援のネットワークづくりが進められています。関係機関における社会福祉士の活用がより促進されるように、地方公共団体における再犯防止の取り組みを促進するための協議会などへ、地域生活定着支援センター職員及び都道府県社会福祉士会からの推薦を受けた社会福祉士が積極的に参画できるよう関係部局へ働きかけをお願いします。

○更生支援計画の活用促進

更生支援計画書は、主に裁判上の資料とする目的で、社会福祉士等が弁護人からの依頼を受けて作成する、被疑者又は被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面であり、障害等を有する者に対する福祉的支援の必要性や具体的な支援方策が記載されているなど、当該者が受刑者となった場合においても、社会復帰支援等を実施する上で有益な資料となり得るものです。

現在は日本弁護士連合会が独自に、社会福祉士などが作成する更生支援計画書に関わる費用の支弁を実施していますが、日本弁護士連合会の負担ではなく法テラスなど、国費の支出とすることを検討していただきますようお願いいたします。

○福祉支援課程等における社会福祉士の活用促進

刑法改正により 2025 年 6 月から拘禁刑が導入され、矯正施設では、知的障害や発達障害、精神障害などがある受刑者の社会復帰などを支援するための新たなプログラム「福祉的支援課程」等が実施されましたが、指導スタッフに社会福祉士を積極的に採用することを検討していただきますようお願いいたします。

【法務省民事局】

○共同親権制度の実施に伴う支援体制への社会福祉士の活用について

共同親権制度は、令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律により、離婚後も父母双方が子どもの最善の利益を中心に協働し、安定した養育環境を確保することを目的として創設されたものであり、制度の円滑な運用に向けた準備が求められています。

令和6年の法制審議会家族法制部会における附帯決議では、改正内容の正確な周知、子の意見尊重と安全確保を含む子の利益の徹底、DV・虐待防止や離婚に伴う不利益の回避のための行政・福祉等の支援の充実が求められています。これらの論点は、制度の運用にあたり専門的知見を要する判断や多機関連携が必要となる領域であり、適切な支援体制の構築が不可欠であることを示しています。

また、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「離婚前後の家族への支援についての実態把握等に関する調査研究」では、親子交流支援事業や離婚前後親支援事業、養育費等支援事業の実施状況に大きなばらつきがあること、支援体制の構築やニーズ把握が難しく事業開始のハードルが高いこと、情報提供が不足しており支援が必要な家庭に十分届いていないこと等が明らかになりました。さらに、離婚前の早期段階での支援、講座後の継続的なフォローアップ、家庭裁判所や公証役場等との連携強化の必要性が示されています。これらの支援を適切に実施するためには、家族の状況を多面的に把握するアセスメント機能、関係機関との連絡調整機能、子どもの権利擁護機能、リスク評価機能等を有する専門職の関与が不可欠です。社会福祉士には、ミクロ・メゾ・マクロレベルの多岐にわたるソーシャルワーク機能を発揮することが期待されており、共同親権制度の実効性を確保するうえでも重要な役割を担うことができます。

共同親権制度の施行に向け、支援計画の策定、面会交流支援、リスク評価、子どもの意見表明支援等の支援体制において、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が活用されるよう、必要な措置の検討をお願いします。

【出入国管理庁関係】

○外国人支援に係る連携・協働の強化

本会では、2006年度から現在まで、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催してきたほか、滞日外国人が直面する生活上の困りごとの実情および解決に向けた連携についての調査研究事業「滞日外国人支援に携わる実務者（社会福祉士）の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業 2017年度）」や、『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業 2018年度）の発刊等を通じ、多様な資源をコーディネートしながら生活課題の解決に導く福祉専門職の養成に尽力して参りました。

これらの実践から、外国人との共生、そして外国人の生活の困りごとの解決においては、福祉専門職を含む関係者の連携・協働が不可欠であることを認識しております。今後、社会福祉士との積極的な連携や協働、さらにはソーシャルワーク専門職である社会福祉士を外国人支援コーディネーターとして配置促進されるようお願いいたします。

また、外国人支援コーディネーターの資格のあり方を検討するにあたっては、本会との連携及び協議の場を設けていただきますようお願いいたします。

○外国人支援コーディネーター養成研修受講対象の拡大

令和6年度から、第1期の外国人支援コーディネーター養成研修が開催されていますが、この研修の受講対象者は、地方公共団体等の外国人向けの相談窓口の実務経験がある者に限定されている実態があります。

社会福祉士等の国家資格保有者については、「実務経験を不要とする」とされているものの、プログラムの中で「受講生が所属する職場等において、職場等の理解と協力の下で業務を通じた「実践」が求められており、実質的に、外国人向けの相談窓口以外の機関（例えば、社会福祉協議会や地域包括支援センター等）に所属する国家資格保有者が、この資格を取得し、外国人支援の相談スキルを向上させようと考えたとしても、「実践」の場がないために、受講することができない現状があります。

様々な分野の実践力を持つソーシャルワーク専門職である社会福祉士が、外国人支援の分野でも活躍できるよう、所属機関・実践の有無を問わず受講対象を広げる検討をお願いします。

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は、厚生労働省が公開している令和6年度の労働災害発生状況によると、全労働者(2.3/千人)より高く(2.7/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切かつスムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いいたします。

○在留資格を有しない子どもとその家族の適切な保護と正規滞在資格の付与

出入国在留管理庁による「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」(令和7年5月23日)の発表以降、強制送還者数が増加し、その中には難民申請者も含まれています(令和7年10月10日実施状況)。日本の難民認定制度には課題があり、本来、保護されるべき者が、非正規滞在状態となり退去強制の対象とされる場合も少なくありません。今後、親のみ送還(親子分離)、日本生まれや日本育ちの子どもの送還、在留特別許可を求めている者の送還などの実施がますます懸念されます。在留資格を有しない外国人に対して、強制送還

を推進するのではなく、さまざまな事情を勘案し、子どもの最善の利益や国際人権条約に則り、適切な保護と正規滞在資格を付与することをお願いします。

【総務省 自治行政局国際室】

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は、厚生労働省が公開している令和6年度の労働災害発生状況によると、全労働者(2.3/千人)より高く(2.7/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切かつスムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いします。

以上

公益社団法人 日本社会福祉士会
第38回通常総会

第3号報告
2025年度声明及び関係行政機関等への
意見・要望等の状況

JACSW

2025年度 声明及び関係行政機関等への意見・要望等の状況

<声明文等>

発信日	声明文
2025年 7月9日	■生活保護基準引き下げ訴訟に関する最高裁判決についての声明 JFSW（日本ソーシャルワーカー連盟）による声明
8月15日	■平和社会の構築に向けたソーシャルワーカーとしての決意と呼びかけ JFSW（日本ソーシャルワーカー連盟）による声明
2026年 2月20日	■民法等（成年後見等関係）の改正に関する要綱に対する会長声明

<意見・要望（パブリックコメント）>

提出日	宛先	意見・要望 事項
2025年 5月29日	厚生労働省（社会・援護局、老健局）、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、法務省、出入国管理庁、総務省	■2026年度予算・制度に関する提案書
6月9日	第2回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会	■「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」中間まとめを踏まえた論点について（意見）
8月25日	法務省民事局参事官室	■民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案に関する意見

公益社団法人 日本社会福祉士会

第38回通常総会

第1号事務連絡

規程類改正

JACSW

改正した規程類（2026年3月から6月）

■2025年度 臨時理事会（第3回）（3月11日）において改正した規程類

1 委員会の設置及び運営に関する規程

委員会委員の任期については、「なるべく多くの人材を発掘・活用する観点から、日本社会福祉士会委員は、委員会の移動、プロジェクトチームへの移動にかかわらず、連続4期8年を上限とする。ただし、1期空いた後の再任は妨げない。」「委員の任期は委員長（担当理事）の任期を含む。」「やむを得ない事情がある場合は、理事会の承認を得ることを必要とする。（委員継続期間中に、理事に就任し委員長に選任された場合などが考えられる）」として、2019年11月16日に規程改正がなされました。

しかし、第12条第6項の「前項にかかわらず、任期の延長が必要な場合は、理事会の承認を必要とする。」の規定から、理事会の承認が得られれば、何年でも委員が継続できるという状況が発生していました。このため、本来の趣旨が明確になるよう文言を改正しました。

- ・規程の新旧対照表及び改正後の全文は、「事務局月報 NO. 382（2026年4月号）『規程類 新設・改正関連情報』」をご覧ください。

2 参事選任規程

参事は、定款に定められた役員と異なり参事選任規程において「各事業を円滑に事務遂行するために、本会事務局に『参事』を置く」とされ、「参事は特命事項を担当」することが定められています。

しかし、県士会や外部団体から参事宛に特命事項以外についての依頼が来ることがあるため、特命事項以外の扱いについて明記しました。

また、特命事項については、必ずしも理事の任期とは一致しないため、特命事項の対応に必要な期間を任期とするものの、理事の任期と合わせながら委嘱できるように改正しました。

- ・規程の新旧対照表及び改正後の全文は、「事務局月報 NO. 382（2026年4月号）『規程類 新設・改正関連情報』」をご覧ください。

■2025年度 第12回理事会（3月20日）において改正した規程類

1 論文等の投稿に関するガイドラインの「研究誌『社会福祉士』投稿チェックリスト（原稿添付用）」

研究不正を防止することを目的とし、チェックリストを改正しました。改正箇所は以下のとおりです。なお、ガイドラインの本文の改正はありません。

①チェック項目順序の入れ替え

研究誌に係る規程類の遵守は前提事項であるため、冒頭に移動しました。また、全体の構成を見直し、チェック項目の順序を入れ替えました。

②文言の修正

内容を見直した上で、補足が必要な箇所について追記しました。

③チェック項目の分割について

1つの項目に複数の確認要素が含まれているものについて、1項目1要素となるように項目を分割しました。

④「非該当」項目の追加について

投稿者によって「該当する場合」と「該当しない場合」があるものについては、「非該当」の項目を追加し、投稿者の実情に応じて確認ができる形式にしました。なお、「投稿原稿と内容的に特に関係が深い論文等」については、「該当する場合」のみ確認を行う項目を設定しました。

- ・ガイドラインのチェックリストは、「事務局月報 NO. 382（2026年4月号）『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

2 成年後見人等候補者養成研修運営ガイドライン

都道府県社会福祉士会による「成年後見人材育成研修（委託研修）（新研修）」の実施・運営にあたり、新たに変更を要する事項等があるため、成年後見人等候補者養成研修運営ガイドライン及び別紙を改正しました。改正箇所は以下のとおりです。

①第7条（7）受講要件

受講要件の「認定社会福祉士である者」を「認定社会福祉士である者（申し込み時点で登録済）」に改正しました。

これまでのガイドラインでは、「認定社会福祉士である者」という受講要件が、いつの時点で、どのような状態であるべきか明文化されていなかったため、誤解が生じていました。文言を追加することで受講要件を間違いなく確認できるように改正しました。

②第20条 終了報告

修了評価が○×の試験問題からレポートに変わったことに伴い、修了者の確定までに時間がかかることへの対応として「主管都道府県社会福祉士会は、研修修了後1か月以内に実施報告書を提出する」を「研修修了後2か月以内に実施報告書を提出する」に改正しました。

③第24条（2）名簿登録研修 標準カリキュラム及び講師

「名簿登録研修の標準カリキュラム及び講師は、別紙2「標準カリキュラム」のとおりとする」を「名簿登録研修の標準カリキュラム及び講師は、本会が示す内容を参考として、都道府県社会福祉士会が決定する」に改正しました。

2017年に提示した名簿登録研修の標準カリキュラムについて、現在それぞれの都道府県社会福祉士会で標準カリキュラムを基に、地域性・時代の推移を考慮し、必要に応じて内容のアレンジをし、名簿登録研修のやり方を確立している状況を踏まえ、ガイドライン上に標準カリキュラムを提示せず、上記のとおり都道府県社会福祉士会が主体的に決定する文言に修正しました。

④成年後見人材育成研修 標準カリキュラム 別紙1

課目10の時間を90分から110分に、課目12の時間を110分から100分に修正課目時間を改正しました。なお、⑤で「別紙2」を削除したことに伴い「別紙1」を「別紙」としました。

⑤名簿登録研修標準カリキュラム 別紙2の削除

上記③の改正に伴い、2017年に作成した名簿登録研修標準カリキュラムについて、削除し

ました。

- ・ガイドラインの新旧対照表、改正後の全文及び別紙は、「事務局月報 NO. 382（2026年4月号）『規程類 新設・改正関連情報』」をご覧ください。

■ 2026年度 第1回理事会（4月18日）において改正した規程類

1 正会員に所属する社会福祉士に対する倫理綱領に関する規程

都道府県社会福祉士会の主体性及び決定を尊重するために都道府県社会福祉士会が独自に調査・審査を行い、処分を決定した苦情案件に対する再審査請求、または不服申立は、都道府県社会福祉士会で対応することとするため、以下の改正をしました。

①第2条第1号

「第9条に定める要件を備える場合」の位置を移動し、文意が明確になるようにしました。

②第2条第3号の追加及び第20条第3項

本会が調査、審査を行い、理事会において処分案を審議した案件について再審査請求、または不服申立が正会員にあった場合に限り、正会員は本会へ再度委託することができることを明記しました。

③第14条

定款第12条に規定している除名は都道府県社会福祉士会のことを指しています。

本規程でいう除名は、正会員（都道府県社会福祉士会）に所属する社会福祉士であるため「本会定款第12条に規定する」を削除しました。

- ・規程の新旧対照表は、「事務局月報 NO. 383（2026年5月号）『規程類 新設・改正関連情報』」をご覧ください。

2 懲戒基準規程

定款第12条に規定している除名は都道府県社会福祉士会のことを指しています。

本規程でいう除名を含めた懲戒処分の対象は正会員（都道府県社会福祉士会）に所属する社会福祉士であるため、第1条について以下の改正をしました。

①「定款第12条」を「正会員に所属する社会福祉士に対する倫理綱領に関する規程第14条」にしました。

②「本会正会員に所属する社会福祉士」を「本会正会員に所属する社会福祉士以下「社会福祉士」という。）とし、第2条以降の「本会正会員に所属する社会福祉士」は「社会福祉士」と表記します。

- ・規程の新旧対照表は、「事務局月報 NO. 383（2026年5月号）『規程類 新設・改正関連情報』」をご覧ください。

3 公益社団法人日本社会福祉士会へのクレームに対する対応の実施細則の一部改正について

近年、本会に寄せられるクレームとして、都道府県社会福祉士会におけるばあとなあ名簿の運用、受任調整等、地域における会員活動の運営に関する事項をはじめ、正会員の業務、活動に関する内容が増加しています。本会は連合体組織であり、正会員（都道府県社会福祉士会）の地域

における会員活動の運営について、直接の指導監督権限を有するものではなく、本来これらの事項については、当該正会員において主体的に対応されるべきものです。そこで、本会と都道府県社会福祉士会の役割分担を整理し、ばあとなあ名簿の運用、受任調整等、地域における会員活動の運営に関する事項をはじめ、正会員の業務、活動に関する苦情等については、当該正会員において対応することを原則とする規定に改正しました。

①第3条(3)②の但し書きの「エ」として、本会と都道府県社会福祉士会の役割分担を整理した内容を追加しました。

②手続きの迅速化、効率化のため調査記録の作成及び調査員の選任について、第3条(7)③及び④を改正しました。

- ・細則の新旧対照表及び改正後の全文は、「事務局月報 NO. 383 (2026年5月号)『規程類 新設・改正関連情報』」をご覧ください。

4 公益社団法人日本社会福祉士会へのクレームに対する対応の実施細則第3条第3号②エに定める一般市民法秩序に関わる事項や団体の存立基盤を揺るがす事項の制定（ガイドライン）

クレームに対する対応の実施細則の一部改正で追加した第3条(3)②の但し書きの「エ」の中にある「一般市民法秩序に関わる事項や団体の存立基盤を揺るがす事項」に想定される事項を列記しました。

- ・ガイドラインの新旧対照表及び改正後の全文は、「事務局月報 NO. 383 (2026年5月号)『規程類 新設・改正関連情報』」をご覧ください。

■ 2026年度 第2回理事会（5月16日）において改正した規程

1 公益社団法人日本社会福祉士会へのクレームに対する対応の実施細則の一部改正について

2026年4月18日の改正において、条項番号に一部誤りがあり、条項番号を改正しました。

- ・細則の新旧対照表及び改正後の全文は、「事務局月報 NO. 384 (2026年6月号)『規程類 新設・改正関連情報』」をご覧ください。

2 公益社団法人日本社会福祉士会へのクレームに対する対応の実施細則第3条第3号②エに定める一般市民法秩序に関わる事項や団体の存立基盤を揺るがす事項（ガイドラインの一部改正について

1の改正により、根拠となる条項番号が変わるため改正しました。

- ・ガイドラインの新旧対照表及び改正後の全文は、「事務局月報 NO. 384 (2026年6月号)『規程類 新設・改正関連情報』」をご覧ください。

参 考 资 料

JACSW

2025年度補助金・助成金事業一覧

(2025年度に本会が補助金、助成金を受けた事業一覧です)

【補助金事業】

No	事業名称	補助団体	事業の概要	補助額 (千円)
1	介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業	厚生労働省老健局(令和7年度老人保健事業推進費等補助金)	介護保険施設等において、アンケート調査等の手法を通じて、医療的ニーズの高い高齢者に対する社会福祉士の活動実態等の把握、専門性の発揮状況と有効性の検証を行う。	7,610
2	災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割等に関する調査研究	厚生労働省社会・援護局(令和7年度社会福祉推進事業補助金)	被災地が主体となる災害時ソーシャルワーク支援活動を展開してきた社会福祉専門職団体である本会の取り組み経験を活かしつつ、災害時福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーとしての役割を担う社会福祉士等の専門職の活動について、実態の把握と課題を整理の上、事例集等として整理する。	8,000

【助成金事業】

No	事業名称	助成団体	事業の概要	助成額 (千円)
1	令和7年度社会福祉士リーダー養成研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター	倫理綱領・行動規範講師養成研修、スーパーバイザースキルアップ研修及び実習指導者講習会講師養成研修を行う。	1,500

2026年度補助金・助成金事業一覧

(2026年度に本会が補助金、助成金を申請する(予定を含む)事業一覧です)

【補助金事業】

No	事業名称	補助団体	事業の概要	補助額 (千円)
1	中核機関の運営マニュアルの策定に向けた調査研究事業	厚生労働省社会・援護局(令和8年度社会福祉推進事業補助金)	学識経験者、専門職団体、市町村及び中核機関担当者等からなる「検討委員会」を設置し、中核機関のコーディネート業務の在り方や会議の運営、守秘義務規定等に関わる仕組みを整理する。最終的な成果物は、「中核機関の運営マニュアル」とする。	10,000
2	災害時の福祉支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの役割を担う社会福祉士等の人材育成のあり方に関する調査研究	厚生労働省社会・援護局(令和8年度社会福祉推進事業補助金)	災害時の福祉支援の場面では、被災地域におけるコーディネーターやスーパーバイザーの役割を担う社会福祉士等の活動が欠かせず、これを担う社会福祉士等の人材育成は急務である。本事業では、災害時の福祉支援における社会福祉士等の人材育成のあり方について検討し、これを具体化するための研修体系や標準的なプログラム等を作成する。	9,000

【助成金事業】

No	事業名称	助成団体	事業の概要	助成額 (千円)
1	令和8年度社会福祉士リーダー養成研修事業	公益財団法人社会福祉振興・試験センター	都道府県社会福祉士会が行政機関と調整の下で実施している自治体職員向けの「高齢者虐待対応現任者標準研修」では、講師を担うことができる人材の確保が困難となっている現状があげられており、高齢者虐待対応におけるリーダー的な人材の養成が喫緊の課題となっている。 そこで、本事業では、高齢者虐待対応現任者標準研修の講師養成のための研修会を開催し、高齢者虐待対応に関するリーダーとなる人材を確保する。	1,500

都道府県社会福祉士会 会員数増減一覧(前年同月同日比)

都道府県	2025年 3月31日	2026年 3月31日	増減数	増減率 (対前年比)	人口(千人)	人口10万人あ たりの会員数
北海道	1770	1,784	14	0.79%	5,043	35.38
青森	697	709	12	1.72%	1,165	60.86
岩手	791	814	23	2.91%	1,145	71.09
宮城	661	682	21	3.18%	2,248	30.34
秋田	418	407	-11	-2.63%	897	45.37
山形	587	586	-1	-0.17%	1,011	57.96
福島	758	775	17	2.24%	1,743	44.46
茨城	747	764	17	2.28%	2,806	27.23
栃木	573	576	3	0.52%	1,885	30.56
群馬	685	716	31	4.53%	1,890	37.88
埼玉	1793	1,819	26	1.45%	7,332	24.81
千葉	1628	1,683	55	3.38%	6,251	26.92
東京	4290	4,401	111	2.59%	14,178	31.04
神奈川	3010	3,081	71	2.36%	9,225	33.40
新潟	1286	1,286	0	0.00%	2,099	61.27
富山	498	485	-13	-2.61%	997	48.65
石川	538	548	10	1.86%	1,098	49.91
福井	423	418	-5	-1.18%	739	56.56
山梨	402	397	-5	-1.24%	791	50.19
長野	1212	1,218	6	0.50%	1,987	61.30
岐阜	611	621	10	1.64%	1,916	32.41
静岡	1556	1,572	16	1.03%	3,527	44.57
愛知	1422	1,429	7	0.49%	7,460	19.16
三重	644	641	-3	-0.47%	1,711	37.46
滋賀	592	619	27	4.56%	1,402	44.15
京都	1136	1,156	20	1.76%	2,520	45.87
大阪	2340	2,385	45	1.92%	8,757	27.24
兵庫	1808	1,839	31	1.71%	5,337	34.46
奈良	461	480	19	4.12%	1,285	37.35
和歌山	327	334	7	2.14%	880	37.95
鳥取	363	366	3	0.83%	531	68.93
島根	431	431	0	0.00%	642	67.13
岡山	739	764	25	3.38%	1,831	41.73
広島	1089	1,105	16	1.47%	2,714	40.71
山口	706	718	12	1.70%	1,281	56.05
徳島	278	271	-7	-2.52%	685	39.56
香川	414	417	3	0.72%	917	45.47
愛媛	532	531	-1	-0.19%	1,276	41.61
高知	244	247	3	1.23%	656	37.65
福岡	1890	1,931	41	2.17%	5,092	37.92
佐賀	523	534	11	2.10%	788	67.77
長崎	581	551	-30	-5.16%	1,252	44.01
熊本	856	859	3	0.35%	1,697	50.62
大分	599	604	5	0.83%	1,085	55.67
宮崎	632	645	13	2.06%	1,033	62.44
鹿児島	769	774	5	0.65%	1,532	50.52
沖縄	651	702	51	7.83%	1,466	47.89
その他						
全国計	44,961	45,675	714	1.59%	123,802	36.89

※人口は、総務省統計局「各年10月1日現在人口」による2024年10月1日現在(同全国計は同統計の人口総計を四捨五入したものであり、各都道府県の数を合計した数を四捨五入し合計した数とは一致しない)。

都道府県社会福祉士会 入会状況一覧(2025年度末現在)

都道府県	登録者数	都道府県社会福祉士会会員数	入会率(参考)
北海道	14,253	1,784	12.52%
青森	2,705	709	26.21%
岩手	3,167	814	25.70%
宮城	5,377	682	12.68%
秋田	2,221	407	18.33%
山形	2,447	586	23.95%
福島	3,810	775	20.34%
茨城	5,502	764	13.89%
栃木	4,124	576	13.97%
群馬	4,972	716	14.40%
埼玉	17,859	1,819	10.19%
千葉	13,736	1,683	12.25%
東京	34,948	4,401	12.59%
神奈川	23,836	3,081	12.93%
新潟	8,080	1,286	15.92%
富山	2,630	485	18.44%
石川	2,893	548	18.94%
福井	2,205	418	18.96%
山梨	2,067	397	19.21%
長野	5,464	1,218	22.29%
岐阜	4,919	621	12.62%
静岡	8,076	1,572	19.47%
愛知	18,148	1,429	7.87%
三重	4,403	641	14.56%
滋賀	3,945	619	15.69%
京都	8,155	1,156	14.18%
大阪	21,478	2,385	11.10%
兵庫	14,864	1,839	12.37%
奈良	3,455	480	13.89%
和歌山	2,032	334	16.44%
鳥取	1,514	366	24.17%
島根	1,845	431	23.36%
岡山	5,981	764	12.77%
広島	7,929	1,105	13.94%
山口	3,789	718	18.95%
徳島	1,736	271	15.61%
香川	2,501	417	16.67%
愛媛	3,461	531	15.34%
高知	1,890	247	13.07%
福岡	13,859	1,931	13.93%
佐賀	2,209	534	24.17%
長崎	3,592	551	15.34%
熊本	5,367	859	16.01%
大分	3,670	604	16.46%
宮崎	2,666	645	24.19%
鹿児島	3,963	774	19.53%
沖縄	4,221	702	16.63%
その他	7		
全国計	321,971	45,675	14.19%

※第1回から第37回(2025年)国家試験までの合格者数累計は326,607名です。

※登録者数は2026年2月28日現在のものです。また都道府県登録者数は、社会福祉振興・試験センターに登録した現住所地別です。その他は現住所が海外の方です。

公益社団法人日本社会福祉士会
役員名簿

(2025年6月21日から2027年通常総会まで)

(敬称略()内は都道府県社会福祉士会名・所属)

【正会員の理事】

会長(代表理事) 山下 康 (神奈川・社会福祉法人 かながわ共同会)
副会長(業務執行理事) 安藤 千晶 (静岡・一般社団法人 静岡市清水医師会)
副会長(業務執行理事) 岡本 達也 (富山・更生保護法人 富山養得園)
副会長(業務執行理事) 角山 信司 (沖縄・社会医療法人 仁愛会)
(理事) 伊東 良輔 (福岡・一般社団法人 ぱるむ)
神内秀之介 (北海道・ふくしのよろずや神内商店合同会社)
直木 慎吾 (大阪・大阪市社会福祉協議会)
中島 康晴 (広島・REGINOグループ)^{※1}
中村 直樹 (青森・弘前医療福祉大学短期大学部)
中山 貴之 (兵庫・一般社団法人 兵庫県社会福祉士会)
丸山 晃 (東京・立教大学コミュニティ福祉研究所)
宮内 祥 (岡山・株式会社 創心會)^{※2}
宮崎 靖 (愛知・名古屋柳城短期大学)
米田 順哉 (愛媛・NPO法人 家族支援フォーラム)

※1 中島氏の任期は2025年6月21日から2025年12月8日まで

※2 宮内氏の任期は2026年3月20日から2027年通常総会まで

【正会員の監事】

竹内 則夫 (東京・社会福祉法人 多摩同胞会)

【正会員以外の監事】

笠田 朋宏 (笠田公認会計士税理士事務所)

都道府県社会福祉士会 会長・事務局長一覧(2025年度)

都道府県社会福祉士会	会 長	事 務 局 長
北海道	出町 勇人	前鼻 弘靖
青 森	納谷 むつみ	晴山 順一
岩 手	坂口 繁治	熊谷 雅順
宮 城	小林 紀代	西澤 英之
秋 田	和田 士郎	佐藤 俊一
山 形	大江 祥子	鈴木 孝
福 島	松本 喜一	
茨 城	竹之内 章代	小森 弘道
栃 木	松永 千恵子	
群 馬	小川 貴之	高橋 知之
埼 玉	遅塚 昭彦	田口 伸
千 葉	澁澤 茂	伊藤 佳世子
東 京	岡野 範子	早川 澄江
神奈川	田中 晃	菅野 美和子
新 潟	渡辺 陽一	
長 野	吉澤 利政	三村 仁志
山 梨	渡辺 実子	保坂 辰男
富 山	清水 剛志	岡本 達也
石 川	末松 良浩	北脇 宜和
福 井	須磨 航	西出 真悟
静 岡	高橋 邦典	板倉 幸夫
岐 阜	岡川 毅志	山田 孝
愛 知	前田 修	神谷 真人
三 重	平井 俊圭	岡本 淑美
滋 賀	山内 克仁	市川 忠稔
京 都	千葉 晃央	藤 憲之
大 阪	吉田 祐一郎	原田 徹
兵 庫	小椋 智子	西野佳名子
奈 良	西田 利昭	青柳 太三
和歌山	玉置 薫	廣井 英徳
鳥 取	朝倉 香織	岸本 照之
島 根	田中 涼	深貝登志子
岡 山	加藤 貴之	高橋 誠
広 島	原本 明美	亀野 幸一郎
山 口	辻中 浩司	橋 康彦
香 川	三瀬 誠	栗田 猛
愛 媛	武本 共栄	橋本 一晃
徳 島	湯浅 雅志	多田 祐
高 知	久野 貴裕	三橋 択実
福 岡	高田 裕矢	青柳 壮悟
佐 賀	大垣内 勇	田代 勝良
長 崎	野田 健	柴田 祐成
熊 本	梅田 孝子	緒方 誠
大 分	伊藤 保幸	鹿嶋 隆志
宮 崎	末永 恭	徳弘 雄一郎
鹿児島	東 和沖	須藤 奈津子
沖 縄	石川 和徳	比嘉 暢哉

※各都道府県社会福祉士会からの届出に基づいて作成

公益社団法人日本社会福祉士会 2025年度 委員会委員一覧

◎印は委員長を示す
○印は副委員長を示す
(氏名 50音順・敬称略)
2026年3月31日現在

組織委員会

◎宮崎 靖 (愛知)	小川 貴之 (群馬)	上條 通夫 (長野)
川満 大 (沖縄)	神内秀之介 (北海道)	須藤奈津子 (鹿児島)
藤 憲之 (京都)	徳永 実 (香川)	西澤 英之 (宮城)
前田 修 (愛知)		

プロモーション委員会

◎中山 貴之 (兵庫)	神内秀之介 (北海道)	竹田 匡 (北海道)
橋 典孝 (石川)		

綱紀委員会

◎宮崎 正行 (兵庫)	○関戸 康之 (非会員)	○河口 幸貴 (広島)
相原 伸行 (香川)	市原 久夫 (千葉)	大上 芳仁 (京都)
乙幡美佐江 (東京)	滝口 真 (非会員)	長谷川哲也 (非会員)
本間 昭夫 (青森)		

学会運営委員会

◎中山 貴之 (兵庫)	○吉田祐一郎 (大阪)	太田 桂子 (島根)
笠 修彰 (福岡)	葛西 孝幸 (青森)	金井 直子 (神奈川)
松永千恵子 (栃木)	丸山 晃 (東京)	溝渕 智則 (高知)
横井 扶紗 (奈良)		

倫理委員会

◎山下 康 (神奈川)	安藤 千晶 (静岡)	岡本 達也 (富山)
角山 信司 (沖縄)	中山 貴之 (兵庫)	

後見委員会

◎直木 慎吾 (大 阪) 内山 恵子 (群 馬) 大川 浩平 (大 阪)
熊倉 千雅 (東 京) 猿渡 真吾 (福 岡) 高橋 英成 (岩 手)
平林 和宏 (鳥 取) 古澤 肇 (千 葉) 丸山 晃 (東 京)

後見委員会 都道府県体制整備支援プロジェクトチーム

◎直木 慎吾 (大 阪) 池田 和枝 (長 崎) 小湊 純一 (宮 城)
谷川ひとみ (福 島) 西田 利昭 (奈 良) 山田美代子 (大 阪)
渡邊 一郎 (東 京)

後見委員会 成年後見人材育成研修カリキュラム見直しプロジェクトチーム

◎直木 慎吾 (大 阪) 大川 浩平 (大 阪) 熊倉 千雅 (東 京)
小嶋 清久 (埼 玉) 猿渡 真吾 (福 岡) 高橋 英成 (岩 手)
多田摩由美 (北海道) 平岡 和子 (広 島)

権利擁護推進あり方検討委員会

◎直木 慎吾 (大 阪) 石川 和徳 (沖 縄) 伊部 太郎 (福 井)
畝本 幸男 (愛 媛) 窪田 寛史 (熊 本) 高橋 通江 (北海道)
野村 幸代 (茨 城) 山田美代子 (大 阪)

地域包括ケア推進委員会

◎米田 順哉 (愛 媛) 赤坂 直紀 (北海道) 石坂 留美 (富 山)
大城 篤志 (沖 縄) 木内健太郎 (神奈川) 林田 雅輝 (石 川)
古市こずえ (茨 城)

介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業委員会 (老健事業)

◎角山 信司 (沖 縄) 猪俣 憲一 (非会員) 黒木翔一郎 (非会員)
小森有美子 (京 都) 佐藤 太彦 (非会員) 佐原 博之 (非会員)
白澤 政和 (非会員) 瀬戸 雅嗣 (北海道) 竹田 匡 (北海道)
堤 洋三 (非会員) 濱田 和則 (大 阪) 山下 順子 (非会員)

**介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業
作業委員会（老健事業）**

◎竹田 匡（北海道） 大杉 友祐（静岡） 小森有英子（非会員）
瀬戸 雅嗣（北海道） 大浦 尚士（非会員） 福富 昌城（京都）
渡辺 裕一（山梨）

**災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割
等に関する調査研究 本委員会（社会福祉推進事業）**

◎岡本 達也（富山） 今尾顕太郎（大分） 大島 隆代（非会員）
鹿嶋 隆志（大分） 菅野 直樹（福島） 田村 満子（大阪）
蓮子 輝之（非会員） 渡辺 裕一（山梨）

**災害時の福祉的支援におけるコーディネーターやスーパーバイザーの機能と役割
等に関する調査研究 作業委員会（社会福祉推進事業）**

◎岡本 達也（富山） 鹿嶋 隆志（大分） 田村 満子（大阪）
西田 剛（熊本） 山本 繁樹（東京） 渡辺 裕一（山梨）

子ども家庭支援委員会

◎丸山 晃（東京） 後藤 久美（静岡） 後藤 みか（大分）
清水 克之（広島） 鈴木 文（福島） 中村 豪志（愛知）
福井 良江（兵庫） 米澤 克徳（岩手） 宮崎 靖（愛知）

子どもの権利擁護支援プロジェクトチーム

◎丸山 晃（東京） 栄留 里美（福岡） 加藤 重樹（東京）
清水 克之（広島） 杉山 美羽（山口） 鈴木 文（福島）
米澤 克徳（岩手） 矢野 茂生（大分）

生活困窮者支援委員会（確認済み）

◎神内秀之介（北海道） 一色 茂雄（神奈川） 菊地 英人（北海道）
近藤 健太（兵庫） 嶋恒 智之（三重） 千野慎一郎（山梨）
友川 礼（愛媛）

多文化ソーシャルワークプロジェクト

◎伊東 良輔（福岡） 坂間 治子（東京） 原口美佐代（大阪）
南野奈津子（千葉） 森 恭子（東京）

リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

◎米田 順哉（愛 媛） 木下 大生（東 京） 菅野 紀枝（静 岡）
松田 裕児（千 葉） 中川 英男（滋 賀） 本多 崇人（新 潟）
徳田 英幸（鹿 児 島）

独立型社会福祉士委員会

◎中村 直樹（青 森） 石黒 建一（北海道） 江連 ユミ（東 京）
増田せつ子（静 岡） 松澤 秀樹（福 岡） 山本 豪（愛 媛）
横田 一也（大 阪）

生涯研修センター企画・運営委員会

◎中村 直樹（青 森） 安藤 千晶（静 岡） 逸持治典子（福 島）
岡本 達也（富 山） 小川 貴之（群 馬） 多田 祐二（福 岡）
長戸 桜子（長 野） 山下 康（神奈川）

実習指導者講習会検討プロジェクトチーム

◎田上 明（東 京） 大坪 秀生（福 岡） 菊地 知憲（宮 城）
越石 全（北海道） 永田 三輪（兵 庫） 長戸 桜子（長 野）

基礎研修プログラム検討プロジェクト

◎中田 雅章（岡 山） 逸持治典子（福 島） 多田 祐二（福 岡）
土谷 長子（兵 庫） 中村 直樹（青 森） 矢間やすみ（鳥 取）
山崎 智美（神奈川）

認定社会福祉士登録推進委員会

◎角山 信司（沖 縄） 石崎 剛（北海道） 岡野 範子（東 京）
竹森 美穂（兵 庫） 橘 康彦（山 口）

「強化ルート研修」テキストの編集委員

◎角山 信司（沖 縄） 齊藤 順子（非会員） 潮谷 有二（非会員）
中村 和彦（非会員） 中村 直樹（青 森）

アドバイザーリスト登録者

2026年5月25日現在

数	所属士会	氏名	分野等	備考
1	青森県	小川 <small>ユキヒロ</small> 幸裕	【その他（独立型社会福祉士）】	
2	山形県	鈴木 ひとみ	【障害】	
3	茨城県	竹之内 <small>アキヨ</small> 章代	【障害】	
4	埼玉県	愛沢 隆一	【児童・家庭】	
5		遅塚 昭彦	【障害】	
6		栗原 直樹	【児童・家庭】	
7	千葉県	<small>モリト</small> 森戸 <small>タカユキ</small> 崇行	【障害】	
8	東京都	<small>コウラ</small> 高良 麻子	【高齢、児童・家庭、地域社会・多文化】	
9		松友 <small>リョウ</small> 了	【障害、地域社会・多文化】	
10		山本 繁樹	【高齢、障害、地域社会・多文化】	
11		加藤 <small>ケイ</small> 慶	【その他（LGBTQ）】	
12		<small>コダカ</small> 小高 <small>マナミ</small> 真美	【その他（自殺予防）】	
13		星野 <small>ヨシコ</small> 美子	【高齢、障害、地域社会・多文化、その他（権利擁護）】	
14	神奈川県	西原 留美子	【高齢、障害、地域社会・多文化、その他（権利擁護）】	
15	静岡県	古井 <small>ケイジ</small> 慶治	【高齢、児童・家庭、地域社会・多文化、その他（権利擁護）】	
16	愛知県	見平 隆	【高齢、障害、児童・家庭、地域社会・多文化】	
17		鈴木 <small>ノブヒロ</small> 庸裕	【児童・家庭】	
18	三重県	市川 <small>トモノリ</small> 知律	【障害】	
19		田邊 <small>ヒサシ</small> 寿	【地域社会・多文化】	

数	所属士会	氏名	分野等	備考
20	京都府	中川 るみ	【刑事司法と福祉】	
21		長澤 哲也	【スクールソーシャルワーカー】	
22		フクトミ 福富 マサキ 昌城	【高齢】	
23	大阪府	田村 満子	【高齢、障害、児童・家庭、地域社会・多文化、権利擁護】	
24	奈良県	西田 利昭	【障害】	
25	和歌山県	カワイ 河合 カオル 馨	【障害、生活保護】	
26		オバセ 小長谷 ミツヒト 恭史	【高齢】	
27	広島県	酒井 珠江	【児童・家庭】	
28	大分県	鹿嶋 隆志	【その他（災害）】	
29	沖縄県	島村 サトル 聡	【障害、地域社会】	

**公益社団法人日本社会福祉士会
2025年度 賛助会員一覧**

	賛助会員名
1	中央法規出版株式会社
2	佛教大学
3	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
4	学校法人瓶井学園日本メディカル福祉専門学校
5	損害保険ジャパン株式会社
6	北星学園大学図書館
7	国際こども・福祉カレッジ
8	皇學館大学
9	株式会社ミネルヴァ書房
10	公益財団法人日本知的障害者福祉協会社会福祉士養成所
11	川廷 宗之
12	神戸女子大学健康福祉学部社会福祉学科
13	一般社団法人シルバーサービス振興会
14	株式会社マツシュ
15	学校法人NHK学園 生涯学習局福祉教育センター 事務局
16	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
17	エムスリーエデュケーション株式会社
18	リコージャパン株式会社首都圏営業本部東京支社
19	日本加除出版株式会社
20	株式会社リーガル
21	SOTシステムコミュニティ株式会社
22	公益財団法人テクノエイド協会
23	株式会社ディーエムエス
24	東洋羽毛工業株式会社
25	株式会社日立システムズ
26	有限会社 東栄社
27	株式会社内田洋行
28	有限会社ウェルワーク
29	株式会社第一総合企画
30	アトム法律事務所
31	株式会社メドレー
32	大塚製薬株式会社

2026年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表 (変更となる可能性があります)

月	日	企画名	会場	都道府県社会福祉士会からの派遣	都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等	規模等
4	18	第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会	事務局			
5	16	第2回業務執行理事打合せ 第2回理事会	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
	17	第1回全国生涯研修委員会議	オンライン			
6	13-14	認定社会福祉士更新研修	オンライン	○		50名
	14	第1回生涯研修センター協議会	オンライン			15名
	20	第3回業務執行理事打合せ 第3回理事会	東京都内			
	20	第38回通常総会	東京都内			
7	4	第4回業務執行理事打合せ	リンクステーションホール青森			
	4-5	第34回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(青森大会)	リンクステーションホール青森			
	18	第5回業務執行理事打合せ 第4回理事会	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
	26	第1回権利擁護推進に向けた協議会(都道府県ばあとなあ連絡協議会)	オンライン			
8	8	2026年度児童家庭支援SW研修	オンライン			
	22	第6回業務執行理事打合せ 第5回理事会	事務局			47都道府県社会福祉士会
	29	独立型社会福祉士 都道府県士会意見交換会	オンライン			
		2026年度児童家庭支援SW研修	大阪市内			
9	5	第7回業務執行理事打合せ 第6回理事会	東京都内			
	5-6	都道府県社会福祉士会会長会議	東京都内			
	12-13	2026年度スーパーバイザー養成研修	東京都内	○	○	50名
	27	第2回全国生涯研修委員会議	東京都内			47都道府県社会福祉士会
10	10-11	高齢者虐待対応現任者標準研修 講師予定者研修会(仮)	東京都内		○	70名
	17	第8回業務執行理事打合せ 第7回理事会	オンライン			
	25	SSW実践アドバイザー研究交流・意見交換会	オンライン			
11	21	第9回業務執行理事打合せ 第8回理事会	オンライン			
12	6	独立型社会福祉士研修	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
	9	事務局代表者会議	オンライン			
	19	第10回業務執行理事打合せ 第9回理事会	オンライン			
1	10-11	独立型社会福祉士全国実践研究集会	東京都内			120名
	16	第11回業務執行理事打合せ 第10回理事会	事務局			
	24	滞日外国人支援ソーシャルワーク研修	東京都内			80名
2	6	第12回業務執行理事打合せ 第11回理事会	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
	7	2026年度SSW全国実践研究集会	オンライン			
	26	正会員事務局職員向け研修	オンライン			
3	20	第13回業務執行理事打合せ 第12回理事会				
	20	2026年度臨時総会	東京都内			

月	日	企画名	会場	都道府県社会福祉士会からの派遣	都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等	規模等
未	未定	都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
未	未定	第2回生涯研修センター協議会	オンライン	○		15名
未	未定	司法福祉全国研究集会	オンライン			190名
未	未定	地域共生社会の実現に向けた全国研究集会【仮】包括&困窮共同企画	オンライン			160名
未	未定	基礎研修講師養成研修	オンライン		○	240名
未	未定	第2回権利擁護推進に向けた協議会(都道府県ばあとなあ連絡協議会)	東京都内	○		47都道府県社会福祉士会
未	未定	認定社会福祉士認定研修	オンライン	○		48名



公益社団法人 日本社会福祉士会 事務局

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階

電話 03-3355-6541

FAX 03-3355-6543

E-mail : info@jacsw.or.jp